

橿原市 第2期子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

橿原市

ごあいさつ

わが国においては、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行後、「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備や、乳幼児教育・保育や子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上等が推進されてきました。さらに、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て支援は日々改善が重ねられています。



本市では、平成27年3月に「檀原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児期の教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るなど、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

今回策定しました「檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画」は、引き続き「子育てロマンのまち かしはら」を基本理念に掲げ、その実現に向けて、「質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実」「すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進」「みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築」の3つを基本目標とし、市民の皆様をはじめ、関係団体や関係機関の皆様との協働により取り組みを進めていくものです。

本計画に基づいた取り組みを進める中で、檀原市がより安心して子育てができるまち、子育て世代に選ばれるまちとなるよう、国・県とも連携しながらさまざまな課題に全力でチャレンジしてまいります。

本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様、ヒアリング調査にご協力いただいた私立幼稚園・保育園・認定こども園関係者の皆様、ならびに貴重なご意見・ご提案をいただきました「檀原市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。引き続き計画の推進に向けて、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和2年3月

檀原市長 亀田 忠彦

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の策定方法	2
4. 計画の期間	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1. 基本理念	4
2. 基本的な視点	4
第3章 子ども・子育てをとりまく現状と課題	5
1. 既存・統計データからみる状況	5
2. アンケート調査等からみる状況	26
3. 第1期計画の主な取り組みの評価	46
第4章 施策の方向	49
1. 基本目標	49
2. 施策の体系	50
3. 施策の展開	51
4. 母子保健に関する施策・事業の評価指標と目標	65
第5章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	67
1. 量の見込みの算出等について	67
2. 教育・保育の提供区域	71
3. 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	72
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	74
第6章 計画の推進に向けて	85
1. 子ども・子育て支援の推進に向けた考え方	85
2. 推進体制の充実	87
3. 計画の点検・評価	87
資料編	88
1. 策定経過	88
2. 策定体系図	90
3. 檀原市子ども・子育て会議条例	91
4. 檀原市子ども・子育て会議委員名簿	92
5. 檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会設置について	93
6. 檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会等委員名簿	94
7. 用語の説明	95

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

現在、全国的に、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てをとりまく社会情勢の変化を受け、新たな支援制度（子ども・子育て支援新制度、以下、「新制度」という。）を構築するため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定後、平成 24 年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正等が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新制度では、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの乳幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。また、令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化が始まり、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図っています。

檀原市では、「子ども・子育て関連 3 法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすべく、「檀原市次世代育成支援行動計画」（以下、「次世代計画」という。）の後継計画として、平成 27 年度に「檀原市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定しました。基本理念に掲げた「子育てロマンのまち かしはら」を次世代計画から引き継ぐ中で、一人ひとりの子どもに、健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進めています。また、市独自の取り組みを展開するなど、安心して子育てできるまち、子育て世代に選ばれるまちの実現をめざした取り組みも進めてきました。

「檀原市第 2 期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、令和 2 年 3 月末をもって第 1 期計画の計画期間が終了となることから、国の動向及び第 1 期計画における成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、子ども・子育て支援制度を推進します。さらに、乳幼児期の教育・保育の需要に対応するため、受け入れ体制の充実等、効果的な施策展開に取り組むことにより、安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを進めていくために策定するものです。

「子ども・子育て支援」とは

保護者・家庭に子育てについての責任があることを前提としつつ、保護者自身が、自分の存在や価値を肯定する感覚・感情を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保していく上で必要な施策を効果的に推進していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

さらに、母子保健の分野についても本計画に包含されることから、母子保健計画としても位置づけられます。

あわせて、本計画は、国や奈良県の子育て支援に関連する計画や、本市の最上位計画である「橿原市総合計画」をはじめ、子どもとまちづくりに関する上位計画や関連計画との整合・連携を図るものとします。

3. 計画の策定方法

(1) 「橿原市子ども・子育て会議」による審議

本計画に、子育ての当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて推進するため、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、労働者を代表する方、事業主を代表する方、子ども・子育て支援に関する有識者などから構成する「橿原市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

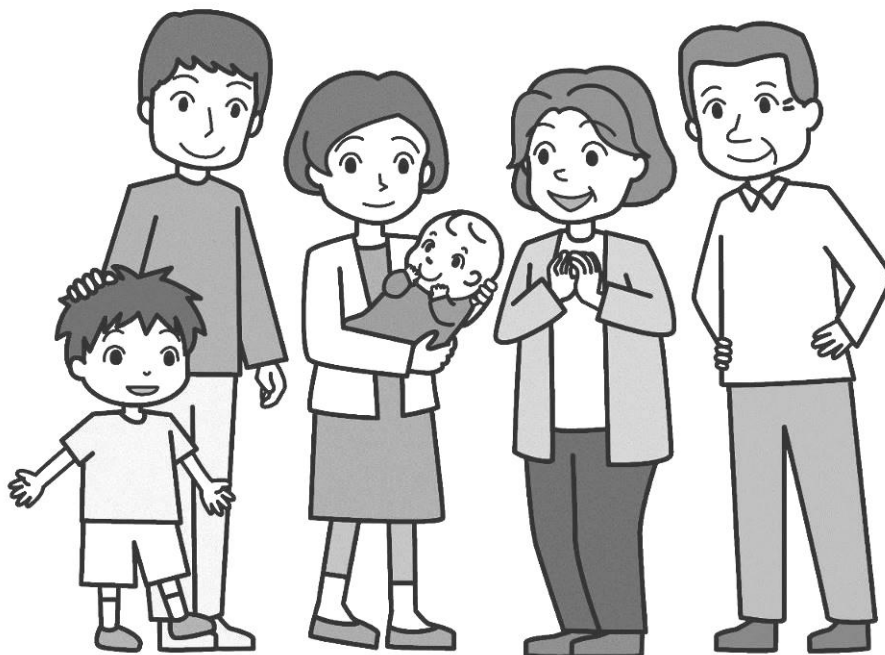
本計画の策定にあたって、子育て中の保護者のニーズを的確に反映するため、就学前児童及び就学児童（小学生）の保護者を対象とした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

	調査対象者・配布数	調査方法	調査期間	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	市内在住の就学前の子どもを持つ保護者 1,600人	郵送による 配布及び 回収	平成31（2019）年 2月28日～ 3月15日	899件	56.2%
就学児童（小学生） 調査	市内在住の就学中の 小学生を持つ保護者 800人			460件	57.5%

4. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間として設定します。

平成27年度 ～令和元年度 (2015～2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
第1期計画	橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				



第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子育てロマンのまち かしはら」

子どもは「未来の夢」であり「次世代の希望」、そして「地域の宝」です。さらに地域の未来を担うのは、いま生まれ、すくすくと育ちつつある一人ひとりの子どもです。その子どもたちがいまを豊かに生活し、自らの将来や地域の未来に向けて、夢を羽ばたかせるために社会全体で支え、育てていくことが今後とも求められます。

本市では、次世代計画や第1期計画において「子育てロマンのまち かしはら」を基本理念に掲げ、一人ひとりの子どもに、健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進め、安心して子育てができるまち、子育て世代に選ばれるまちをめざして取り組んできました。

本計画では、第1期計画から引き続き「子育てロマンのまち かしはら」を掲げ、今後も子どもを安心して産み育てることができる基盤整備を進めるとともに、子どもとともに保護者も成長し、未来に夢や希望が持てる、そして子育て世代に選ばれる檜原市の実現をめざします。

2. 基本的な視点

(1) すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもたちの心身ともに健やかな成長を等しく保障するとともに、子どもの人権ならびに子どもの最善の利益が保障される社会をめざします。

(2) すべての保護者が子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子どもを産み育てることに夢と希望が持てるよう、また、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目ない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

(3) すべての人が協働して子ども・子育てに関われる環境づくり

地域や企業、学校、行政などの社会全体が、すべての子どもの心身ともに健やかな成長を実現するという目的を共有するとともに、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関わっていける環境づくりを進めます。

第3章 子ども・子育てをとりまく現状と課題

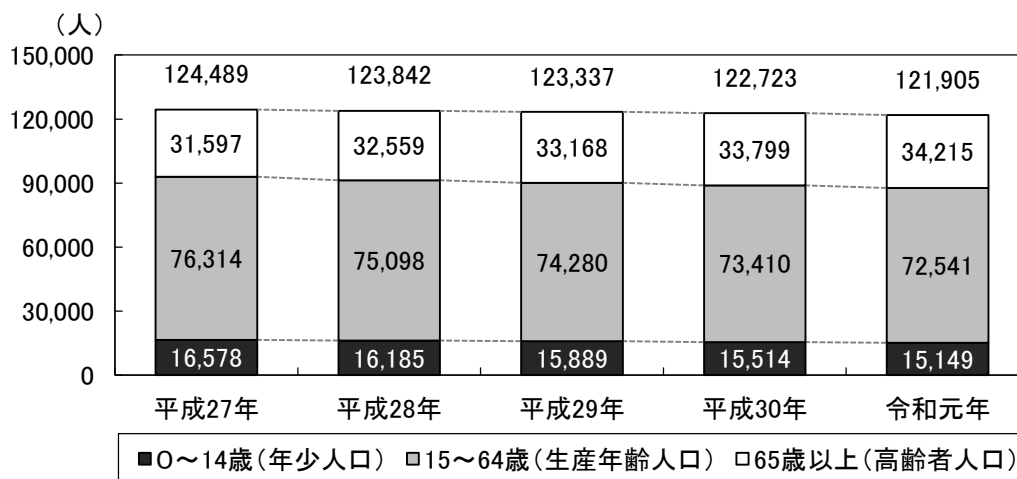
1. 既存・統計データからみる状況

(1) 人口等の動向

① 人口の推移

本市の総人口は微減傾向となっており、令和元年で121,905人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳（年少人口）や15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向にある一方、65歳以上（高齢者人口）は増加しています。

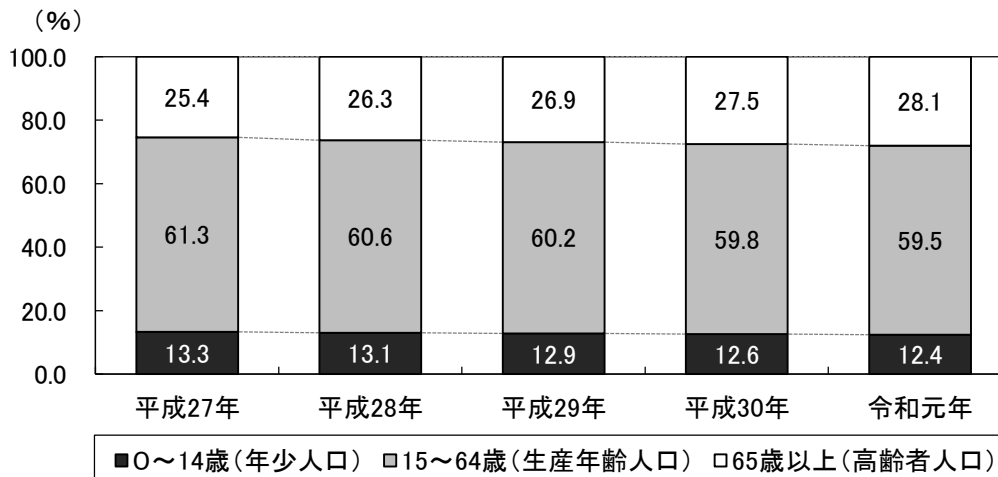
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

上記の年齢3区分別人口の推移を、割合で示したものです。

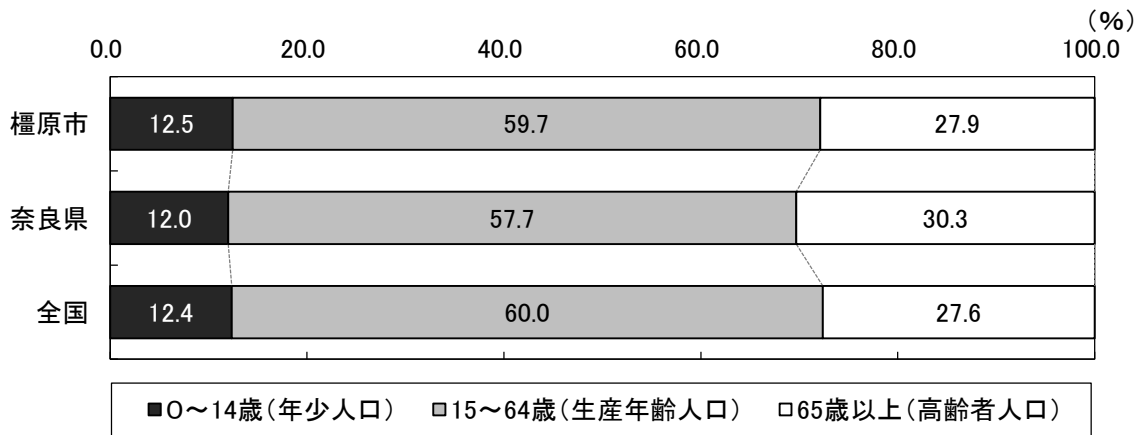
■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

なお、令和元年における年齢3区分別人口割合を奈良県及び全国と比較すると、概ね全国と同水準であることがうかがえます。

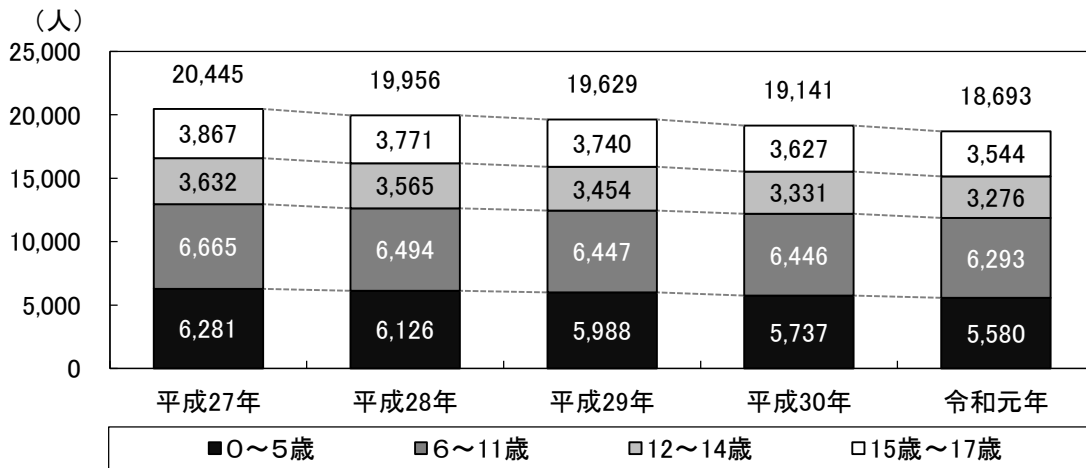
■年齢3区分別人口割合の比較（奈良県・全国／令和元年）



資料：住民基本台帳に基づく人口（総務省／平成31年1月1日）

また、18歳未満の子どもの人口は減少傾向にあります。令和元年には18,693人と、平成27年に比べて1,752人減少しています。

■子どもの人口推移



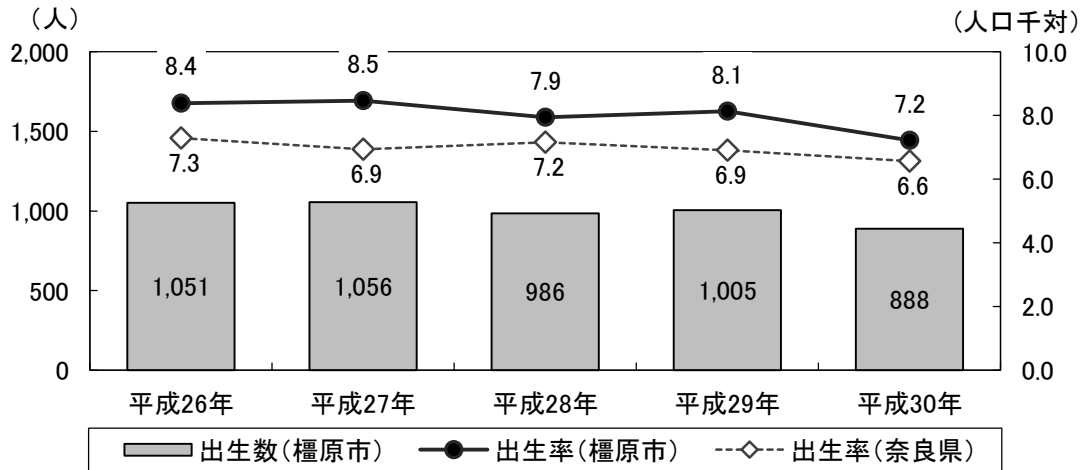
資料：住民基本台帳人口（平成31年4月1日）

② 自然動態と社会動態

a. 出生数と出生率の状況

本市の出生数は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、平成30年では888人となっています。出生率については、平成30年における奈良県との差は0.6ポイントと若干高い水準で推移していますが、出生数と同様に減少傾向にあります。

■出生数と出生率の推移

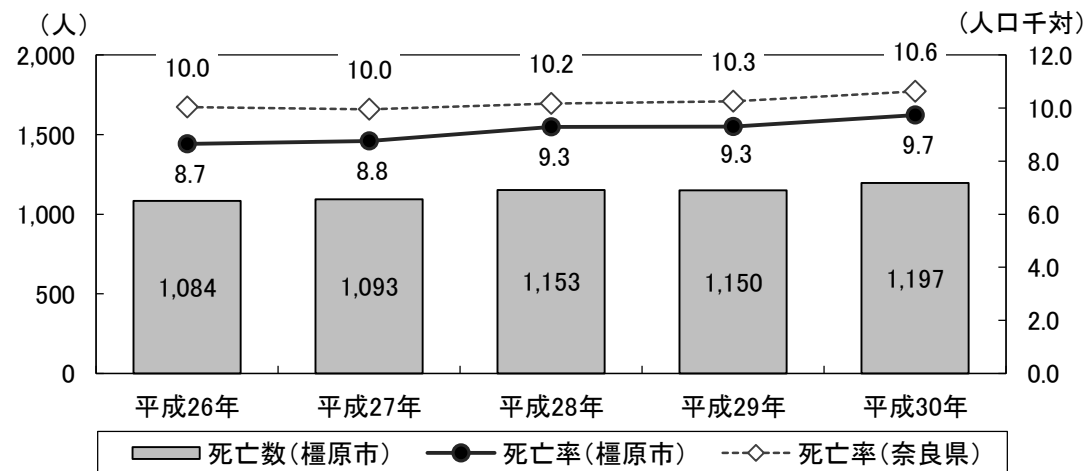


資料：人口動態統計（総務省）

b. 死亡数と死亡率の状況

本市の死亡数は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、平成30年では1,197人となっています。また、死亡率については奈良県より低い水準で推移しています。

■死亡数と死亡率の推移

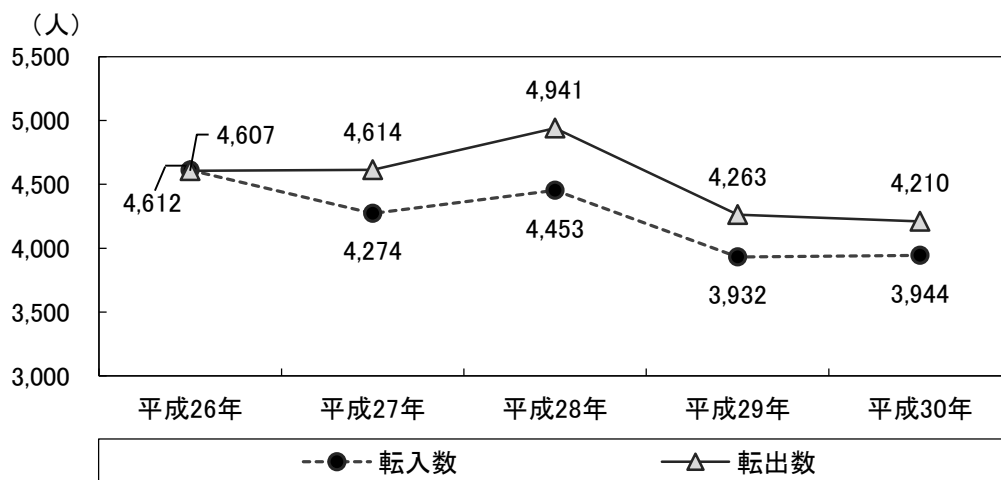


資料：人口動態統計（総務省）

c. 転入と転出の状況

転入と転出については、平成 26 年において転入が転出を若干上回っていますが、以降は転出数が転入数を上回る社会減となっています。

■ 転入数と転出数の推移



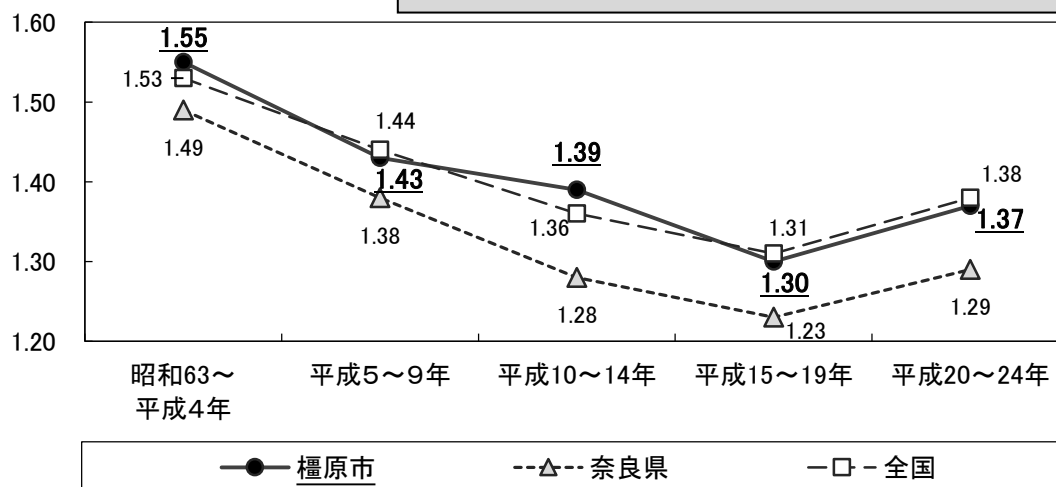
資料：人口動態統計（総務省）

③ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移については、平成 15～19 年平均から平成 20～24 年平均にかけて増加し、平成 20～24 年平均は 1.37 となっており、全国の水準に近い値となっています。しかし、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準＝2.06）には達していません。

■ 合計特殊出生率の推移

※平成 25～29 年の数値は、令和 2 年 3 月に厚生労働省より公表予定の為、反映することができません。

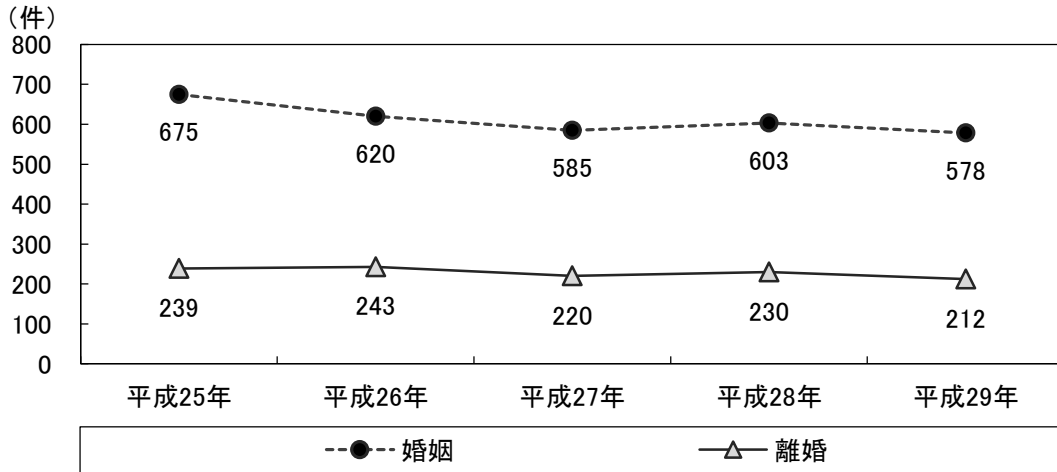


資料：人口動態統計特殊報告（厚生労働省）

④ 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、平成27年から平成28年にかけては増加しましたが、平成29年にかけて減少しています。離婚件数については、概ね横ばいで推移しています。

■婚姻件数と離婚件数の推移



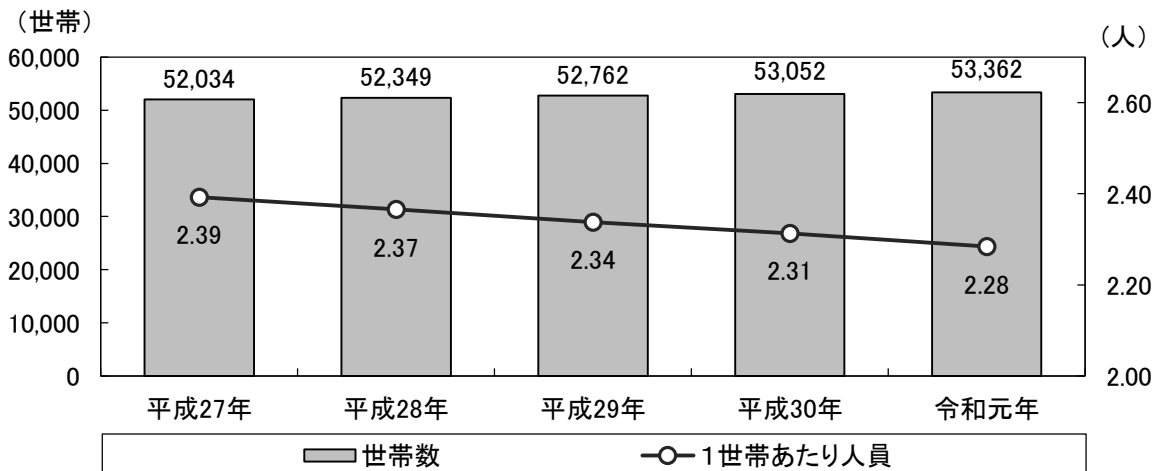
資料：人口動態統計（厚生労働省）

(2) 世帯・就労の動向

① 世帯の状況

世帯数については増加傾向にあり、令和元年において53,362世帯となっています。その一方で、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、令和元年は2.28人と、世帯規模の縮小が進行しています。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移

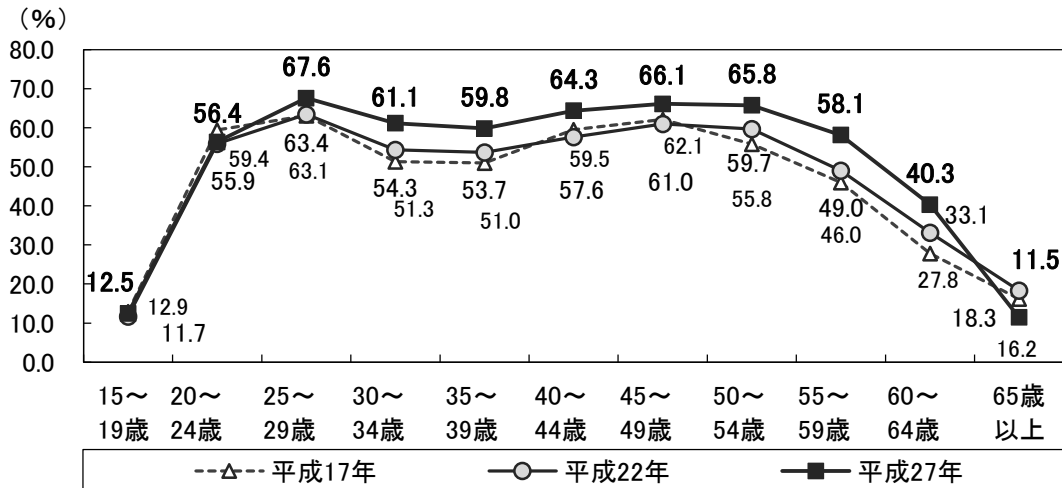


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 就労の動向

女性の年齢階層別就業率（各年齢階層の人口に占める就業者数の割合）については、25～64歳において増加傾向にあります。

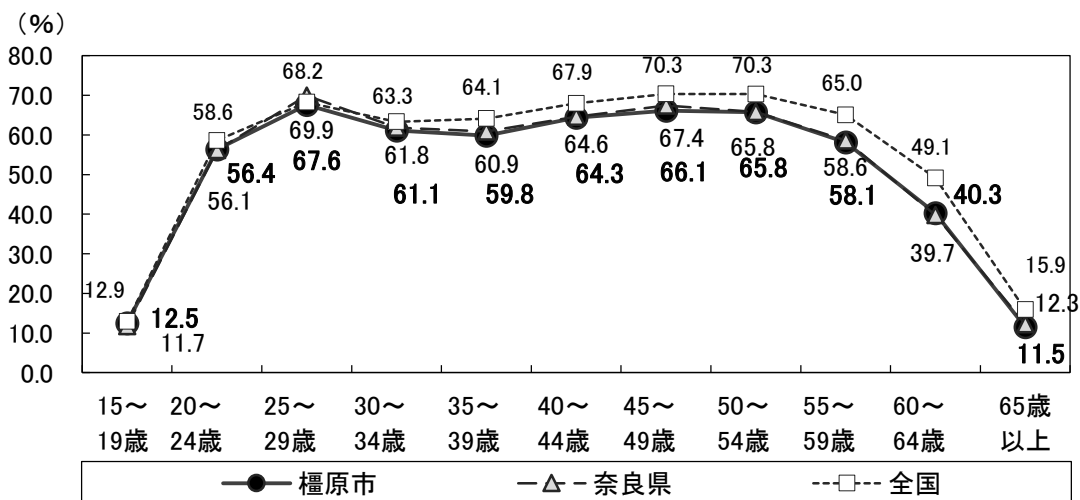
■女性の年齢階層別就業率の推移



資料：国勢調査

平成27年における女性の年齢階層別就業率を奈良県と比較すると大きな差はありませんが、全国と比較すると低い水準となっています。

■女性の年齢階層別就業率の比較（奈良県・全国／平成27年）



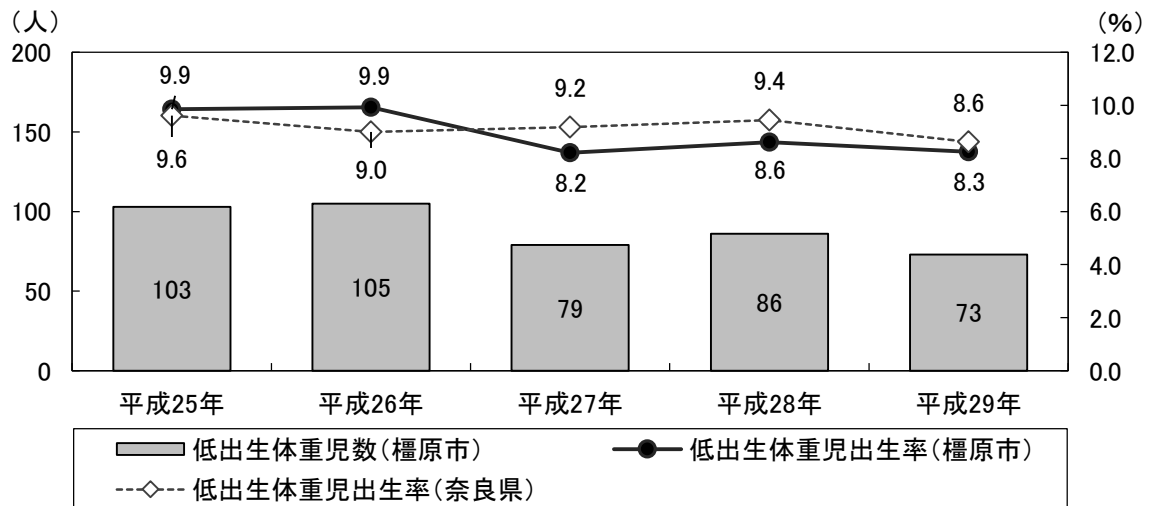
資料：国勢調査

(3) 母子保健に関する状況

① 低出生体重児の状況

本市の低出生体重児（出生時に体重が2,500g未満の新生児）数についてみると、平成27年以降は100人以下で推移しています。また、低出生体重児出生率（全出生数に占める低出生体重児数の割合）については、概ね奈良県と同程度となっています。

■低出生体重児数・低出生体重児出生率の推移

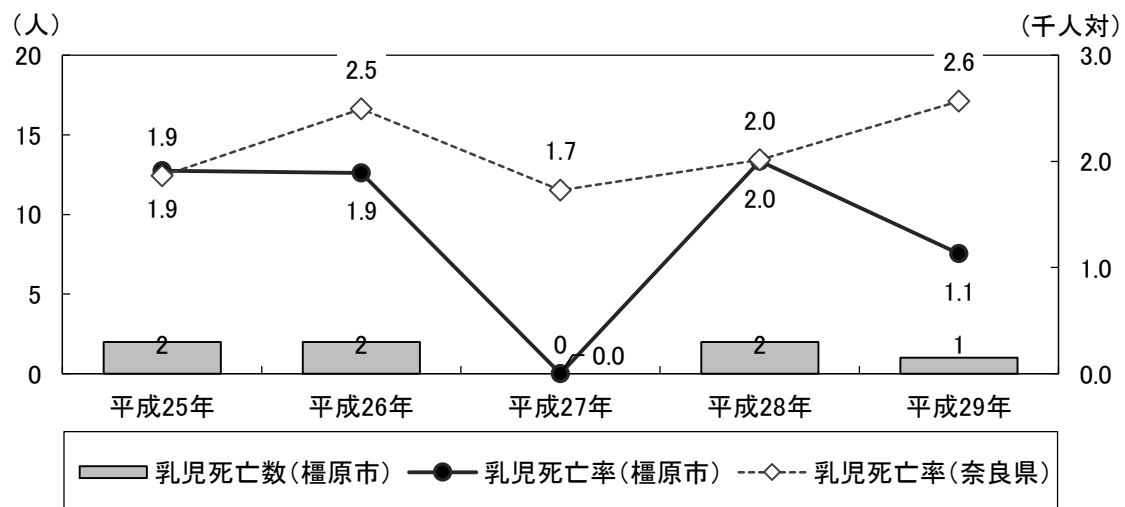


資料：奈良県保健統計データ

② 乳児死亡の状況

本市の乳児死亡数については、0～2人の間を推移しています。また、乳児死亡率については、奈良県と同等か、低い水準となっています。

■乳児死亡数・乳児死亡率の推移

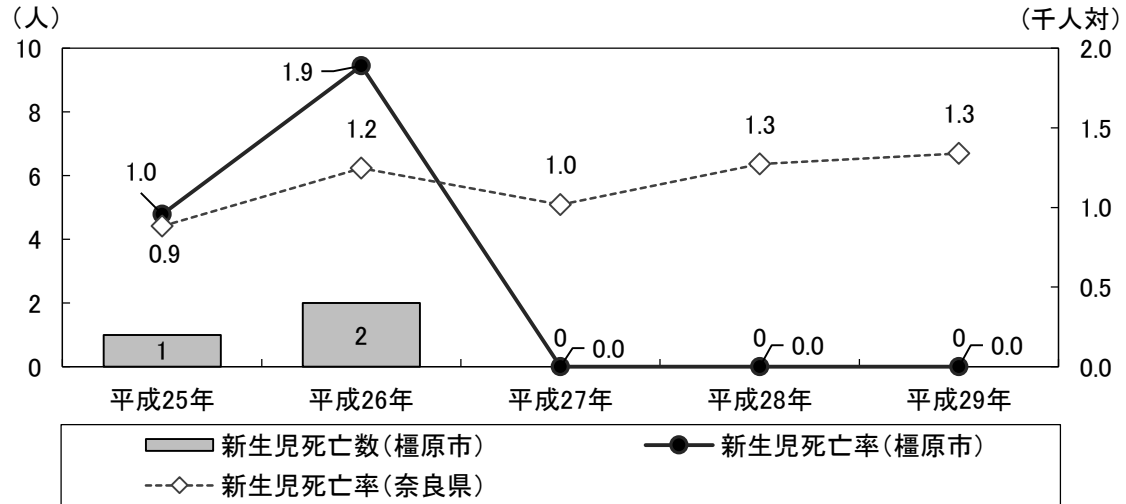


資料：奈良県保健統計データ

③ 新生児死亡の状況

本市の新生児死亡数についてみると、平成27年以降は0人が続いています。

■新生児死亡数・新生児死亡率の推移

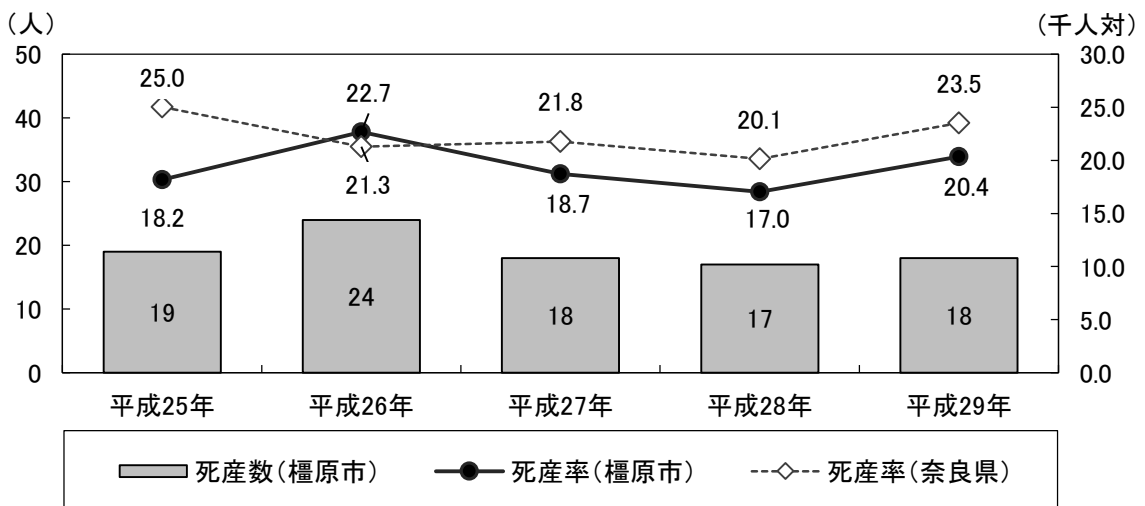


資料：奈良県保健統計データ

④ 死産の状況

本市の死産数については、概ね横ばいで推移しています。また、死産率についてみると、概ね奈良県より低い水準で推移しています。

■死産数・死産率の推移



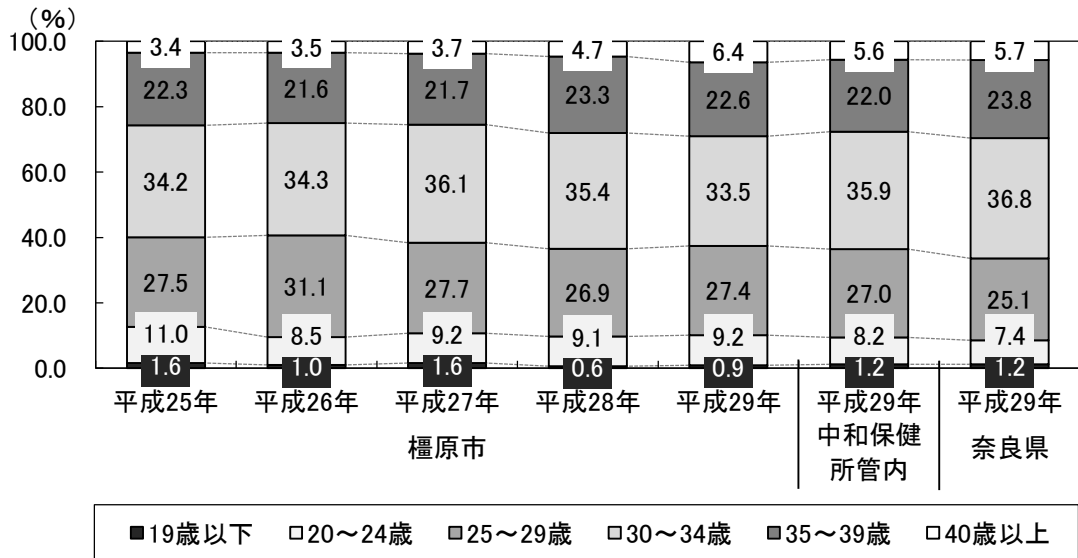
資料：奈良県保健統計データ

⑤ 母親の年齢別出生数の状況

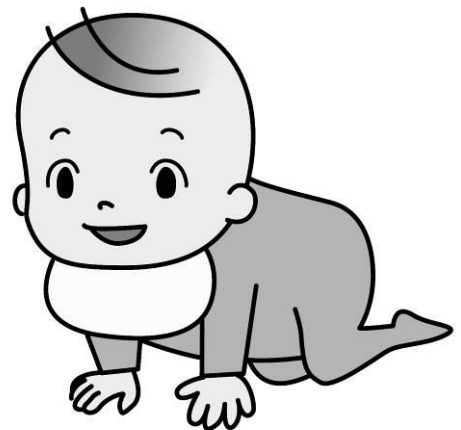
母親の年齢別出生数の構成比について推移をみると、20歳代において構成比が減少傾向にあり、30歳代後半については横ばい、40歳以上で増加傾向にあります。

また、平成29年の母親の年齢別出生数構成比をみると、奈良県や中和保健所管内と比較して、20～24歳の割合は高く、35～39歳については奈良県より低い水準となっています。

■母親の年齢別出生数構成比の推移



資料：奈良県保健統計データ



(4) 保育所(園)・認定こども園、幼稚園、小・中学校の状況

① 保育所(園)・認定こども園[※]の状況

(※認定こども園のうち、2・3号認定)

平成31年4月1日現在、本市には市立保育所が5か所、私立保育園が9か所、私立認定こども園が1か所あります。また、入所児童数は横ばい傾向にあり、平成30年度で2,350人となっています。

■保育所(園)・認定こども園数と入所児童数の推移(各年度3月1日現在)

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	市立 (公立)	私立
施設数 (か所) ^{※1}	保育所(園)	12	14	14	14	14	5	9
	認定こども園	—	1	1	1	1	0	1
入所児童数 (人) ^{※2}	合計	2,187	2,334	2,382	2,355	2,350	856	1,494
	3～5歳児	1,342	1,418	1,444	1,457	1,427	531	896
	1～2歳児	704	752	767	749	754	280	474
	0歳児	141	164	171	149	169	45	124

資料：こども未来課

※1：平成27年度より1園が保育所から認定こども園に移行し、3園が新たに認可された。

※2：市内園のみ、受託児含む。認定こども園は2号・3号認定のみを記載。

なお、保育所(園)・認定こども園の入所待機児童数については、平成26年度は12人でしたが、子ども・子育て支援新制度の導入に伴って待機児童の定義が変わったことにより、平成27年度は96人となりました。平成27年度から令和元年度にかけては、減少傾向にあります。

■保育所(園)・認定こども園の入所待機児童数の推移(各年度4月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所(園)・認定こども園 [※] の入所待機児童数(人)	96	45	20	13	3

資料：こども未来課

※認定こども園は2号・3号認定のみを記載。

② 幼稚園・認定こども園[※]の状況

(※認定こども園のうち、1号認定)

令和元年5月1日現在、本市には市立幼稚園が15か所、前述の私立認定こども園が1か所あります。また、私立幼稚園が4か所あります。園児数は全体的に減少傾向にあります。

■幼稚園・認定こども園数と園児数の推移（各年度5月1日現在）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	市立	私立
施設数 (か所)	幼稚園	15	15	15	15	15	15	0
	認定こども園 ^{※1}	1	1	1	1	1	0	1
園児数 (人) ^{※2}	合計	692	695	655	603	544	531	13
	3歳児	1	0	8	4	6	0	6
	4歳児	330	355	281	296	228	226	2
	5歳児	361	340	366	303	310	305	5

資料：学校基本調査・子ども未来課

※1：平成27年度より保育所から認定こども園に移行。（前項①で掲載した施設数の再掲）

※2：市内園のみ。受託児を含む。認定こども園は1号認定（4月1日時点）の数値を記載。

■私立幼稚園数と園児数の推移（各年度5月1日現在）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数(か所)		4	4	4	4	4
園児数 (人) [※]	合計	425	394	374	383	376
	3歳児	120	106	96	124	106
	4歳児	115	119	109	97	126
	5歳児	190	169	169	162	144

資料：学校基本調査

※市内園のみ。受託児を含む。

③ 小・中学校の状況

令和元年5月1日現在、本市には小学校が16校、中学校が6校あります。また、児童・生徒数は、小学校、中学校ともに減少傾向で推移しており、令和元年で小学校児童数が6,172人、中学校生徒数が2,958人となっています。

■小・中学校数と児童・生徒数の推移（各年度5月1日現在）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	学校数(か所)	16	16	16	16	16
	児童数(人)	6,482	6,331	6,295	6,308	6,172
中学校	学校数(か所)	6	6	6	6	6
	生徒数(人)	3,366	3,305	3,183	3,054	2,958

資料：学校基本調査

(5) 保育サービス等の状況

① 利用者支援事業の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在、基本型として「子育て総合窓口」が分庁舎に 1 か所、母子保健型として「妊産婦・乳幼児相談窓口」が分庁舎と保健福祉センターの 2 か所、計 3 か所設置しています。

■利用者支援事業の実施箇所数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計(か所)	—	1	1	3	3
基本型(か所)	—	1	1	1	1
母子保健型(か所)	—	—	—	2	2

資料：こども未来課・健康増進課

※子育て総合窓口は平成 27 年 10 月から保健福祉センターにて実施し、平成 30 年 2 月に分庁舎へ移転。

妊産婦・乳幼児相談窓口は、保健福祉センターにて平成 29 年 4 月から、分庁舎にて平成 30 年 2 月からそれぞれ実施。

② 時間外保育事業の状況（延長保育事業）

平成 31 年 4 月 1 日現在、本市では市立保育所で 5 か所、私立保育園で 9 か所、私立認定こども園で 1 か所の、計 15 か所において延長保育を実施しています。

■時間外保育事業の実利用者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
時間外保育事業の実利用者数(人)※	481	606	501	535	489

資料：こども未来課

※私立認定こども園については、2・3号認定（保育ニーズ）が対象。

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

放課後児童健全育成事業の実施施設は、平成27年度は23か所でしたが、平成29年度に27か所、令和元年度には30か所となっています。また、登録児童数は増加傾向にあり、令和元年度で1,256人となっています。

■放課後児童健全育成事業の実施施設数と登録児童数の推移（各年度4月1日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数(か所)	23	24	27	29	30
登録児童数(人)	957	1,029	1,136	1,239	1,256
提供量(人)	1,144	1,245	1,450	1,557	1,648

資料：子育て支援課

放課後児童健全育成事業の実施場所について、令和元年度では、専用施設が12か所で最も多く、保育所・幼稚園内が10か所と続きます。

【放課後児童健全育成事業の実施場所別状況（各年4月1日）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計(か所)	23	24	27	29	30
小学校内(か所)	2	2	2	2	2
保育所・幼稚園内(か所)	5	5	8	9	10
児童センター・児童館内(か所)	2	2	2	2	2
専用施設(か所)	11	12	12	12	12
公的施設内(か所)	2	2	2	3	3
民家(か所)	1	1	1	1	1

資料：子育て支援課

④ 子育て短期支援事業の状況

ショートステイ等の延利用者数は、平成27年度以降増加傾向にあり、平成30年度には259人となっています。

■ショートステイ等の延利用者数の推移（対象年齢：0～5歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延利用者数(人)	70	161	288	259

資料：子育て支援課

⑤ 養育支援訪問事業の状況

養育支援訪問事業の延訪問者数は年度によりばらつきがあり、平成 30 年度は 113 人となっています。

■養育支援訪問事業の延訪問者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延訪問者数(人)	94	93	155	90	113

資料：子育て支援課

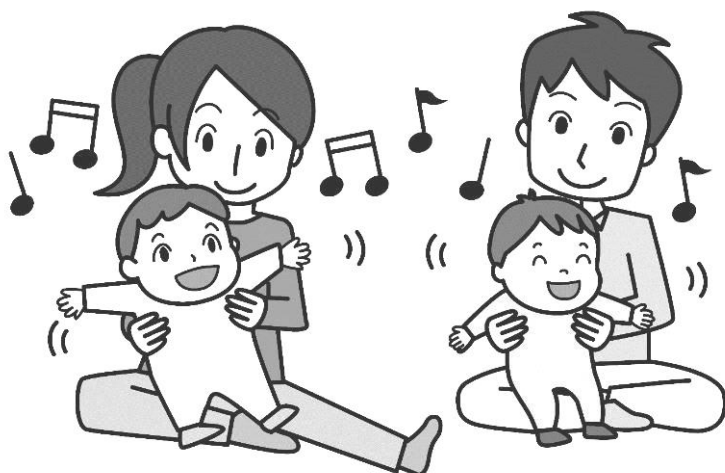
⑥ 地域子育て支援拠点事業の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在、子育て支援センターとこども広場の 2 か所で子育て支援拠点事業を実施しています。また、延利用者数（0～5 歳児）は減少傾向にあり、平成 30 年度で 17,089 人となっています。

■子育て支援拠点事業の延利用者数の推移（対象年齢：0～5 歳児）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計	延利用者数(人)	18,010	17,709	17,534	17,489	17,089
子育て支援センター	延利用者数(人)	5,021	5,482	6,342	5,468	5,492
こども広場	延利用者数(人)	12,989	12,227	11,192	12,021	11,597

資料：子育て支援課



⑦ 一時預かり事業の状況

a. 幼稚園等における在園児の預かり保育

令和元年5月1日現在、本市では市立幼稚園15か所、私立認定こども園1か所で、預かり保育を実施しています。また、私立幼稚園3か所でも実施しています。

■幼稚園等における在園児の預かり保育の実施施設数と延利用者数の推移

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	市立	私立
実施施設数 (か所)	幼稚園	15	15	15	15	15	0
	認定こども園	1	1	1	1	0	1
延利用者数(人) [※]		19,030	18,944	18,704	15,270	15,110	160

資料：学校教育課・こども未来課

※認定こども園は1号認定の在園児における預かり保育について記載。

■私立幼稚園の預かり保育の実施施設数と延利用者数の推移

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	市立	私立
実施施設数(か所)		3	3	3	3	—	3
延利用者数(人)		6,723	8,264	6,567	7,483	—	7,483

資料：学校教育課・こども未来課

b. その他の一時預かり事業（幼稚園等における在園児の預かり保育以外）

本市では、平成29年度より市立保育所1か所で新たに一時預かり事業を開始し、平成31年4月1日現在、市立保育所3か所、私立保育園1か所、私立認定こども園1か所、こども広場1か所の、合計6か所で一時預かり事業を実施しています。また、延利用者数は概ね増加傾向にあり、平成30年度には7,002人となっています。

■その他の一時預かり事業の実施施設数と延利用者数の推移

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
合計	施設数(か所)	5	5	5	6	6
	延利用者数(人)	5,720	5,304	6,189	7,139	7,002
保育所(園)・ 認定こども園	施設数(か所) [※]	4	4	4	5	5
	延利用者数(人)	5,347	4,965	5,785	6,717	6,450
こども広場	施設数(か所)	1	1	1	1	1
	延利用者数(人)	373	339	404	422	462

資料：こども未来課・子育て支援課

※平成29年度より大久保保育所で事業開始

⑧ 病児保育事業の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在、本市では病院に併設された保育室（1 か所）で病児保育を実施しています。また、延利用者数は平成 26 年度から平成 27 年度にかけて大幅に増加し、その後はほぼ横ばい傾向となっており、平成 30 年度では 385 人となっています。

■病児保育の実施設数と延利用者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数(か所)	1	1	1	1	1
延利用者数(人)	169	405	476	431	385

資料：こども未来課

⑨ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の状況

平成 30 年度末の登録会員数は、依頼会員 239 人、援助会員 48 人、両方会員 28 人、合計 315 人となっており、依頼会員数に対し援助会員・両方会員が不足しています。

■ファミリー・サポート・センター事業の登録会員数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計(人)	314	314	324	324	315
依頼会員(子育てを支援して欲しい人)(人)	208	226	232	232	239
援助会員(子育てを応援したい人)(人)	62	55	59	60	48
両方会員(人)	44	32	33	32	28

資料：子育て支援課

ファミリー・サポート・センター事業の活動状況をみると、就学前児童（0～5 歳児）については依頼宅から保育園（施設）への送迎や、保育園（施設）、幼稚園から依頼宅への送迎と預かりが多くなっています。就学児童（小学 1 年生～6 年生）については依頼会員の自宅または放課後児童クラブから習い事の場所への送迎、習い事の場所から依頼会員の自宅への送迎、依頼会員の自宅から小学校の集合場所への預かりと送迎などが多くなっています。

また、延利用件数は年度によってばらつきがあり、平成 30 年度では 813 件となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の延利用件数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用件数(件)	750	595	619	592	813
就学前児童(0～5歳児)	325	203	153	278	454
就学児童(小学1年生～6年生)	425	392	466	314	359

資料：子育て支援課

(6) 母子保健に関連する事業の状況

① 妊産婦保健事業

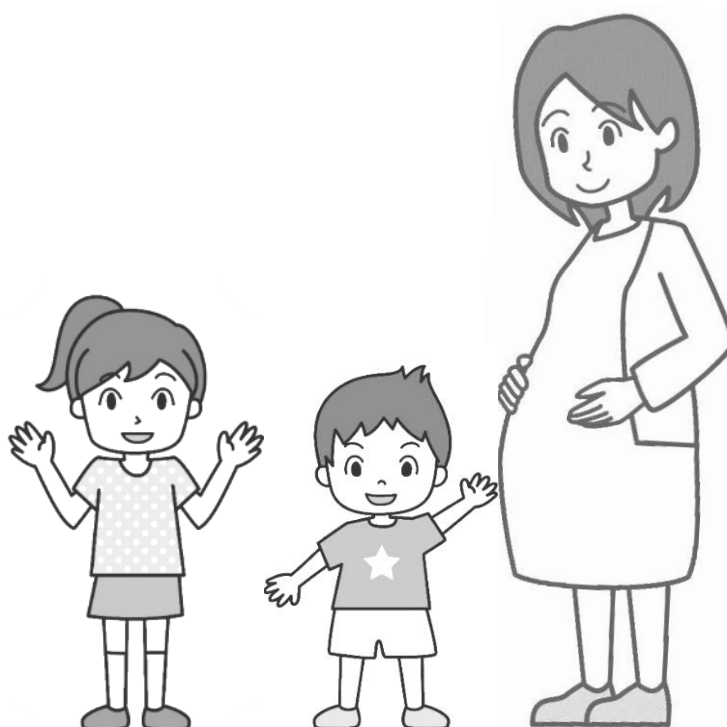
各種訪問事業や妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査、マザーズクラス、両親学級、ママヘルプサービスを通して、妊婦等の健康管理ならびに育児不安の解消、母体管理の知識の向上や父親の育児参加の促進を図っています。

■妊産婦保健事業の実施状況

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
妊婦一般健康診査	受診者件数 (件)	12,841	12,570	11,996	11,459	11,347
妊婦歯科健康診査	受診者数(人)	378	412	395	411	402
マザーズクラス	参加者数(人)	140	167	125	118	95
両親学級	参加者数(人)	249	222	248	274	289
訪問指導(妊産婦・乳幼児)	訪問件数(件)	1,039	1,068	922	1,109	1,163
こんにちは赤ちゃん訪問 (新生児訪問を含む)	訪問件数(件)	1,015	970	977	882	907
ママヘルプサービス※	利用者実人数 (人)	—	—	—	18	19

資料：健康増進課

※ママヘルプサービスは平成29年4月から実施



② 乳幼児保健指導事業

健康の保持・増進を目的に3か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査、6～7か月児健康相談、離乳食教室、歯の健康教室を開催しています。

なお、1歳6か月児・3歳6か月児健康診査については、集団健診で歯科健診や育児相談を受けた後、個別健診として医療機関において検尿、計測、内科診察を受ける2段階方式で実施しています。

また、平成26年度より、3か月児・10か月児健康診査の間に期間が空くため、発達確認や離乳食、歯の手入れ、事故予防等の講話を行う6～7か月児健康相談を実施しており、育児不安の解消を図っています。

■乳幼児保健指導事業の実施状況

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
3か月児健康診査	受診者数(人)	1,060	953	991	877	907
	受診率(%)	97.6	97.8	98.6	97.8	98.6
10か月児健康診査	受診者数(人)	970	915	888	890	843
	受診率(%)	91.3	88.3	92.5	92.2	95.6
1歳6か月児健康診査 (集団健診)	受診者数(人)	987	1,006	953	944	882
	受診率(%)	97.1	96.7	95.9	97.6	97.8
1歳6か月児健康診査 (個別健診) [※]	受診者数(人)	931	940	927	892	824
	受診率(%)	94.3	93.4	97.3	94.5	93.4
3歳6か月児健康診査 (集団健診)	受診者数(人)	1,038	993	909	927	902
	受診率(%)	92.2	91.6	92.1	95.3	94.7
3歳6か月児健康診査 (個別健診) [※]	受診者数(人)	913	888	834	820	811
	受診率(%)	88.0	89.4	91.7	88.5	89.9
6～7か月児健康相談	参加者数(人)	715	706	753	726	676
離乳食教室	参加者数(人)	325	288	311	329	308
歯の健康教室	参加者数(人)	173	142	195	192	171

資料：健康増進課

※1歳6か月児・3歳6か月児健康診査の個別健診の受診率は、集団健診受診者に占める個別健診受診者の割合

③ 子育て支援事業

不安を持つ妊婦や育児不安を持つ保護者への支援として、すこやか子ども相談を実施しています。必要時、こども発達支援課と連携を取り、相談につなげています。

■子育て支援事業の実施状況

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
すこやか子ども相談	相談者数(件)	517	627	607	627	607

資料：健康増進課

④ 母子包括支援事業

平成29年4月より、すべての妊婦を対象に、妊娠届出時から個別に十分な関わりを行い、妊娠中から子育て期までの切れ目ない支援を行っています。

■母子包括支援事業の実施状況

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
プラン作成(ケアプラン・サポートプラン)	作成件数(件)	—	—	—	1,063	1,003
妊娠5か月時の電話支援	実施件数(件)	—	—	—	661	552
産後1か月時の電話支援	実施件数(件)	—	—	—	851	675

資料：健康増進課

※妊娠5か月時の電話支援については、妊娠届出時より地区担当保健師が介入している者、事前に流産を把握した者、転出者を除いた者を対象としている。



⑤ 予防接種事業

感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、個人の体質等を理解したかかりつけ医による個別接種で予防接種事業を進めています。また、かかりつけ医が市外の場合や、やむを得ない理由により県外で受ける場合も、公費で受けられる制度を導入し、市外及び県外医療機関においても予防接種を受けられるように努めています。

■ 予防接種の接種状況

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
BCG	接種者数(人)	1,075	984	992	906	896	
	接種率(%)	96.6	98.1	98.6	98.8	98.5	
MR(麻しん風しん混合)	接種者数(人)	2,057	2,000	1,876	2,026	1,811	
	平均接種率(%)	103.2	96.4	94.4	95.9	97.3	
	1期	接種者数(人)	1,048	1,018	901	985	894
		接種率(%)	104.4	96.3	94.1	99.5	100.8
	2期	接種者数(人)	1,009	982	975	1,041	917
		接種率(%)	92.1	93.8	91.9	94.5	93.7
日本脳炎	合計	3,130	2,907	2,708	2,938	2,759	
	1期初回1回目	1,165	986	929	1,014	936	
	1期初回2回目	1,104	980	902	1,013	919	
	1期初回追加	861	941	877	911	904	
三種混合 (ジフテリア・ 破傷風・百日咳)	合計	315	3	0	0	0	
	1期初回1回目	1	0	0	0	0	
	1期初回2回目	3	0	0	0	0	
	1期初回3回目	9	0	0	0	0	
	1期初回追加	302	3	0	0	0	
四種混合 (ポリオ・ジフテリア・ 破傷風・百日咳)	合計	3,982	4,013	3,993	3,656	3,597	
	1期初回1回目	1,075	981	1,008	883	908	
	1期初回2回目	1,053	1,003	984	910	910	
	1期初回3回目	1,056	1,012	999	900	902	
	1期初回追加	798	1,017	1,002	963	877	
不活化ポリオ	合計	828	179	73	50	14	
	1期初回1回目	40	7	2	1	0	
	1期初回2回目	76	21	9	2	0	
	1期初回3回目	87	29	15	7	2	
	1期初回追加	625	122	47	40	12	

次ページに続きます

			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
ヒブ	合計	接種者数 (人)	4,285	3,933	3,903	3,648	3,577
	1期初回1回目		1,078	990	993	896	909
	1期初回2回目		1,078	954	1,001	884	903
	1期初回3回目		1,042	972	981	905	900
	1期初回追加		1,087	1,017	928	963	865
小児肺炎球菌	合計	接種者数 (人)	4,279	3,949	3,897	3,661	3,590
	1期初回1回目		1,093	993	991	899	909
	1期初回2回目		1,079	956	1,000	887	903
	1期初回3回目		1,043	975	978	906	899
	1期初回追加		1,064	1,025	928	969	879
B型肝炎	合計	接種者数 (人)	—	—	1,738	2,716	2,678
	1回目		—	—	796	894	908
	2回目		—	—	719	884	897
	3回目		—	—	223	938	873

資料：健康増進課

⑥ 小児医療体制

本市は、小児科及び小児科を標榜する医療機関に恵まれており、急病人が出た時は、まずはかかりつけ医療機関を受診していただき、医療機関が終了後の夜間・休日などは休日夜間応急診療所で受診していただく一次救急医療体制となっています。また、一次救急医療機関で受診し、その後病状により、二次救急医療機関や、さらに重症の場合は三次救急医療機関である県立医科大学附属病院などを紹介するなど、小児の救急医療体制の確保に努めています。

休日夜間応急診療所は、現在毎日の診療時間帯に小児科医師を常駐化し、急な小児の病気に対応していますが、休日夜間応急診療所をはじめ、二次救急医療機関や県立医科大学附属病院を受診した患者の中には、かかりつけ医療機関で受診できた状況の方も多く、二次・三次救急医療機関での軽症患者の受診は依然として増加しています。このような中、市では、市民の皆様に、かかりつけ医療機関を持ち、早期受診していただくことで病児の重症化を防ぎ、二次・三次救急医療機関が本来の救急患者をより多く受け入れられる体制づくりを進めています。このほかにも、小児の救急電話相談（＃8000）の啓発にも力を入れています。

アンケート調査の結果では、休日夜間応急診療所の認知率やかかりつけ医を持つ保護者の割合も高くなっています。また、休日夜間応急診療所の受診者のうち、小児患者は64.3%となっており、ほとんどの家庭では、かかりつけの小児科医がいる中で、診療時間外の急病については、休日夜間応急診療所などが利用されていることがうかがえます。

2. アンケート調査等からみる状況

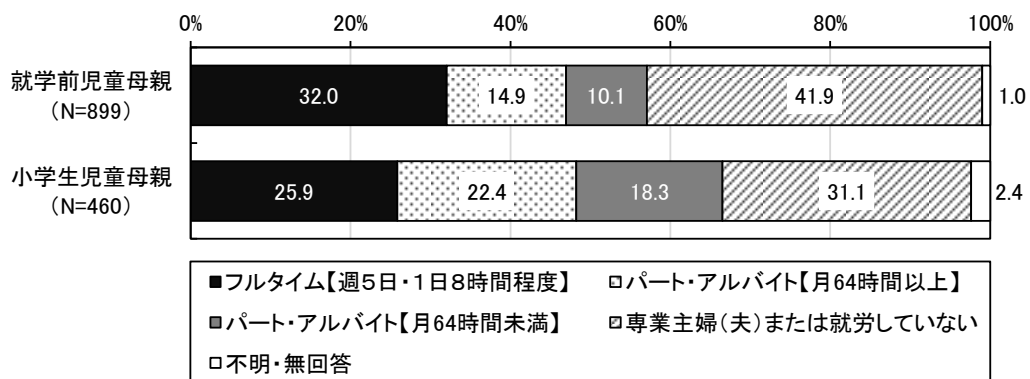
本計画の策定にあたって実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」から、ポイントとなる結果を掲載します。

(1) 母親の就労状況と就労意向

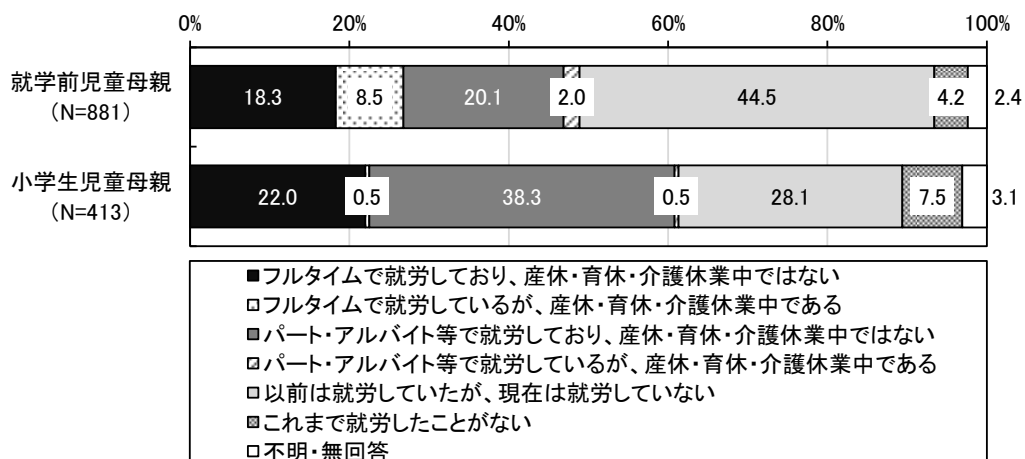
① 母親の就労状況

就労している母親（「フルタイム」＋「パート等」）は、就学前児童の母親で57.0%、小学生児童の母親で66.6%となっており、小学生児童の母親が9.6ポイント高くなっています。

■ 母親の就労状況



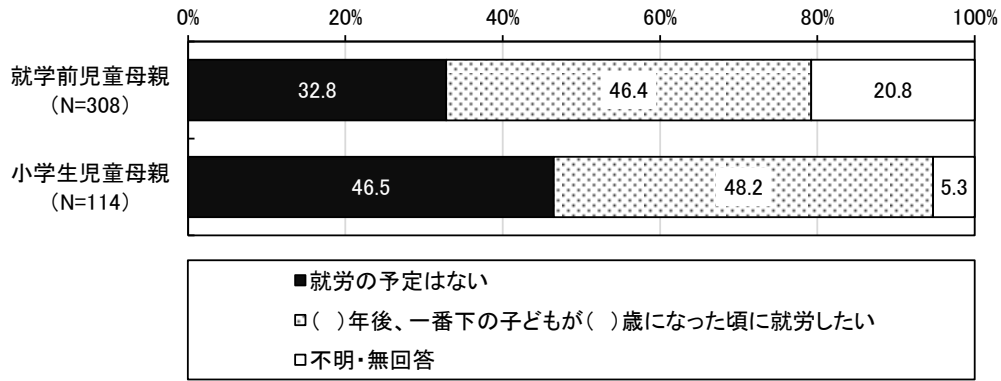
■ 母親の就労状況（参考／平成25年度調査）



② 母親の就労意向

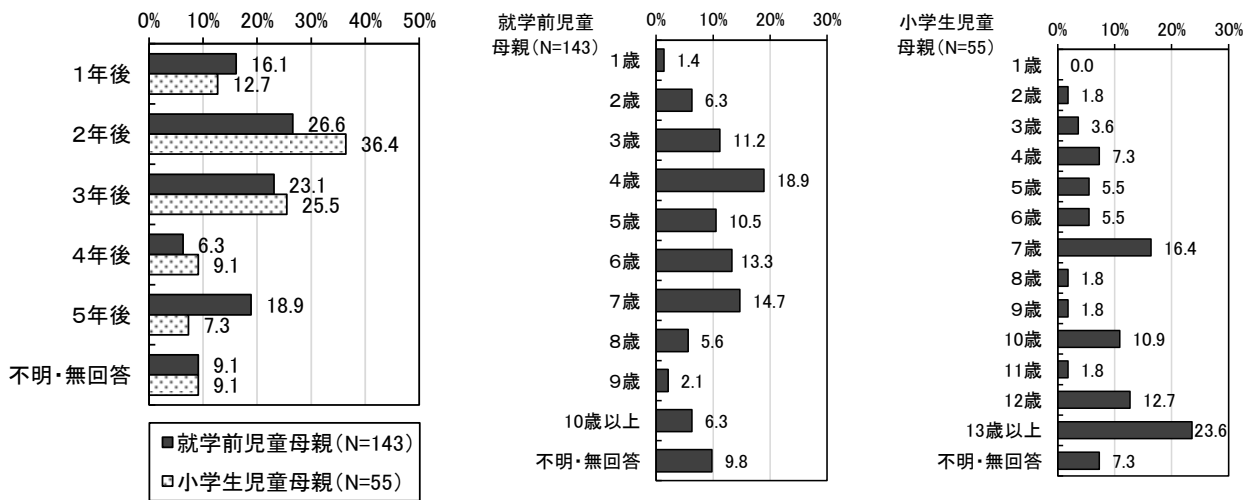
専業主婦または就労していない母親のうち、「()年後、一番下の子どもが()歳になった頃に就労したい」とする母親は、就学前児童の母親で46.4%、小学生児童の母親で48.2%となっています。

■母親の就労意向



就労意向のある母親の就労希望時期については、就学前児童、小学生児童の母親でともに「2年後」が最も高くなっています。また、一番下の子どもの年齢についてみると、就学前児童の母親で「4歳」が18.9%、小学生児童の母親で「13歳以上」が23.6%で最も高くなっています。

■就労意向のある母親の就労希望時期及び一番下の子どもの年齢

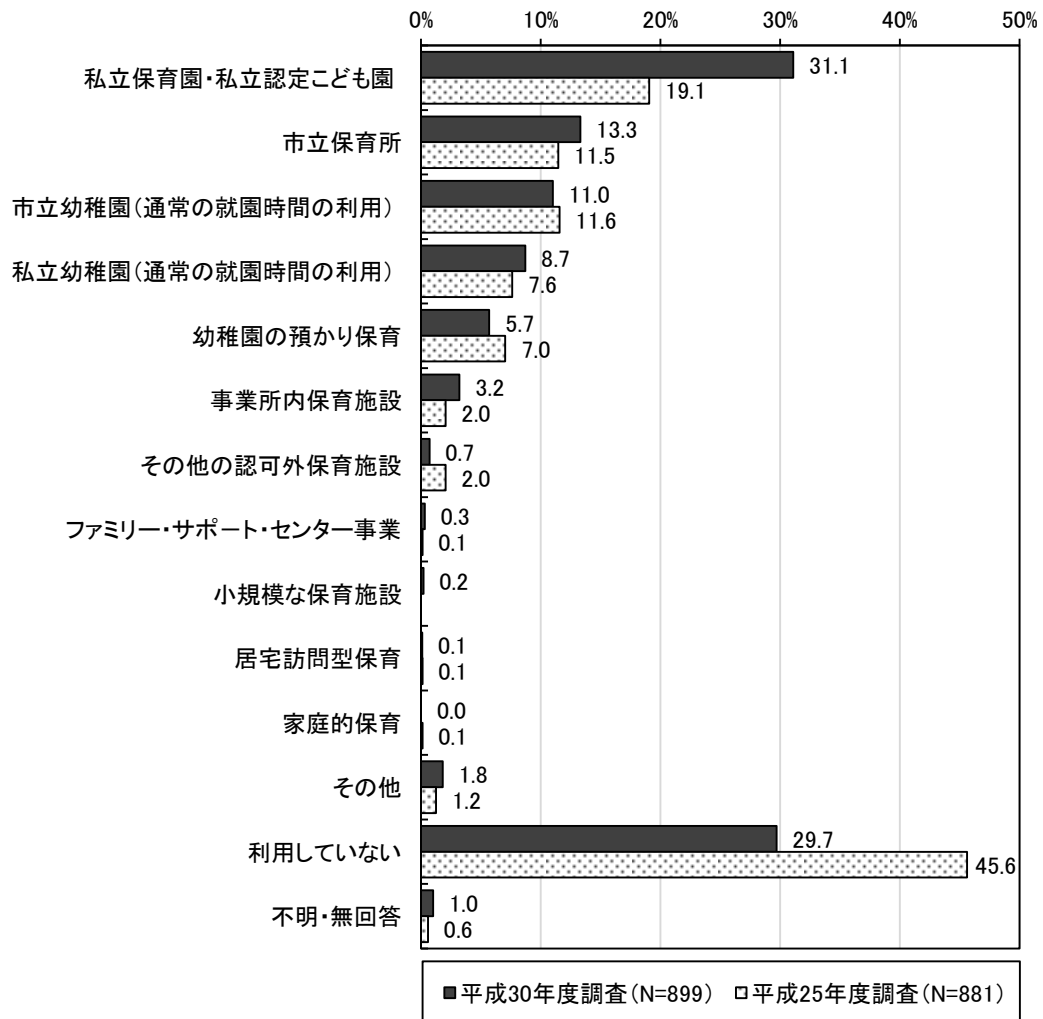


(2) 平日の定期的な幼稚園・保育園（所）・認定こども園等の施設・サービスについて

① 平日に定期的に利用している施設・サービス

定期的に利用している施設やサービスについて、「私立保育園・私立認定こども園」が31.1%と最も高く、次いで「利用していない」が29.7%、「市立保育所」が13.3%となっています。

■平日に定期的に利用している施設・サービス（就学前児童保護者）

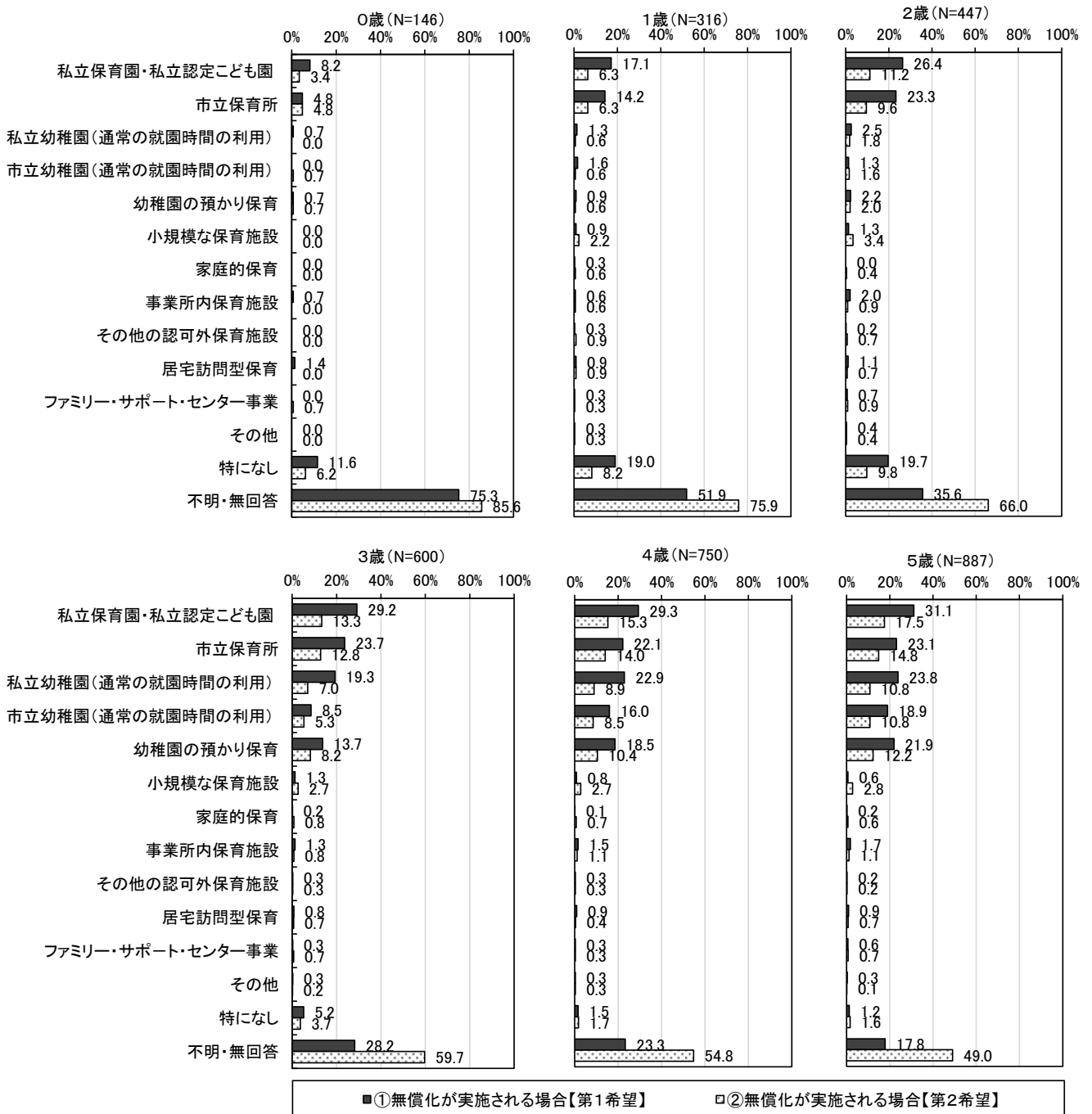


※「小規模な保育施設」は平成30年度調査のみの選択肢

② 平日の定期的な施設・サービスの利用意向

平日の定期的な施設・サービスの利用意向について、第1希望、第2希望ともに、「特になし」を除くと0～2歳では「私立保育園・私立認定こども園」「市立保育所」、3歳以上では「私立保育園・私立認定こども園」「市立保育所」「私立幼稚園（通常の就園時間の利用）」「市立幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育」が高くなっています。

■平日の定期的な施設・サービスの利用意向（無償化が実施される場合の第1・2希望）



(3) 子育て支援サービスについて

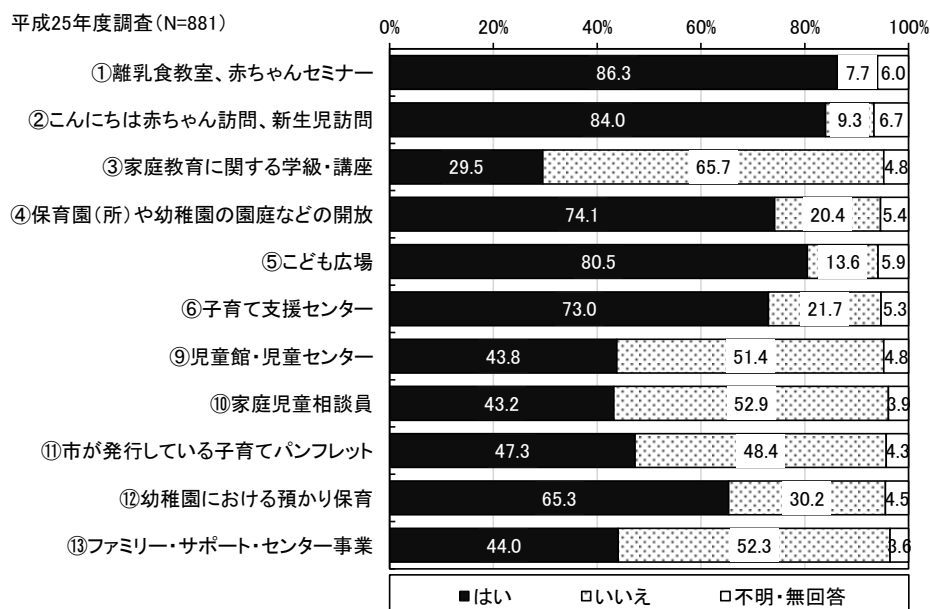
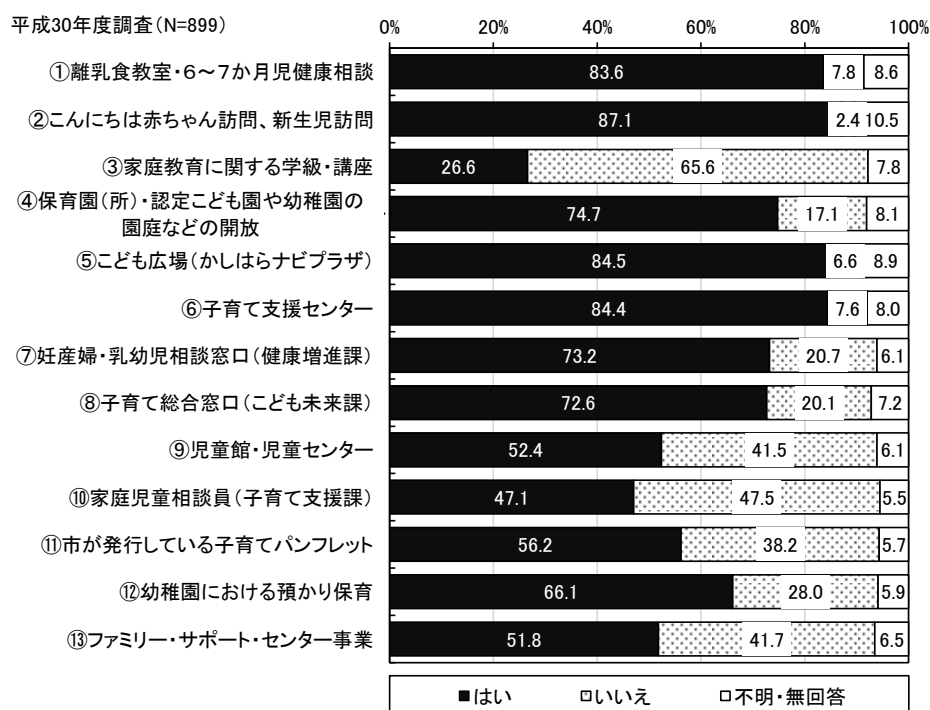
① 就学前児童・保護者を対象とした子育て支援サービスについて

a. 子育て支援サービスの認知度

子育て支援サービスの認知度について、「②こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問」が87.1%と最も高く、次いで「⑤こども広場（かしはらナビプラザ）」が84.5%、「⑥子育て支援センター」が84.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「⑥子育て支援センター」が11.4ポイント、「⑪市が発行している子育てパンフレット」が8.9ポイント高くなっています。

■子育て支援サービスの認知度（就学前児童保護者）

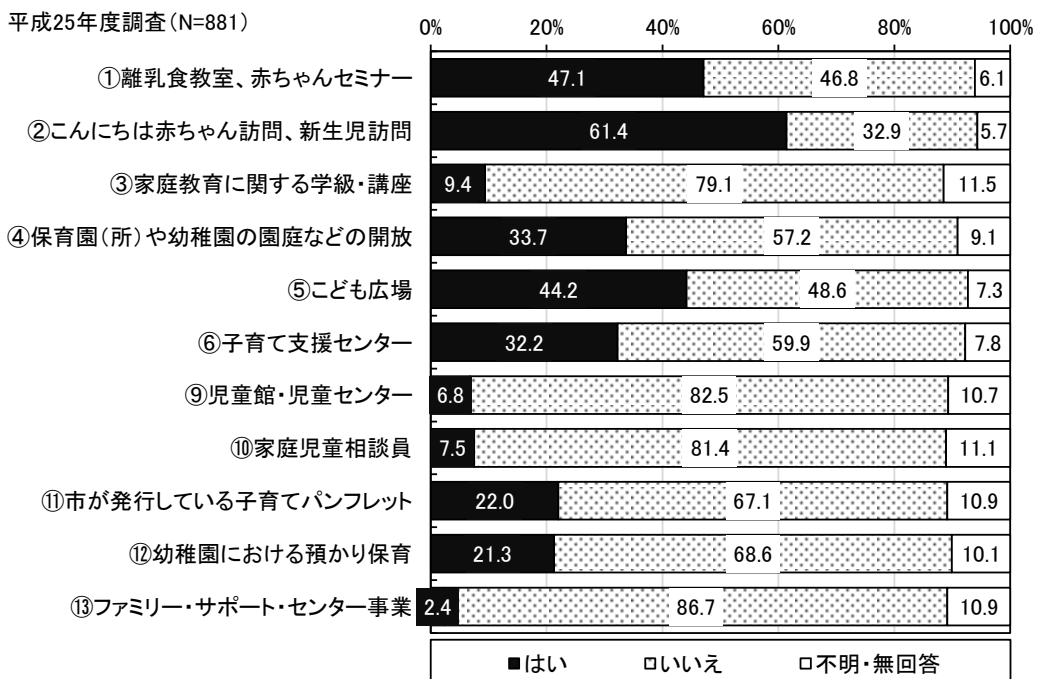
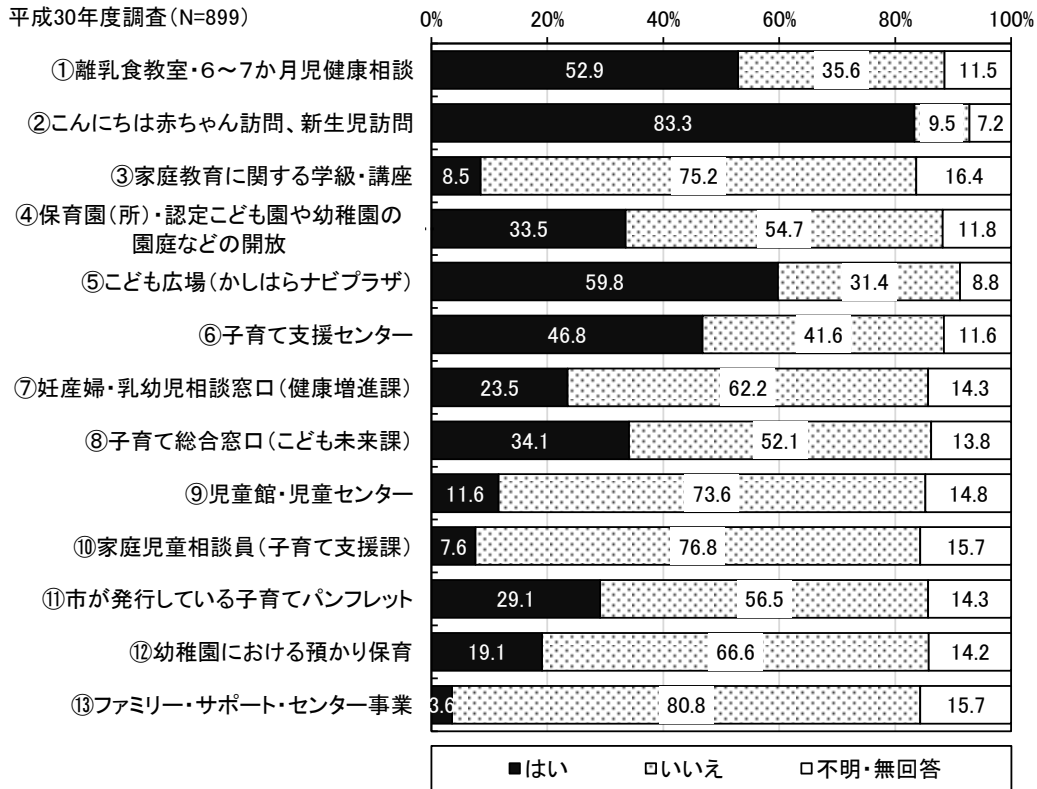


b. 子育て支援サービスの利用度

子育て支援サービスの利用度について、「②こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問」が83.3%と最も高く、次いで「⑤こども広場（かしはらナビプラザ）」が59.8%、「①離乳食教室・6～7か月児健康相談」が52.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「②こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問」が21.9ポイント、「⑤こども広場（かしはらナビプラザ）」が15.6ポイント高くなっています。

■子育て支援サービスの利用度（就学前児童保護者）

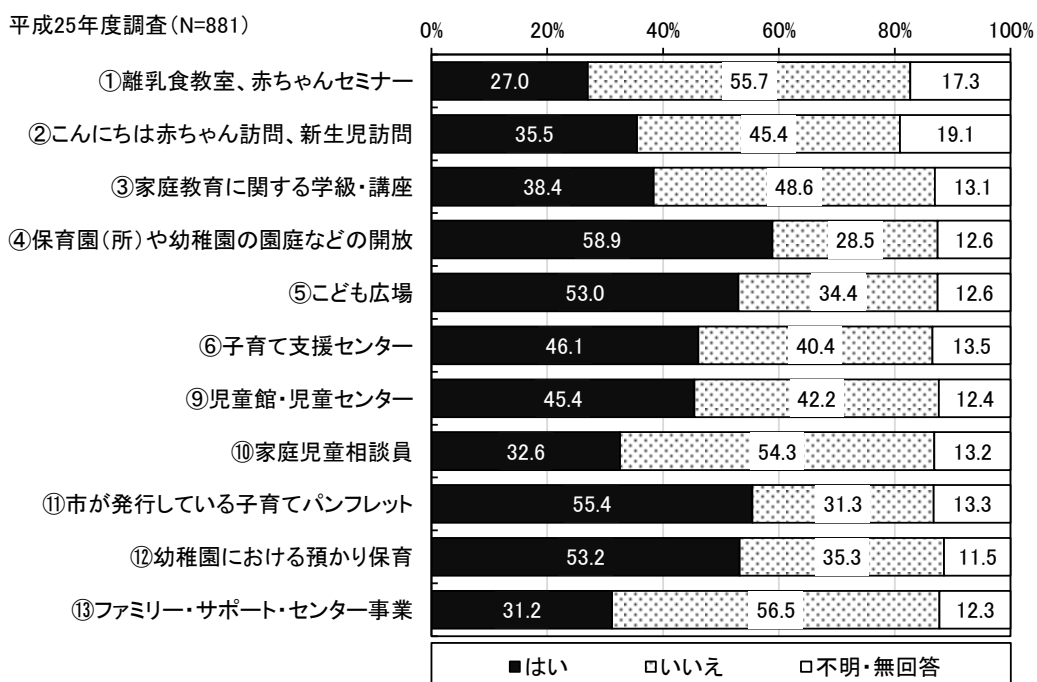
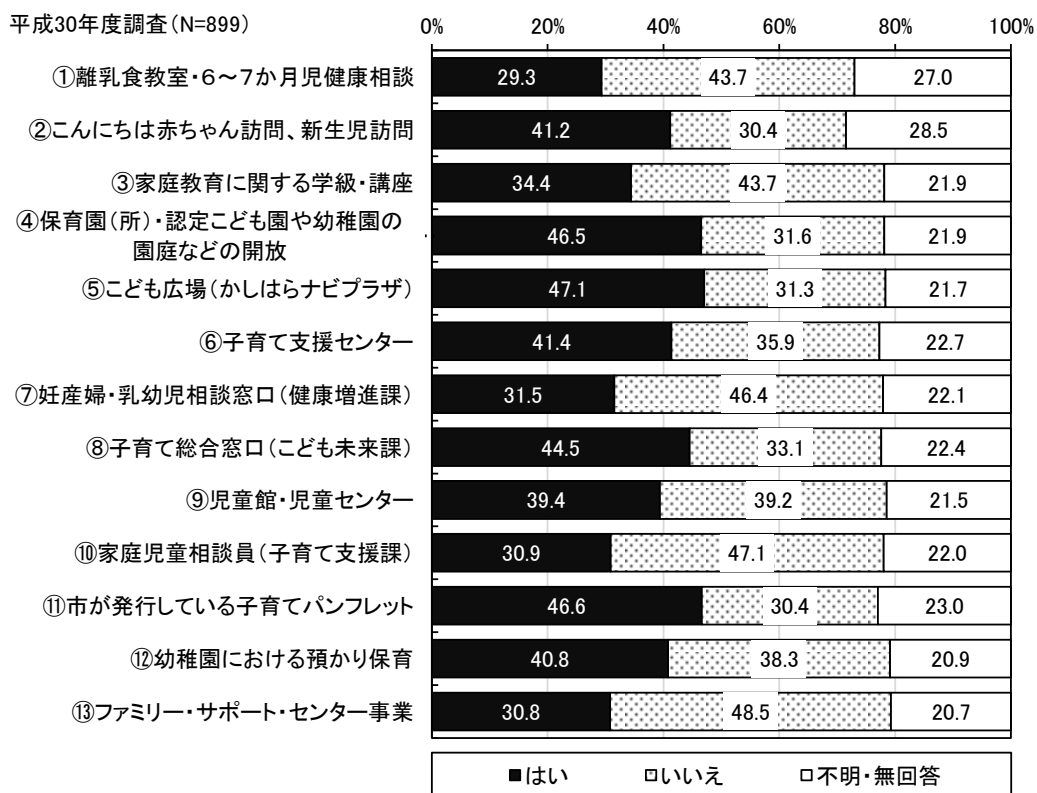


c. 子育て支援サービスの利用意向

子育て支援サービスの今後の利用意向について、「⑤こども広場（かしはらナビプラザ）」が47.1%と最も高く、次いで「⑪市が発行している子育てパンフレット」が46.6%、「④保育園（所）・認定こども園や幼稚園の園庭などの開放」が46.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「②こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問」が5.7ポイント高くなっています。

■子育て支援サービスの利用意向（就学前児童保護者）



② 小学校児童・保護者を対象とした子育て支援サービスについて

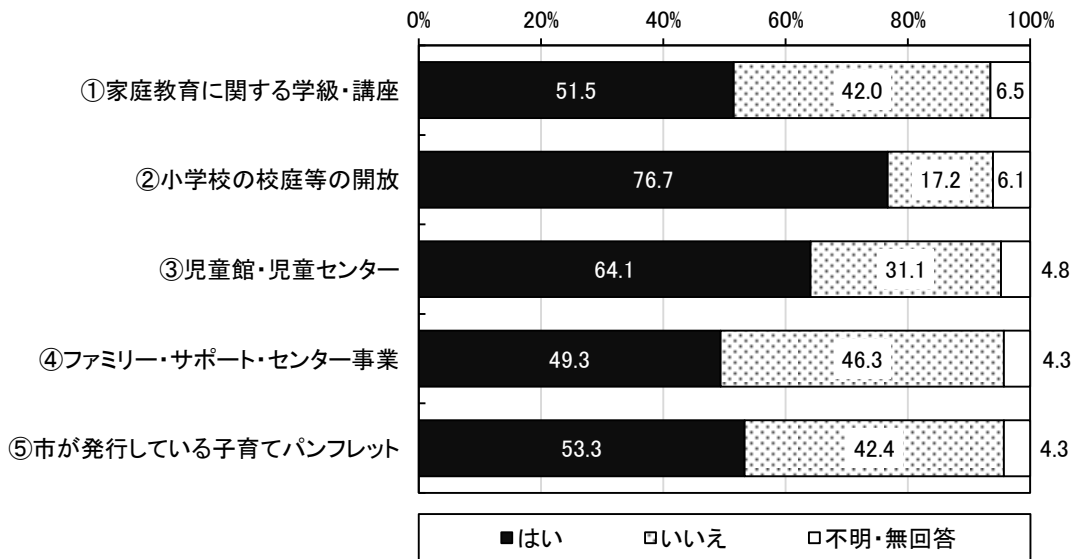
a. 子育て支援サービスの認知度

子育て支援サービスの認知度について、「②小学校の校庭等の開放」が76.7%と最も高く、次いで「③児童館・児童センター」が64.1%となっています。

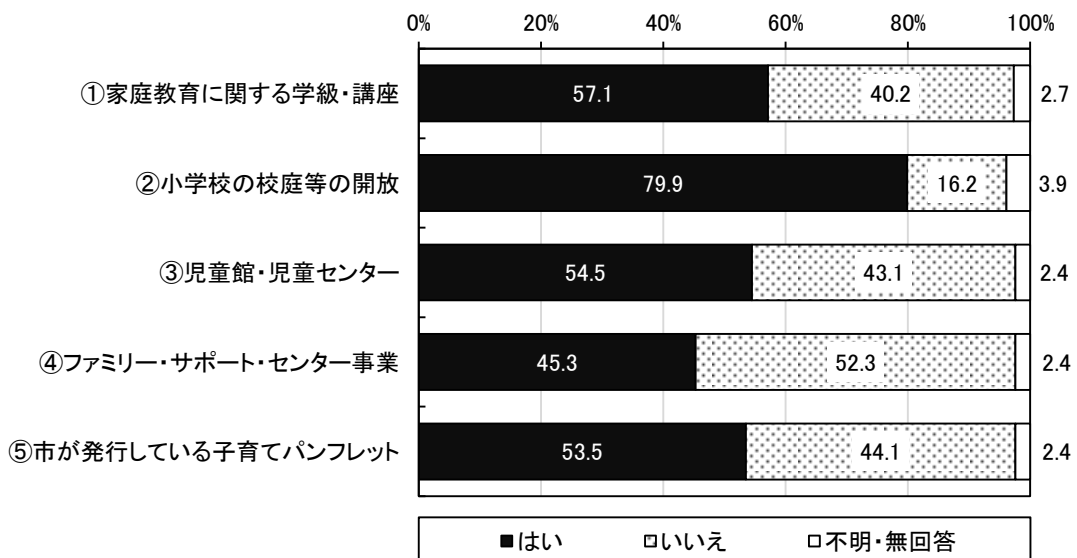
平成25年度調査と比較すると、「③児童館・児童センター」が9.6ポイント高くなっています。

■子育て支援サービスの認知度（小学生児童保護者）

平成30年度調査 (N=460)



平成25年度調査 (N=413)



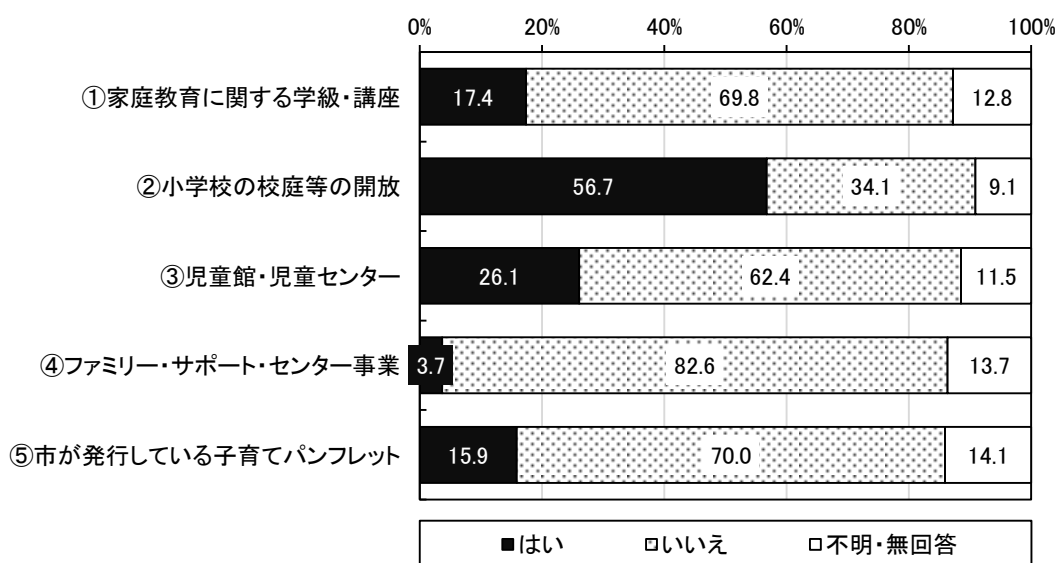
b. 子育て支援サービスの利用度

子育て支援サービスの利用度について、「②小学校の校庭等の開放」が56.7%と最も高く、次いで「③児童館・児童センター」が26.1%となっています。

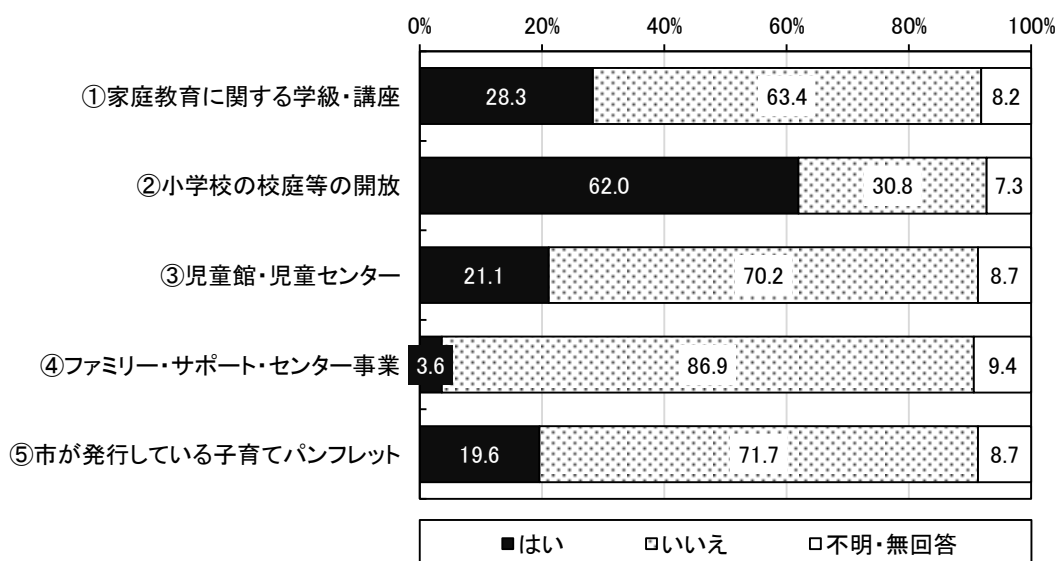
平成25年度調査と比較すると、「①家庭教育に関する学級・講座」が10.9ポイント低くなっています。

■子育て支援サービスの利用度（小学生児童保護者）

平成30年度調査(N=460)



平成25年度調査(N=413)

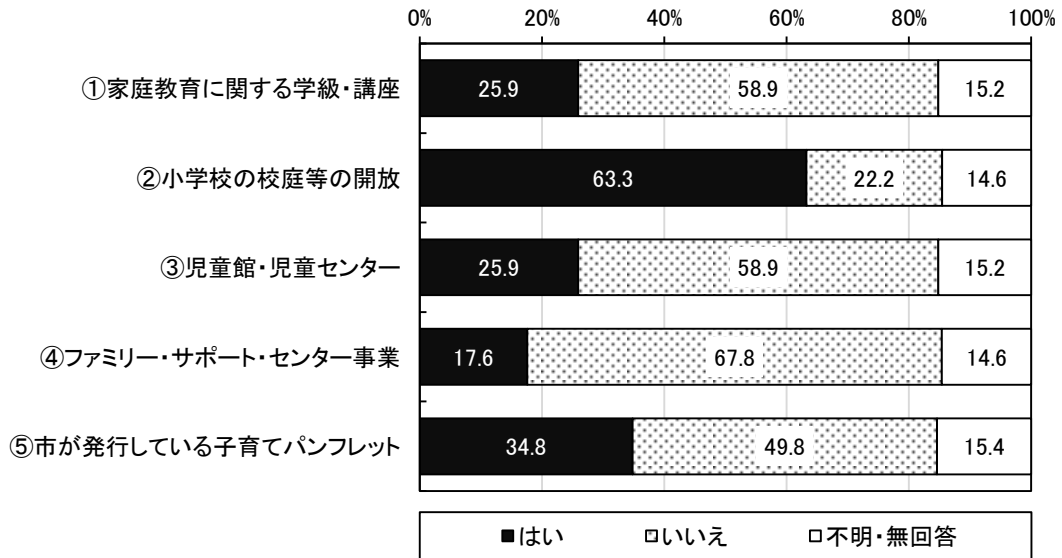


c. 子育て支援サービスの利用意向

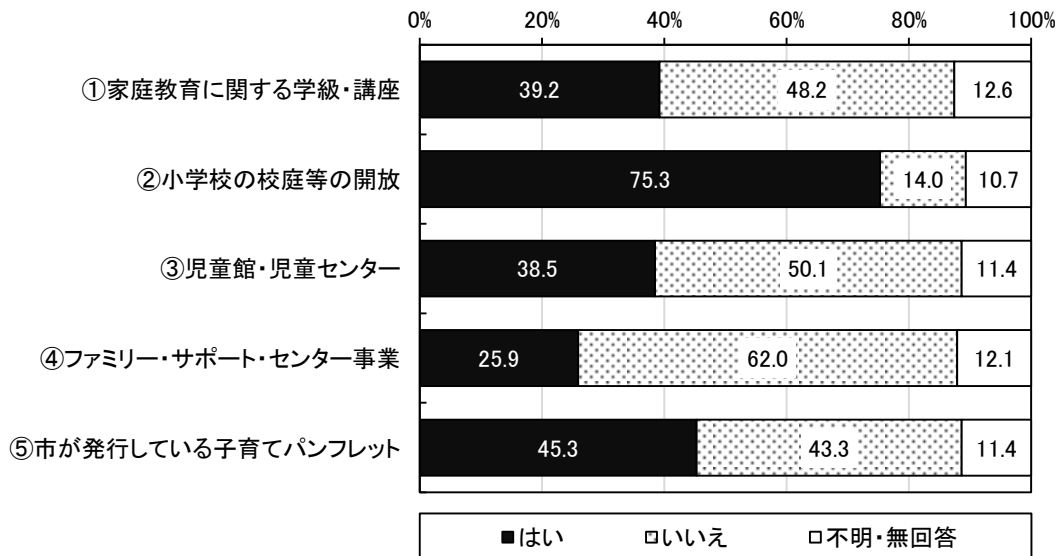
子育て支援サービスの今後の利用意向について、「②小学校の校庭等の開放」が63.3%と最も高く、次いで「⑤市が発行している子育てパンフレット」が34.8%となっています。

■子育て支援サービスの利用意向（小学生児童保護者）

平成30年度調査(N=460)



平成25年度調査(N=413)



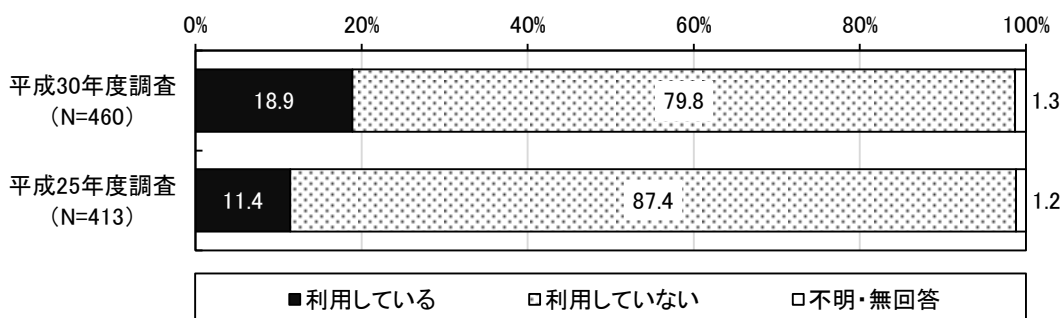
(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況

現在、放課後児童クラブを利用しているかについて、「利用している」が18.9%、「利用していない」が79.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用している」が7.5ポイント高くなっています。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況（小学生児童保護者）

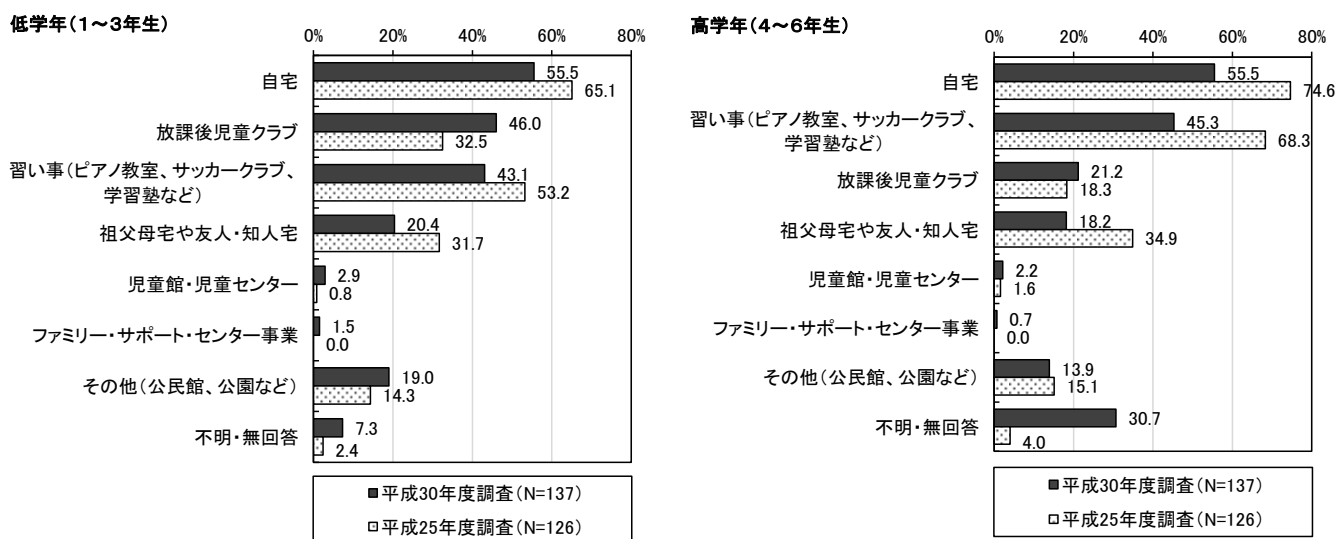


② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用意向

a. 次年度に小学校に入学する子どもの保護者の利用意向

放課後を過ごさせたい場所について、低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）ともに「自宅」が最も高く、いずれも55.5%となっています。次いで、低学年では「放課後児童クラブ」が46.0%、高学年では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が45.3%と続いています。

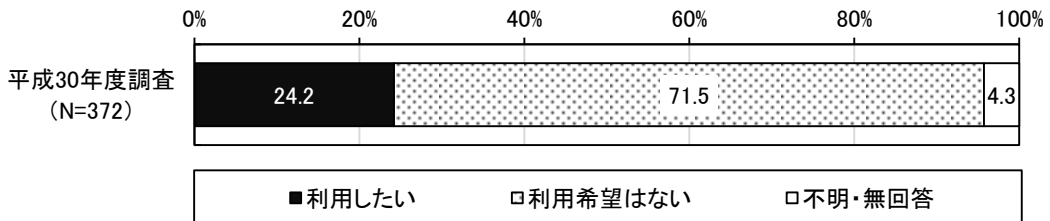
■希望する放課後の過ごし方（次年度に小学校に入学する子どもの保護者）



b. 小学生児童保護者の利用意向

次年度に小学校2～6年生になる保護者について、来年度以降に放課後児童クラブを利用したいかについて、「利用したい」が24.2%、「利用希望はない」が71.5%となっています。

■平日の放課後健全育成事業の利用意向（次年度に小学校2～6年生になる小学生児童保護者）

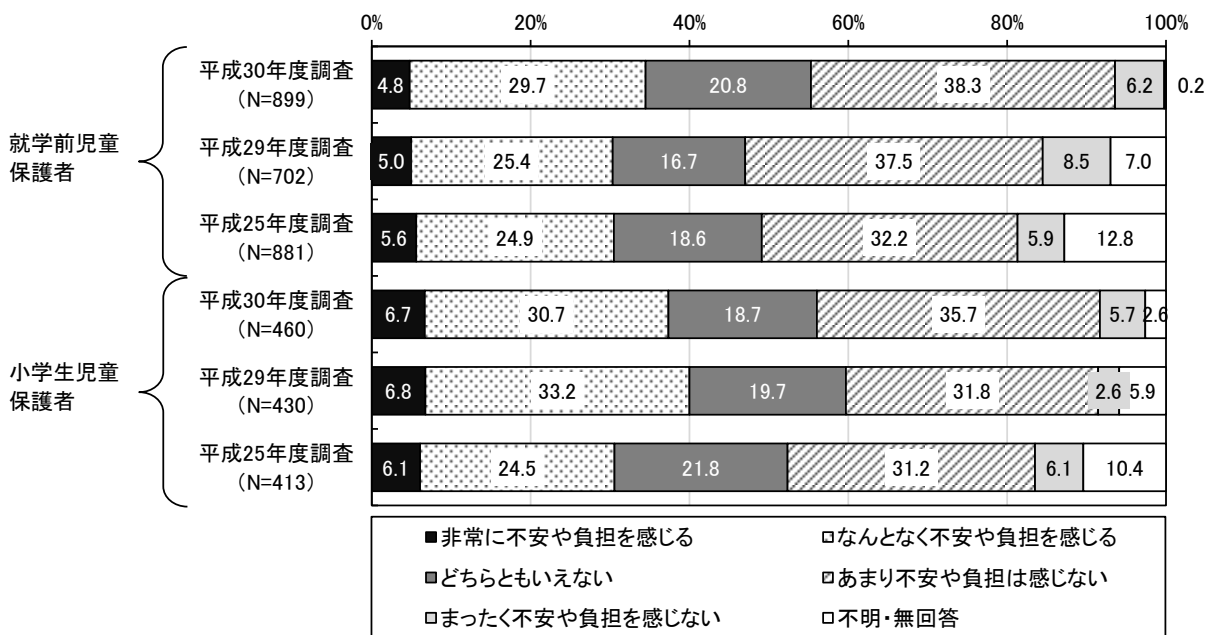


(5) 子育てに関する意識・状況について

① 子育てに関する不安や負担感

子育てに関する不安や負担感についてみると、就学前児童及び小学生児童の保護者ともに「あまり不安や負担を感じない」が3割半ばから4割弱で最も高くなっています。その一方で、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせると、こちらも3割半ばから4割弱の保護者が子育てに不安や負担感を持っていることがうかがえます。

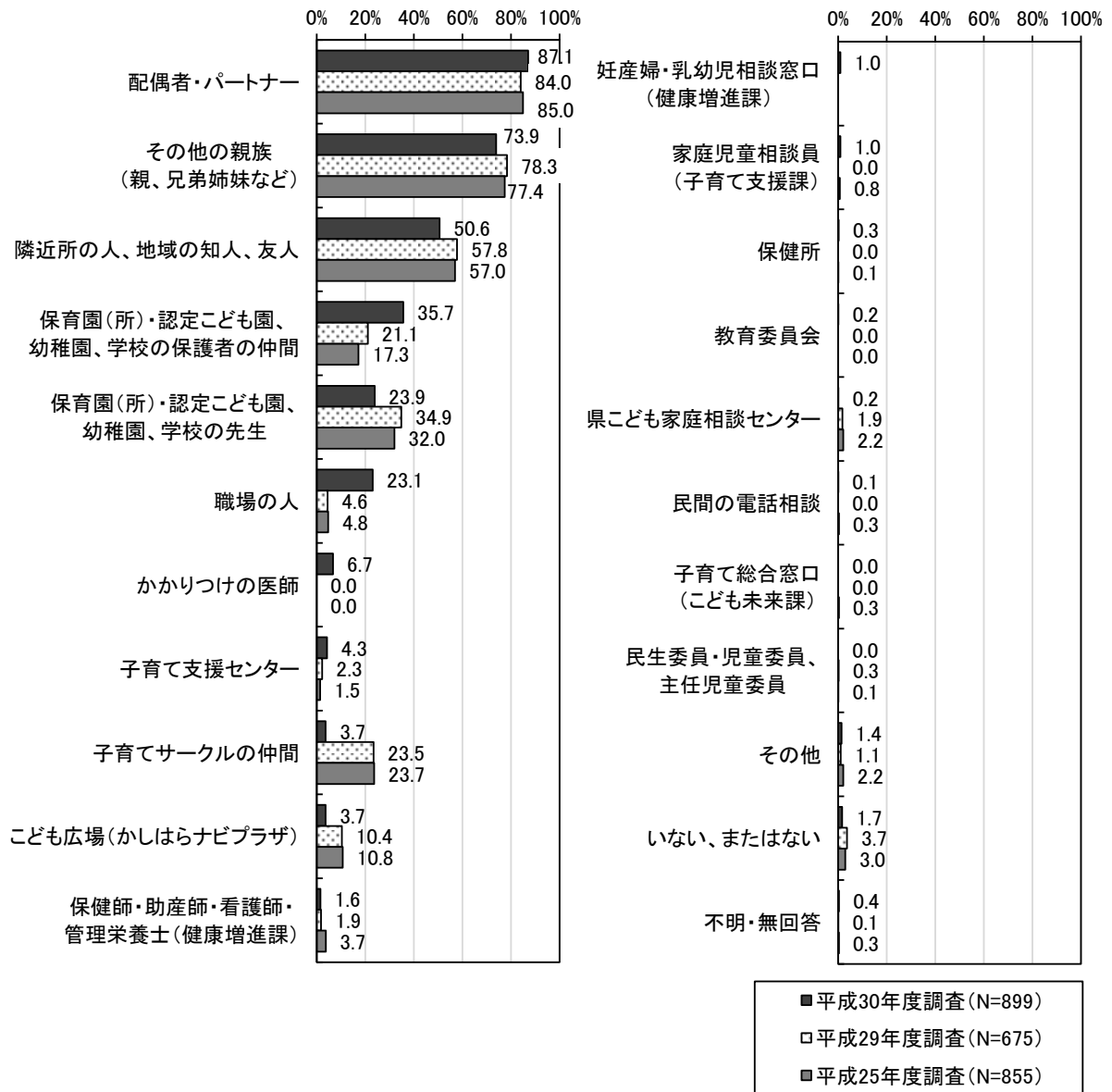
■子育てに関する不安や負担感があるか



② 子育て・教育に関する相談相手の状況

就学前児童保護者の、子育て（教育を含む）について気軽に相談できる人や場所などについてみると、「配偶者・パートナー」が87.1%と最も高く、次いで「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」が73.9%、「隣近所の人、地域の知人、友人」が50.6%となっています。

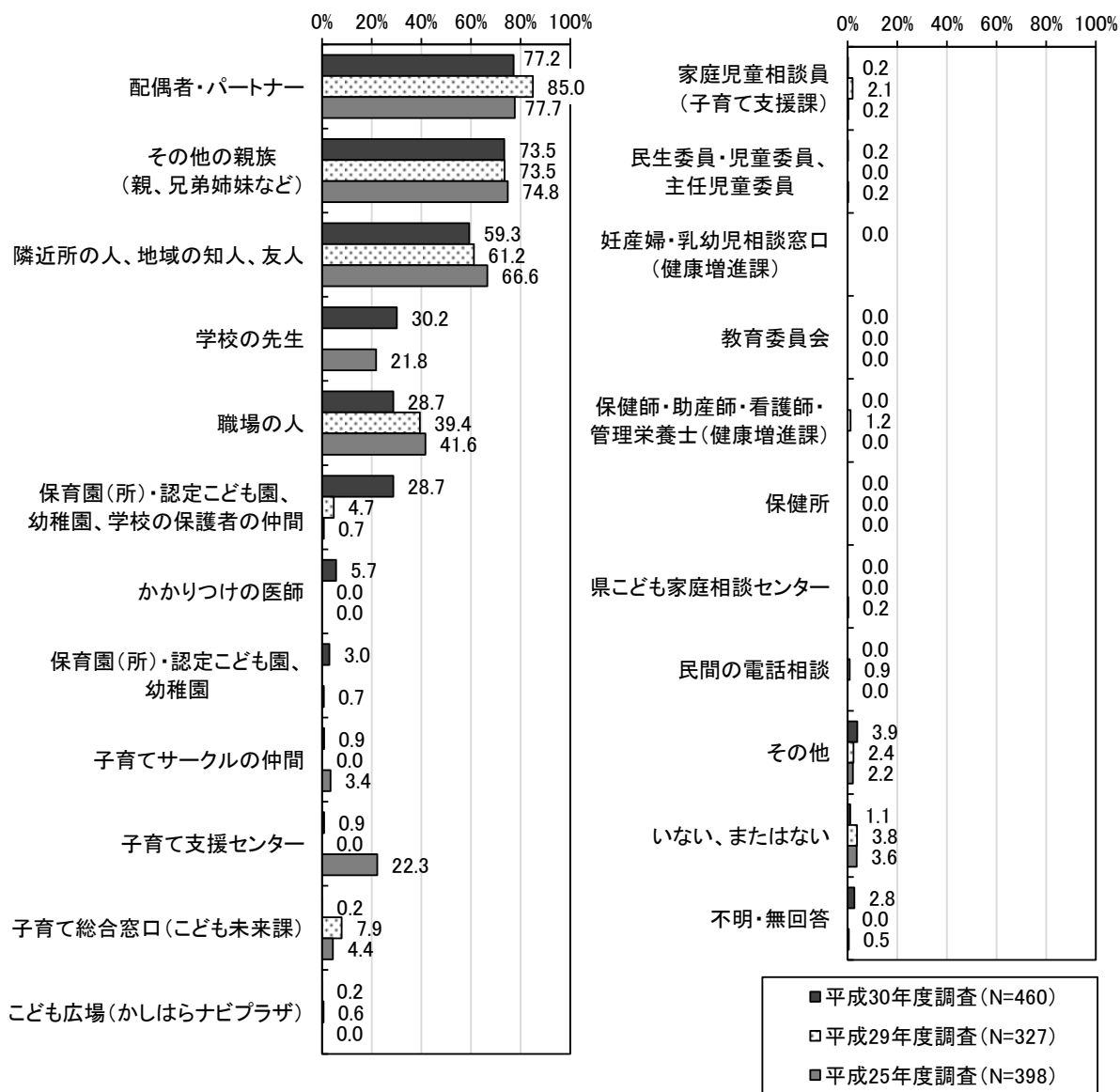
■子育て・教育に関する相談相手・相談場所について（就学前児童保護者）



※「妊産婦・乳幼児相談窓口（健康増進課）」は平成30年度調査のみの選択肢

小学生児童保護者の、子育て（教育を含む）について気軽に相談できる人や場所などについてみると、「配偶者・パートナー」が77.2%と最も高く、次いで「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」が73.5%、「隣近所の人、地域の知人、友人」が59.3%となっています。

■子育て・教育に関する相談相手・相談場所について（小学生児童保護者）

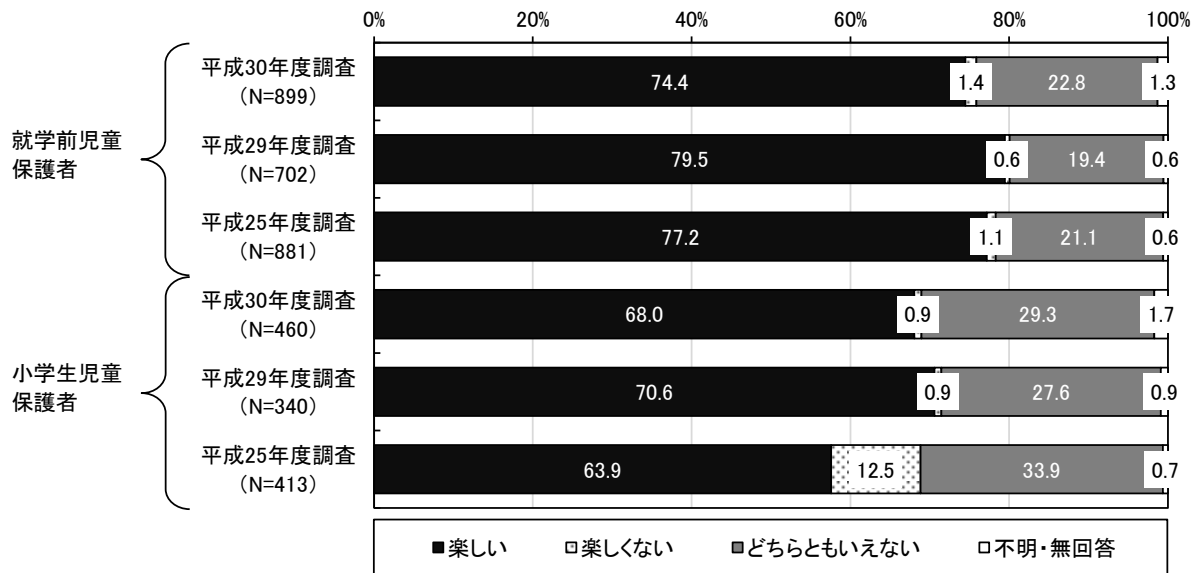


※「妊産婦・乳幼児相談窓口（健康増進課）」は平成30年度調査のみの選択肢

③ 子育てを楽しんでいると感じるか

子育てを「楽しい」と感じる保護者は、約7割から7割半ばとなっています。就学前児童保護者の割合の方が、高い傾向にあります。

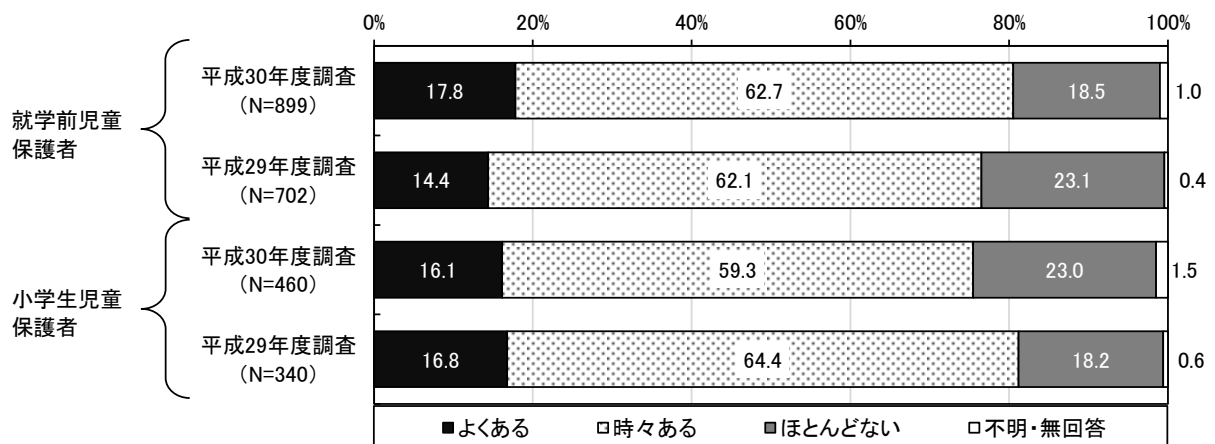
■子育てを楽しんでいると感じるか



④ 子育てに自信が持てないことがあるか

子育てに自信が持てないことがあるかについてみると、「よくある」では就学前児童の保護者で17.8%、小学生児童保護者で16.1%となっています。「時々ある」と合わせると、7割半ばから8割の保護者が、子育てに自信が持てないことがあるということがうかがえます。

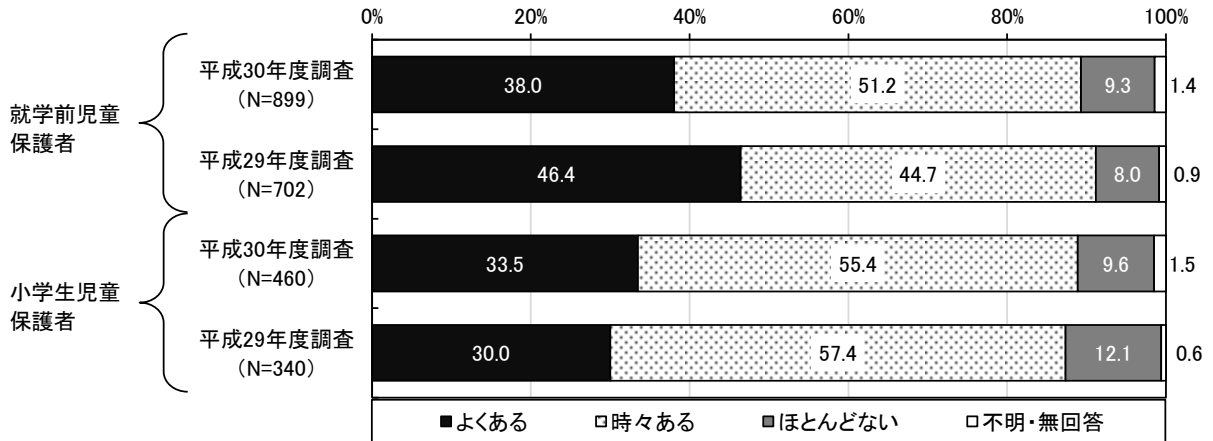
■子育てに自信が持てないことがあるか



⑤ ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無

ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無についてみると、「よくある」が就学前児童保護者で38.0%、小学生児童保護者で33.5%となっています。その一方で、「ほとんどない」保護者も約1割いることがうかがえます。

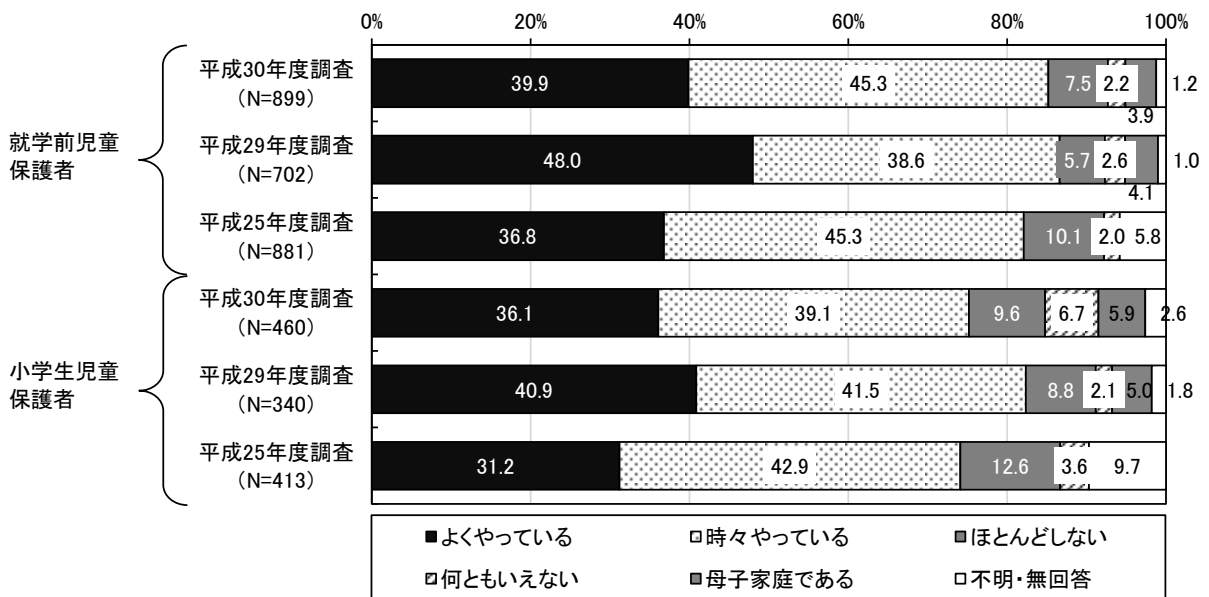
■ ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無



⑥ 父親の育児への参加状況

父親の育児への参加状況について、「よくやっている」と「時々やっている」の合計が、就学前児童保護者では85.2%、小学生児童保護者では75.2%となっており、就学前児童保護者の方が10.0ポイント高くなっています。

■ 父親の育児への参加状況



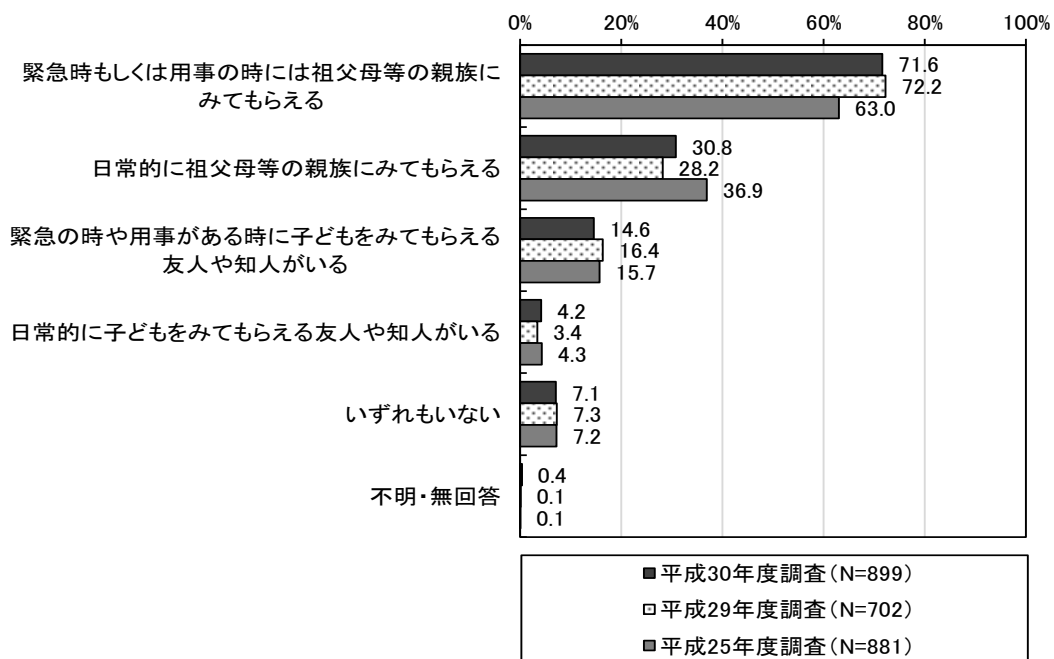
※「母子家庭である」は平成30年度、平成29年度調査のみの選択肢

⑦ 日頃、子どもの面倒をみてくれる親族や友人について

日頃、子どもの面倒をみてもらえる親族や知人について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が71.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が30.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が8.6ポイント高くなっている一方、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が6.1ポイント低くなっています。

■日頃、子どもの面倒をみてくれる親族や友人について（就学前児童保護者）

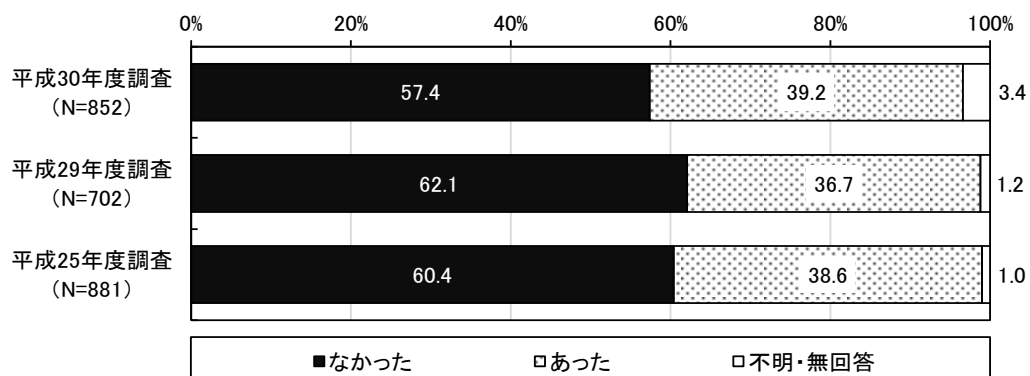


(6) 妊娠・出産時の意識・状況について

① 妊娠への不安の有無

妊娠することへの不安について、「なかった」が57.4%、「あった」が39.2%となっています。

■妊娠への不安の有無（就学前児童保護者）

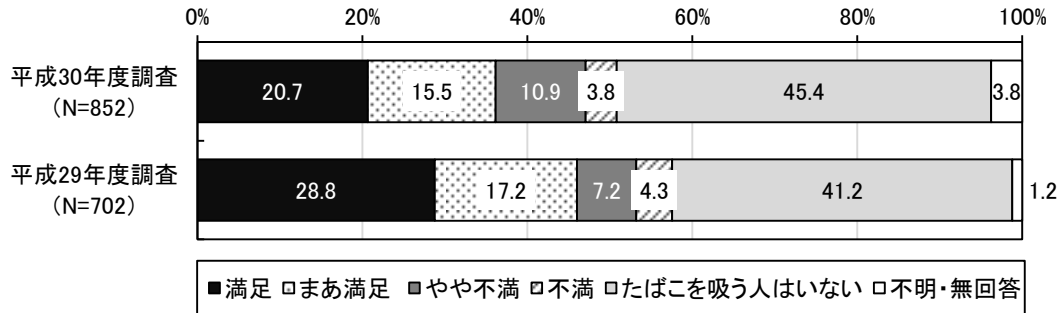


② 妊娠中の受動喫煙への配慮

家庭での受動喫煙に対する配慮について、『満足』（「満足」と「まあ満足」の合計）が36.2%、『不満』（「不満」と「やや不満」の合計）が14.7%となっています。

平成29年度調査と比較すると、『満足』が9.8ポイント低くなっています。

■妊娠中の受動喫煙への配慮について（就学前児童保護者）

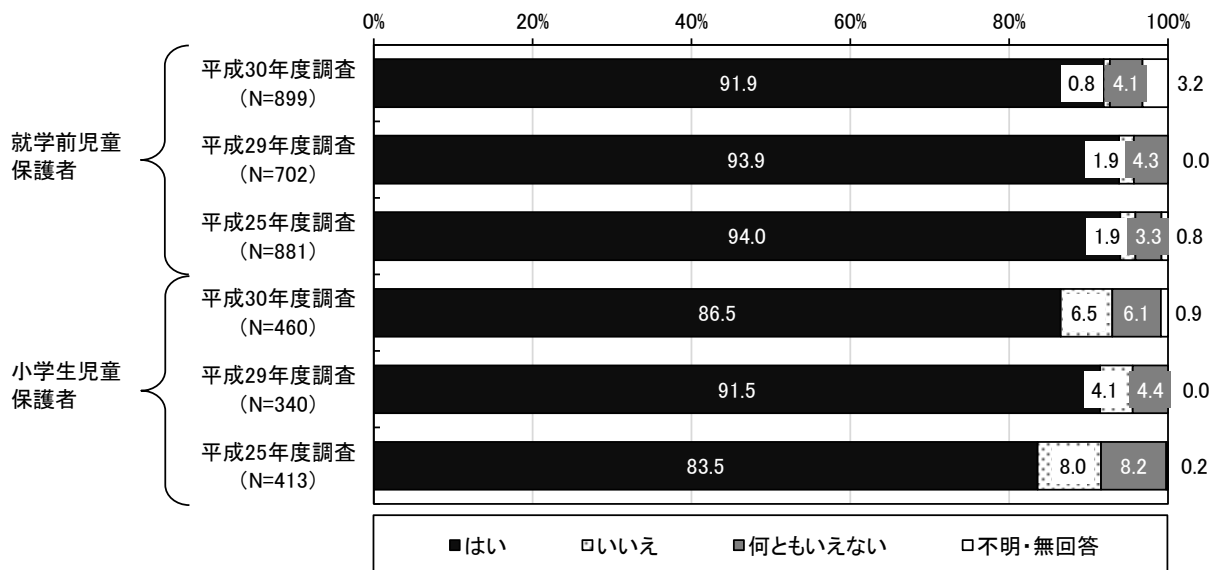


(7) 医療等との関わり・意識について

① かかりつけ医（小児科医）の有無

かかりつけ医（小児科医）がいる保護者は、就学前児童の保護者で91.9%、小学生児童保護者で86.5%となっています。

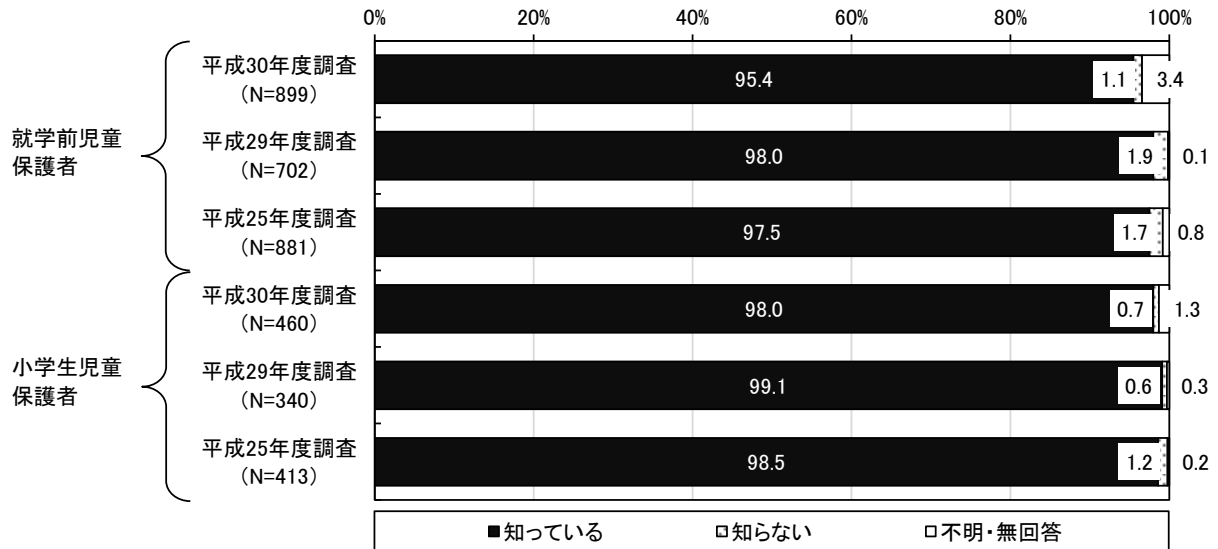
■かかりつけ医（小児科医）の有無



② 休日夜間応急診療所の認知状況

休日夜間応急診療所を知っている保護者は、就学前児童の保護者で95.4%、小学生児童保護者で98.0%となっています。

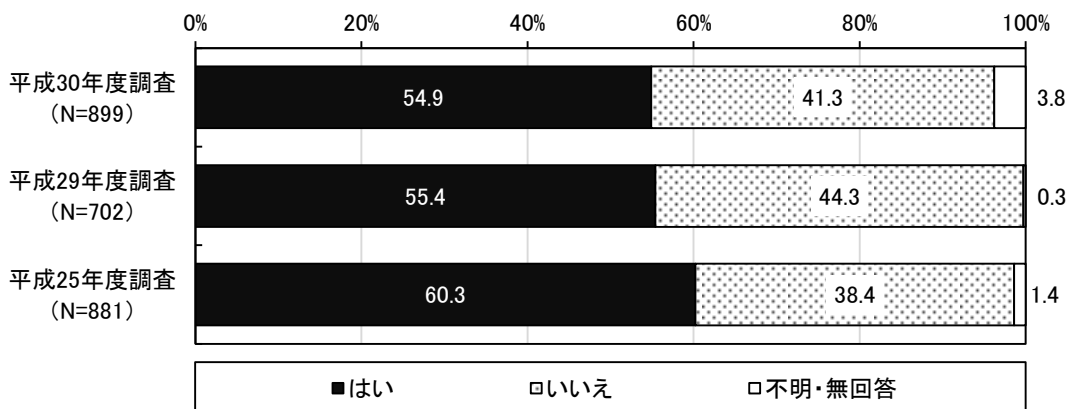
■ 休日夜間応急診療所の認知状況



③ 事故防止の工夫の有無

事故防止の工夫の有無についてみると、「はい」が54.9%、「いいえ」が41.3%となっています。

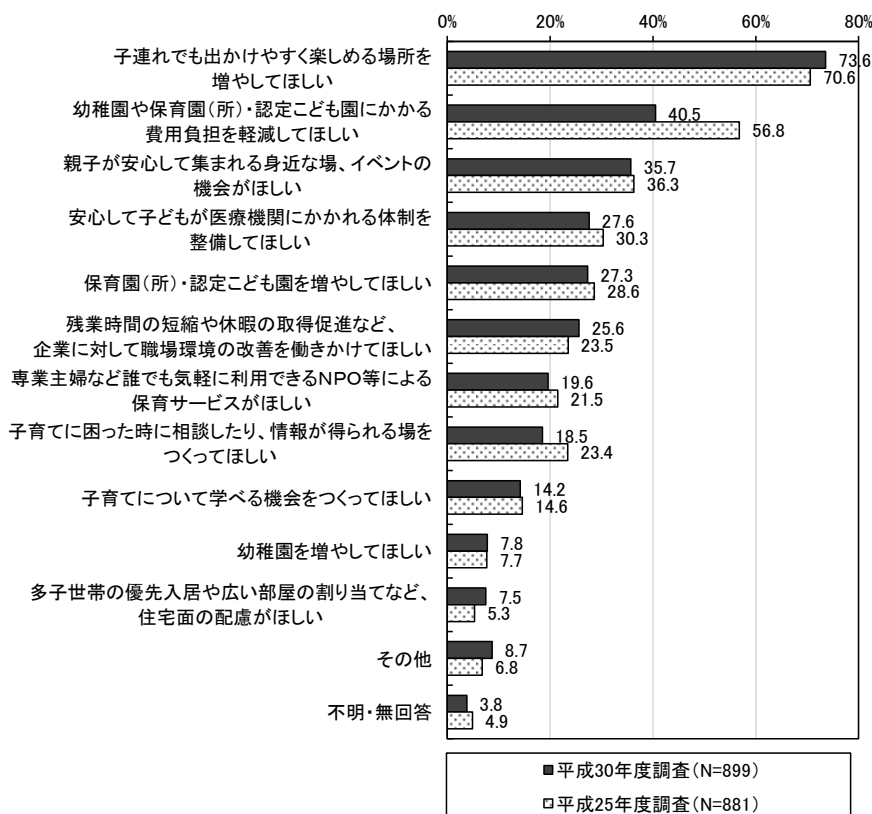
■ 事故防止の工夫の有無（就学前児童保護者）



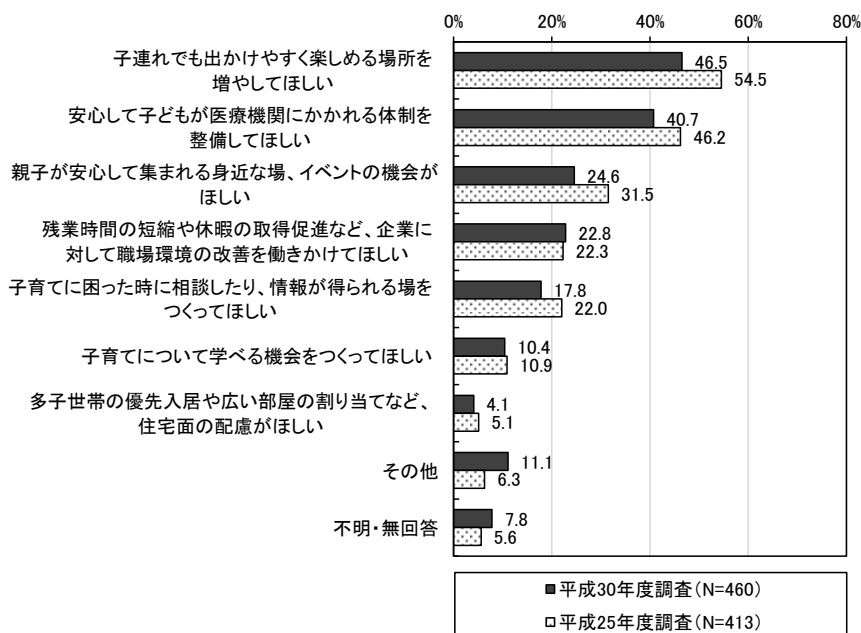
(8) 市に求める子育て支援策の充実について

市に求める子育て支援策の充実についてみると、就学前児童及び小学生児童の保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も高くなっています。次いで、就学前児童保護者では、「幼稚園や保育園(所)・認定こども園にかかる費用負担を軽減してほしい」、小学生児童保護者では、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」となっています。

■市の子育て支援策に求めること（就学前児童保護者）



■市の子育て支援策に求めること（小学生児童保護者）



3. 第1期計画の主な取り組みの評価

第1期計画で推進してきた施策・事業について、数値目標の達成状況を以下に整理します。

■教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと現状値

施策・事業		第1期計画策定時点の実績値 (平成26年度)	第1期計画の目標※1 (令和元年度)	現状の実績値※2 (平成30年度)	
教育・保育	幼稚園・認定こども園※3	1,206人	944人	入所者数:603人	
	私立幼稚園			入所者数:383人	
	合計	2,187人	2,181人	入所者数:2,350人	
	保育所(園)・認定こども園※4	(うち、3~5歳)	1,342人	1,282人	1,427人
		(うち、1~2歳)	704人	789人	754人
(うち、0歳)		141人	110人	169人	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	未実施	3か所	3か所(基本型1か所、母子保健型2か所)	
	時間外保育事業(延長保育)	481人	402人	実利用者数:489人	
	放課後児童健全育成事業の推進	879人	1,006人	入所者数:1,239人	
	子育て支援短期事業(ショートステイ事業等)※5	70人	166人	実利用者数:259人	
	乳児家庭全戸訪問事業	1,015人	911人	訪問者数:907人	
	養育支援訪問事業	94人	240人	訪問者数:113人	
	地域子育て支援拠点事業	18,010人	19,107人	延利用者数:17,089人(2か所)	
	一時預かり事業 (幼稚園等における在園児を対象とした預かり保育)※3,5	25,753人	33,544人	延利用者数:15,270人	
	一時預かり事業 (私立幼稚園における在園児を対象とした預かり保育)※5			延利用者数:7,483人	
	一時預かり事業 (その他の一時預かり事業)	5,720人(5か所)	18,375人	延利用者数:7,002人(6か所)	
	病児保育事業	169人	408人	延利用者数:385人(1か所)	
	ファミリー・サポート・センター事業	425人	605人	延利用者数:359人	
	妊婦健康診査	1,057人	968人	実人数:1,475人 延健診回数:11,347回	
	実費徴収にかかる補足給付を行う事業	未実施	国の動向に応じて検討	未実施	
多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	未実施	国の動向に応じて検討	未実施		

※1：計画期間の最終年度の量の見込みを記載。(中間年における見直しを行った事業は、見直し後の数値を記載。)

※2：幼稚園、私立幼稚園については5月1日時点、認定こども園については4月1日時点、その他の事業については年度末時点の数値を記載。

※3：認定こども園のうち1号認定について記載。

※4：認定こども園のうち2・3号認定について記載。

※5：「第1期計画策定時点の実績値」は平成27年度データを記載。

■母子保健事業等に関する目標と現状値

指標		第1期計画策定 時点の実績値 (平成26年度)	第1期計画 の目標 (令和元年度)	現状の実績値 (平成30年度)	
妊娠・出産の 安全性の確保	妊婦健康診査の未受診者数	1人	0人	0人	
	妊娠中に喫煙する人の割合	4.8% ^{※1}	減少	5.1%	
	早期(満11週以下)の妊娠届出率	94.7%	100.0%	95.6%	
	母子手帳交付時の専門職面接率	99.9%	100.0%	100.0%	
子どもが健やかに育つための環境づくり	こんにちは赤ちゃん訪問事業の未訪問者のうち、状況確認ができた人の割合(状況確認率)		100.0%	100.0%	
	3か月児健康診査の受診率		97.6%	98.6%	
	幼児健康診査(1歳6か月児健康診査)の未受診者のうち、状況確認ができた人の割合(状況確認率)		100.0%	100.0%	
	3歳6か月児健康診査で虫歯のない人の割合		79.0%	83.0%	
	かかりつけ医を持つ割合	小児科医	就学前児童保護者 94.0% ^{※1}	100.0%	就学前児童保護者 91.9%
		歯科医	就学前児童保護者 46.1% ^{※1}	65.0%	就学前児童保護者 52.8%
	休日夜間応急診療所を知っている人の割合		就学前児童保護者 97.5% ^{※1}	100.0%	就学前児童保護者 95.4%
	事故防止対策を実施している家庭の割合		就学前児童保護者 60.3% ^{※1}	100.0%	就学前児童保護者 54.9%
	BCG接種率		96.6%	95.0%以上	98.5%
	MR(麻しん風しん混合)ワクチン接種率		103.2% ^{※2}	95.0%以上	97.3%

※1：平成25年度に実施したアンケートの数値を記載。

※2：基準となる対象者数が、MR1期については10月1日現在の対象者数、MR2期については4月1日現在の対象者数となっているため、転出入の関係で100%を超える場合がある。

■母子保健事業等に関する目標と現状値

指標		第1期計画策定時点の実績値 (平成26年度)	第1期計画の目標 (令和元年度)	現状の実績値 (平成30年度)
楽しく子育てができる環境の充実	子育てが楽しい人の割合	就学前児童保護者 77.2% ^{※1}	増加	就学前児童保護者 74.4%
	子育てに困難を感じる人の割合 ^{※2}	就学前児童保護者 ・はい:39.5% ^{※1} ・何ともいえない :30.3% ^{※1}	減少	就学前児童保護者 ・困難を感じるがよくある :14.3% ・困難を感じるが時々ある :58.2%
	子育てに自信が持てない人の割合 ^{※2}	就学前児童保護者 ・はい:43.7% ^{※1} ・何ともいえない :35.3% ^{※1}	減少	就学前児童保護者 ・自信を持ってないがよくある :17.8% ・自信を持ってないが時々ある :62.7%
	育児に参加する父親の割合	就学前児童保護者 ・よくやっている :36.8% ^{※1} ・時々やっている :45.3% ^{※1}	増加	就学前児童保護者 ・よくやっている :39.9% ・時々やっている :45.3%
	母子の健康づくりに関わるボランティアの人数 (母子保健推進員)	138人 (32人)	増加	126人 (45人)

※1：平成25年度に実施したアンケートの数値を記載。

※2：前回のアンケートでは「はい」、「何ともいえない」、「いいえ」で回答する設問でしたが、今回のアンケートでは「よくある」、「時々ある」、「ほとんどない」で回答する設問に変更しています。



第4章 施策の方向

1. 基本目標

基本理念である「子育てロマンのまち かしはら」の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実

すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じることができるよう、乳幼児期の教育・保育や子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが重要となります。

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、一人ひとりの子どもが地域の未来を担う宝であるという視点に立ち、質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの発達や学びが円滑につながるよう、小学校教育との積極的な連携を図ります。また、子どもや子育て家庭の状況や地域の実情等を十分に踏まえ、保育事業や放課後児童対策の充実等を通じて、多様な地域子ども・子育て支援事業の展開をめざします。

基本目標2 すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進

乳幼児期の教育・保育を提供し、子ども・子育て支援を展開するにあたっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援が重要となり、母子保健に関する施策・事業との連携を進めることが必要です。

子どもを安心して産み、育てられるよう、妊婦に対する健診や保健指導をはじめ、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に向けた体制のさらなる充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じた食育や、次代の親づくりの基盤となる思春期保健対策を推進し、心とからだの両面から、親と子の健康づくりを支えます。

基本目標3 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭をとりまく環境が大きく変化する中で、地域社会を構成するさまざまな主体が、子ども・子育て支援に関わることがきわめて重要となります。また、一人ひとりの子どもの健やかな成長に向けた環境づくりでは、「子ども・子育て支援」と「ワーク・ライフ・バランスの実現」が両輪と考えられています。

地域はもとより、企業、学校、行政、専門機関などの社会全体が、子育て中の保護者の思いを受け止め、寄り添い、支えることができるよう、地域での子育て支援体制の充実を図るとともに、社会的支援の必要性が高い子どもや家庭へのきめ細かな支援、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりなどに取り組みます。

2. 施策の体系

基本理念である「子育てロマンのまち かしはら」の実現に向けて、基本的な視点を踏まえつつ、3つの基本目標が相互に関わり合いながら、計画を体系的に推進します。

基本理念「子育てロマンのまち かしはら」の実現

基本目標 1 質の高い教育・ 保育や子ども・子育て支援を 提供する環境の充実

施策・事業

- (1) 乳幼児期における教育・保育の充実
- (2) 多様な保育事業の充実
- (3) 放課後児童対策の充実
- (4) 経済的負担の軽減

基本目標 2 すべての子どもが 健やかに育つための 親と子の健康づくりの推進

施策・事業

- (1) 妊娠・出産の安全性の確保
- (2) 子どもが健やかに育つための環境づくり
- (3) 食育の推進
- (4) 楽しく子育てができる環境づくり

基本目標 3 みんなで子育てを見守り、 支え合う地域社会の構築

施策・事業

- (1) 地域での子育て支援体制の充実
- (2) 子育てサークル等への支援
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 障がいのある子どもを持つ家庭への支援
- (5) 児童虐待防止等に向けた取り組みの推進
- (6) ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくり

1

すべての子どもが
健やかに成長できる
環境づくり

2

すべての保護者が
子育てや子どもの成長に
喜びと楽しさを実感
できる環境づくり

3

すべての人が協働して
子ども・子育てに
関われる環境づくり

基本的な視点

3. 施策の展開

基本目標 1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実

(1) 乳幼児期における教育・保育の充実

子ども・子育て支援新制度のもと、地域のニーズを踏まえながら、幼稚園や保育所（園）・認定こども園等がそれぞれの特色を生かし、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。

No.	施策・事業	内容	担当課
1	教育・保育の推進	幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通う子どもが区別なく教育・保育を受けることのできる環境のもと、「檀原市就学前の保育・教育指針」に基づき、一人ひとりの子どもが個性や能力を伸ばし、健やかに成長できるよう、教育・保育を推進します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課 学校教育課
2	公立幼稚園・保育所の適正配置について	公立幼稚園・保育所については、「就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針」に基づき、適正化に取り組みます。	こども未来課 教育総務課 学校教育課
3	認定こども園の整備に向けた支援	認定こども園への移行に必要な支援を行います。また、制度改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた認定こども園の普及を図ります。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課 教育総務課 学校教育課
4	地域型保育事業の推進	多様化する保育ニーズ等に対応するため、条例で規定した設備・運営基準に基づいて地域型保育事業（小規模保育）を推進します。また、教育・保育施設の実施者と地域型保育事業の実施者との相互連携を支援していきます。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課
5	幼稚園・保育所（園）・認定こども園の職員等の研修の実施	子ども一人ひとりの成長・発達に応じた教育・保育内容の充実を図り、多様なニーズに対応できるよう、研修事業の充実やさまざまな自己啓発・交流機会への参加促進などを通じて、職員の質の向上を図ります。	こども未来課 学校教育課
6	幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校等との連携の推進	子どもの発達や学びが円滑に接続できるよう、幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通う子どもと児童・生徒の交流活動を充実させ、就学前教育・保育における幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校に至る接続期のカリキュラムの連携はもとより、指導者の相互理解、家庭・地域との連携を進めます。	こども未来課 学校教育課
7	幼児教育・保育事業の質の確保及び向上	幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事を引き続き配置し、さらに質の高い教育・保育を提供する環境の充実を図ります。	こども未来課 学校教育課

No.	施策・事業	内 容	担当課
8	外国につながる幼児への支援・配慮	国際化の進展に伴い、外国につながる幼児（海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など）や、宗教上の慣習等に対する配慮が必要な幼児が、円滑に教育・保育等の利用ができるよう、引き続き適切な支援を行います。	こども未来課 学校教育課

(2) 多様な保育事業の充実

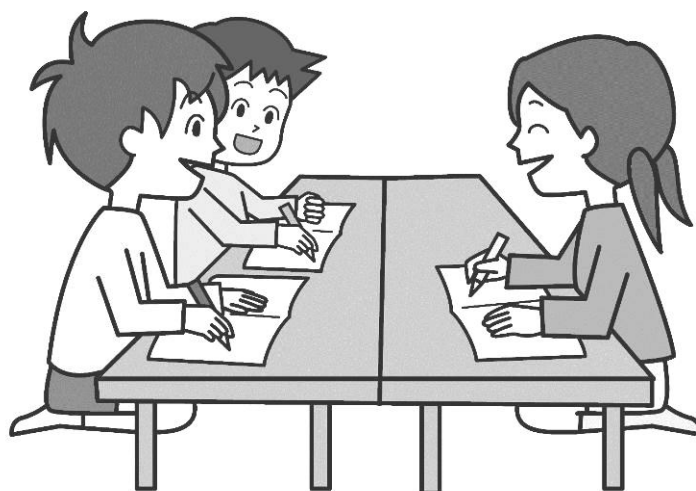
子ども・子育て支援新制度のもと、子育て家庭の置かれた状況や地域の実情等を十分に踏まえながら、多様化する保育ニーズに対応すべく各種保育事業の充実を図ります。

No.	施策・事業	内 容	担当課
9	一時預かり事業の充実	就労や傷病、出産、リフレッシュ等、保護者の心理的・身体的負担の解消を図るため、幼稚園等の在園児を対象とした預かり保育や、その他施設における一時預かりを行うとともに、新規施設での実施の検討などを進め、多様化する保育ニーズに対応します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課 こども未来課 学校教育課
10	時間外保育事業 (延長保育事業)の充実	11時間の開所時間を超えて保育時間を延長し、多様化する保育ニーズに対応します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課
11	病児保育事業の充実	病気または病気の回復期に至るまでの間、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育が困難な小学校6年生までの児童について、病院に併設された病児保育室等で預かります。また、多くの方が利用できるように、今後も多様な広報に努め、本事業の周知を徹底します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課
12	子育て短期支援事業の 充実	保護者の病気や仕事のため、子どもの養育が困難になった場合、児童福祉施設で養育を支援するショートステイやトワイライトステイを実施します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課

(3) 放課後児童対策の充実

保護者の就労等により昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供し、豊かな人間性を身につけることができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図るとともに、運営形態の改善や施設の整備・充実に努めます。

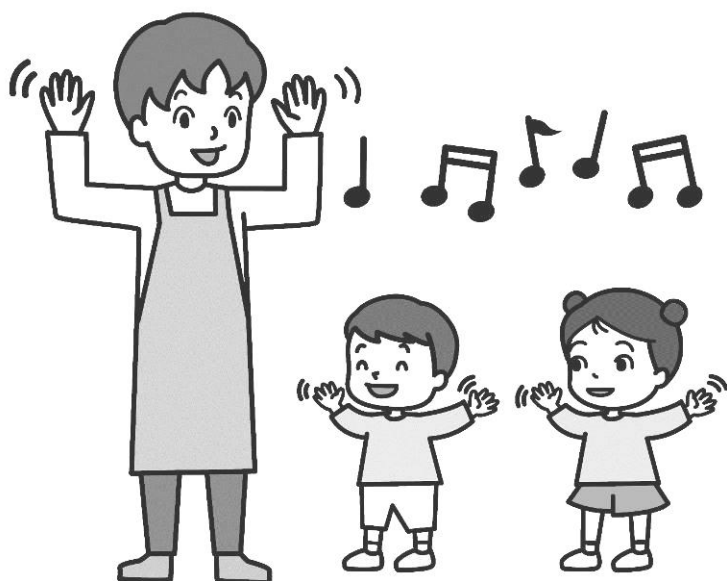
No.	施策・事業	内容	担当課
13	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	保護者の就労等により、放課後に家庭で子どもだけになってしまう児童を対象に、遊びと生活の場を用意して健全な育成を図るため、放課後児童クラブの周知を進め、利用の促進に努めます。また、運営形態については、市の支援のもとに保護者の負担軽減を図り、事業内容の質の向上を図ります。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
14	放課後児童健全育成施設の整備・充実	老朽化や児童数の増加などにより、改善が求められている放課後児童健全育成施設について、改修・改築、移転を含む整備を計画的に進めるとともに、幼稚園や小学校の余裕教室の活用等についての継続的な検討を進めます。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
15	地域住民等による放課後の児童支援（地域子ども教室の推進）	地域の大人が中心となって子どもたちに「安全・安心」な居場所を設け、いろいろな「体験」や地域の大人・異年齢の友達との「交流」「学習機会」の提供を通じて「生きる力」を身につけ、健やかに成長するきっかけとなることを願い、地域子ども教室を実施しており、今後は放課後児童クラブとの連携をめざします。	社会教育課 人権教育課



(4) 経済的負担の軽減

子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費等の助成、保育料の負担軽減などを進めるとともに、児童手当の給付やその周知を図ります。

No.	施策・事業	内容	担当課
16	出産・育児にかかる経済的負担の軽減	子ども医療費等の助成や出産育児一時金の支給（加入の健康保険から）など保護者の経済的負担を軽減します。	保険医療課
17	児童手当の給付	家庭等の生活の安定と児童の健全育成等を図るため、子ども・子育て支援新制度における「子ども・子育て支援給付」として児童手当を保護者に支給します。また、申請や現況届の提出など、児童手当に必要な手続き等の周知にも努めます。	子育て支援課
18	幼児教育・保育の無償化	市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等について、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	障がい福祉課 子育て支援課 こども未来課 学校教育課
19	幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の負担軽減	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所（園）・認定こども園、市立幼稚園及び施設型給付による私立幼稚園の副食費について、国基準により免除するとともに、一定の対象者には本市独自の取り組みとして免除または助成します。	こども未来課 学校教育課
20	実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、私学助成による私立幼稚園の副食費について、国基準により助成するとともに、それ以外の児童に対しては本市独自の取り組みとして助成します。	学校教育課



基本目標 2 すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進

(1) 妊娠・出産の安全性の確保

妊娠期を安心して過ごし、快適な出産を迎えるために、妊娠・出産における心身の健康を支援するとともに、安心して妊娠・出産ができる環境の整備を進めます。また、次代の親づくりの基盤となる思春期保健の充実を図ります。

No.	施策・事業	内容	担当課
21	母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に、保健師または助産師による面談を行うことで必要なサポートにつなげ、安心して出産できるよう支援します。	健康増進課
22	妊婦健康診査	妊娠の状態を的確に把握し、健康管理と異常の早期発見により、安全な出産ができるよう、妊娠中の定期的な健康診査の受診を促します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	健康増進課
23	両親学級	母親、父親ともに妊娠・出産・育児に関する正しい知識が得られるよう、知識の普及を図ります。また、父親の育児参加の機会を創出し、夫婦で子どもを産み育てていくという意識啓発・動機づけを行っていきます。	健康増進課
24	ママヘルプサービス	支援者の少ない概ね6か月未満の産婦に対し、家事援助サービスを実施し、身体的・精神的負担の軽減を図ります。	健康増進課
25	妊産婦相談の充実	すこやか子ども相談における妊産婦の個別相談や電話相談を実施します。	健康増進課
26	妊産婦訪問指導	病気や家庭環境などにより、妊産婦の妊娠・出産・育児などに支障を及ぼす恐れがあるケース等について、助産師や保健師が訪問し、異常の早期発見と不安の軽減に努めます。(必要に応じて随時実施)	健康増進課
27	一般不妊治療費・不育治療費の助成等	一般不妊治療費・不育治療費の助成を行うとともに、国、県、関係機関などと連携を図りながら、不妊に関する情報提供を行います。	健康増進課
28	マタニティマークの普及啓発	妊娠届出時にマタニティマークの普及啓発を行います。	健康増進課
29	学校教育における思春期保健の推進	思春期は将来の家庭生活の準備段階にあたることから、学校・家庭・地域との連携を図り、次代の親となる子どもや保護者を対象とした思春期保健の取り組みの充実を図ります。	学校教育課
30	妊娠や新しい命に関する知識の普及・啓発	妊娠や新しい命に関する知識の普及・啓発を進めるため、中学1・2年生及び成人式にてリーフレットの配布を行います。	健康増進課 学校教育課

(2) 子どもが健やかに育つための環境づくり

乳幼児期の健やかな成長と子育てのために、健康診査等の各種保健事業の充実など、妊娠期から乳幼児期への切れ目ない保健対策を進めます。また、子どもの事故防止に向けた啓発や、身近な医療機関及び救急医療に関する周知・啓発や情報提供を進めます。

No.	施策・事業	内容	担当課
31	3か月児健康診査 10か月児健康診査	身長・体重・頭囲・胸囲の測定、医師の診察・相談などを行うことにより、乳児の心身の発達の確認、疾病の早期発見を行うとともに、親子関係や育児環境について把握し、必要に応じた適切な指導を行うことで、健康の保持・増進を図ります。	健康増進課
32	1歳6か月児健康診査	3か月児、10か月児健康診査の内容に加え、歯科医師の診察、保健師による相談、必要に応じて歯科衛生士による歯科相談、管理栄養士による栄養相談、心理相談員による発達相談を実施します。	健康増進課
33	3歳6か月児健康診査	1歳6か月児健康診査の内容に加え、視聴覚検査のアンケートや、希望者にはフッ化物塗布を行います。	健康増進課
34	予防接種	定期予防接種を委託医療機関で実施します。	健康増進課
35	新生児訪問指導	生後2か月未満の児の家庭を助産師、または保健師が訪問し育児相談等を行います。(必要に応じて随時実施)	健康増進課
36	乳幼児訪問指導	乳幼児の家庭を保健師または助産師が訪問し育児相談等を行います。(必要に応じて随時実施)	健康増進課
37	歯の健康教室	歯科医師による歯科健診と相談、歯科衛生士によるブラッシング指導、希望者にフッ化物塗布等を行い、虫歯予防の意識を高めるとともに、正しい知識の普及を図ります。	健康増進課
38	事故防止に関する啓発	SIDS(乳幼児突然死症候群)や乳幼児期に多い事故防止対策について、あらゆる機会を捉えながら意識啓発を図ります。	健康増進課
39	かかりつけ医づくりの推進	子どもの健康管理や疾病予防に関して、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」を持つことを、母子保健事業実施時など、さまざまな機会を通じて啓発します。	健康増進課
40	医療情報の提供と意識啓発	本市の医療機関に関する情報提供を行うとともに、一次救急、二次救急、三次救急体制の理解を深め、適切な医療が受けられるよう周知を図ります。	健康増進課
41	休日夜間応急診療所の体制整備	開設時間帯において小児科医を配置し一次救急に対応するとともに、休日夜間応急診療所の周知を図ることで救急医療体制の適正化を図ります。	健康増進課

(3) 食育の推進

子どもの時から正しい食習慣を身につけるため、妊婦及び乳幼児期の子どもを持つ保護者に対して、正しい食生活に関する教育や意識啓発を進めるとともに、保育や学校教育を通じた食育を推進します。

No.	施策・事業	内容	担当課
42	離乳食教室の充実	離乳食開始前である4か月児を持つ保護者を対象に、乳児期の栄養と離乳食の進め方や調理方法についての教室を開催します。	健康増進課
43	妊娠期における栄養知識の普及・啓発	妊娠中の食事の大切さについて、講話や試食など、さまざまな機会に情報発信を行います。	健康増進課
44	保育所（園）・認定こども園における食育の推進	菜園活動を通じた収穫やお手伝い、クッキング保育、お年寄り・異年齢児との交流など食を通じたさまざまな体験活動を推進し、子どもの豊かな心を育むとともに、食に関する保護者への情報提供や相談を行い、家庭での食育を促進します。	こども未来課
45	学校教育における食育の推進	一人ひとりの子どもが正しい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活を営めるよう、給食などを通じて食に関する指導を推進します。幼稚園では、楽しく食べる経験や食に関するさまざまな体験活動等を通じて望ましい食習慣を身につけるとともに、家庭と連携し食育の充実に努めます。	教育総務課 学校教育課



(4) 楽しく子育てができる環境づくり

子育て家庭の孤立を防ぐため、仲間づくりの支援をはじめ、困った時に気軽に相談できる体制の整備・充実を図ります。また、親と子が楽しくふれあうことの大切さを啓発し、親子の愛着形成を促進します。

No.	施策・事業	内容	担当課
46	すこやか子ども相談	子どもの発達、食事、育児に関する悩みや母乳等の相談について個別に保健師、管理栄養士、心理相談員、助産師が応じます。	健康増進課
47	6～7か月児健康相談	6～7か月児を持つ保護者を対象に、子どもの発達、事故予防、予防接種、歯の手入れ、離乳食についての話や身体計測、育児相談を行い、親の育児力を高めるとともに、親同士の交流の場を設け、仲間づくりを促進します。	健康増進課
48	電話相談の充実	子育てに関する疑問や悩み、子育て中の親の心と体に関する事などについて、相談内容に応じた電話相談を行います。	健康増進課 子育て支援課 こども未来課
49	母子保健推進協議会	保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携強化を図り、母子保健事業及び子どもの健康づくりについて検討します。	健康増進課
50	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	健康増進課



基本目標3 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

(1) 地域での子育て支援体制の充実

一人ひとりの子どもが、地域の中で健やかに成長していけるよう、地域住民や関係団体・機関との連携を図ります。また、保護者などが子育てに関する不安や悩みなどを気軽に相談でき、保護者同士で情報交換や交流ができる機会・場づくりを進めます。さらに、多様な媒体を活用して、子育てに関する情報を積極的に提供・発信します。

No.	施策・事業	内容	担当課
51	子育て支援ネットワークの構築・強化	子育てに関する情報を共有するとともに、問題を解決するため、子育てサークルや庁内関係各課、関係機関によるネットワークの構築・強化を図ります。	子育て支援課
52	子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業（センター型））の充実	地域における子育て支援の基盤を充実するため、子育てに関する相談・指導、情報提供、保護者や子どもの交流の場・機会を提供する機能の強化を進めます。また、多くの保護者に活用してもらえるよう、子育て支援センターの周知を図ります。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
53	こども広場（地域子育て支援拠点事業（ひろば型））の充実	子育て中の保護者が気軽に集い、交流する場として、親と子のふれあい広場を活用し、子育て不安の解消を図ります。また、多くの保護者に活用してもらえるよう、こども広場の周知を図るとともに、保護者のニーズを踏まえて子育てが元気に楽しくできるような支援を進めます。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
54	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育てを支援してほしい人（依頼会員）と応援したい人（援助会員）をコーディネートして、地域における育児の相互援助活動を推進します。また、このようなファミリー・サポート・センター事業の内容の周知を図り、定期的な講習会を開催することで、援助会員の確保に努めます。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
55	地域における自主的なふれあい・交流活動の推進	祖父母や近隣住民を保育所（園）・認定こども園に招き、伝承遊びを教えてもらうなど、世代間を超えた交流や、自治会及び地域や地域にある介護施設等で行われる行事等に参加し、地域の人々との交流を推進します。	こども未来課

No.	施策・事業	内 容	担当課
56	利用者支援事業の推進	<p>子育て包括支援センターとしての枠組みの中で「子育て総合窓口」と「妊産婦・乳幼児相談窓口」を設置し、子育て支援に関する情報提供や利用支援、子育てに関するさまざまな相談への対応を行うとともに、適切な窓口・機関等と利用者をつなぎ、保護者が円滑に子育て支援を利用できるよう支援します。</p> <p>※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章</p>	健康増進課 子育て支援課 こども未来課
57	幼稚園における子育て支援機能の充実	子育てに関する情報発信を幅広く提供し、保護者の保育参加や未就園児の親子登園の機会を充実し、子育てを支援します。	学校教育課
58	園庭開放による子育て支援の充実	幼稚園・保育所（園）・認定こども園において園庭を開放し、子育て支援を推進します。	こども未来課 学校教育課
59	子育て情報の提供	子育て支援サービスや各種情報を集約した情報誌の作成や、ホームページ、母子保健事業等など、あらゆる媒体・機会を通じ、情報の受け手の視点に立った、効果的かつ効率的な子育て支援に関する情報提供・情報発信を進めます。	健康増進課 子育て支援課 社会教育課
60	育児相談の充実	窓口や保育サービス、地域子育て支援拠点、園庭開放などの場において、就学前の子どもを対象とした、発達の相談や子育ての悩み、子どもとの関わり方など、子育てに関する全般の相談に取り組みます。	健康増進課 子育て支援課 こども未来課
61	家庭児童相談の充実	満18歳未満の子どもを対象とした、成長、発達、行動、しつけなど、養育上のさまざまな問題、心配ごとについての相談に取り組みます。随時、窓口での面談や電話または、家庭訪問による相談を行い、家庭での安定した養育につなげます。また、適切な相談支援ができるように職員の専門性の向上に努めます。	子育て支援課
62	民生児童委員・主任児童委員による子育て相談支援の充実	子育て支援を社会全体の課題として捉えながら支援するため、民生児童委員・主任児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。	福祉総務課 子育て支援課
63	家庭・地域と学校との連携	児童・生徒が抱える問題に対し、家庭環境など総合的な視点から対処できるよう、小・中学校と高田こども家庭相談センター、民生児童委員、主任児童委員等との連携強化を図ります。	子育て支援課 学校教育課

(2) 子育てサークル等への支援

子育てサークルの主体的な活動への支援や、子育てボランティアの育成や活動支援を進め、地域の育児力の向上を図ります。

No.	施策・事業	内容	担当課
64	育児サークルへの支援	育児サークルなど自主的なグループの活動を支援し、育児不安の軽減を図り、地域の育児力を高めます。	子育て支援課 健康増進課
65	子育てボランティアの育成	子育てボランティアの育成やその活動を行う市民公益活動団体等を支援します。	市民協働課 子育て支援課

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立と子どもの健全な育成を図るため、手当等の各種支援制度の周知を図るとともに、相談・支援活動を進めます。

No.	施策・事業	内容	担当課
66	ひとり親家庭への手当・医療費の助成	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。また、手当や助成を有効に活用してもらうためにも、制度の周知に努めます。	子育て支援課 保険医療課
67	相談・支援活動の推進	ひとり親家庭を対象に、生活一般及び自立生活に必要な相談・指導の充実を図ります。また、関連する制度の周知に努めるとともに、関係機関との連携による就業に役立つ情報提供・発信を進めます。	子育て支援課

(4) 障がいのある子どもを持つ家庭への支援

障がいのある子どもの健全な育成を図り、障がいのある子どもとその保護者や家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な取り組みを進めます。

No.	施策・事業	内 容	担当課
68	障がいのある子どものいる家庭への各種手当・医療費の助成	障がいのある子どもまたは保護者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担を軽減します。また、各種手当や助成を有効に活用してもらうためにも、制度の周知に努めます。	障がい福祉課 保険医療課 子育て支援課
69	在宅福祉の充実	檀原市障がい福祉計画や檀原市障がい者福祉基本計画に沿って、日中一時支援事業や移動支援事業等の障がい福祉サービスの利用を促進し、家庭での介護者の負担軽減を図ります。また、障がいのある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の自助・共助力の向上に向けた取り組みを進めます。	障がい福祉課
70	子ども総合支援センターの充実	子ども総合支援センターにおいて、相談及び乳幼児期からの早期療育の充実を図ります。また、障がいのある子どもの在籍する幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校の職員に対する相談、研修の充実など関係者への支援体制の拡充を進めます。	こども発達支援課
71	障がい児保育の充実	障がい児受入促進のための人件費助成補助事業や子ども総合支援センターとの連携などを通じて、全保育所（園）・認定こども園での障がい児の受け入れをめざし、子ども一人ひとりを大切に保育の視点に立って支援を必要とする子どもに細やかな保育を進めます。	こども未来課
72	放課後児童クラブにおける障がい児対応の充実	放課後児童健全育成事業に従事する指導員が障がい児対応の研修を受講することにより、就労等で昼間家庭に保護者がいない障がいのある子どもを積極的に受け入れ、障がいのない子どもとの交流を促進します。	子育て支援課
73	特別支援教育の充実	障がいのある子どもがその能力や特性に応じた適切な教育・保育を受けられるよう、専門職チームによる各幼稚園・保育所（園）・認定こども園の巡回支援を行うことで、就学相談支援体制の充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーターの養成とともに、職員が特別支援教育に関する視点と対応力の向上に努め、子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立ができるよう特別支援教育の充実を図ります。	こども未来課 学校教育課 こども発達支援課

(5) 児童虐待防止等に向けた取り組みの推進

児童虐待防止に向けた関係機関等によるネットワークの強化を図るとともに、児童虐待に関する意識啓発や相談・支援事業などによる児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応・早期支援などに取り組み、地域全体で児童虐待から子どもを守る体制を構築します。

No.	施策・事業	内容	担当課
74	児童虐待防止に向けたネットワーク活動の推進	「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、「子育て世代包括支援センター」と一体的に支援を実施します。また、「檀原市要保護児童対策地域協議会」を活用して、関係機関等のさらなる連携強化を進め、児童虐待の防止、早期発見・早期対応・早期支援に取り組みます。また、児童虐待に対する意識啓発を進めます。	子育て支援課
75	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭など保護者の養育支援が特に必要と認められる家庭を対象に専門職員が訪問し、相談・指導・助言などの支援を行います。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
76	家庭児童相談体制の充実	家庭における児童の養育やその他児童の問題に関する相談、母子家庭の母親や児童の身上相談、女性の生活や環境上の問題に関する相談に、相談員が応じます。また、児童虐待やドメスティックバイオレンスなどに的確に対応できるよう、相談員の専門性の向上に努め、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課



(6) ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくり

就労環境の整備や育児休業制度に関する周知・啓発や情報提供を進めるとともに、多様な働き方への支援、男女共同による子育ての促進などを通じて、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりに取り組みます。

No.	施策・事業	内 容	担当課
77	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	男女が仕事とともに家庭・地域に対して責任を持つことができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や「働き方改革」に関連する情報の啓発を行います。	産業振興課 人権政策課
78	仕事と育児の両立に関する法律・制度の周知と職場環境づくりの支援	育児休業制度の定着やフレックスタイム制等、柔軟な働き方の普及についての啓発や情報提供を推進します。	産業振興課 人権政策課
79	事業所に対する次世代育成支援対策推進法の周知	仕事と子育ての両立を支援する体制づくりのため、労働者・事業主、地域住民等の意識改革を推進するための情報提供を関係機関の協力を得ながら、種々の情報媒体を活用し広報・啓発を行います。	産業振興課
80	女性の再就職・転職支援	出産や育児により退職を余儀なくされた女性や、子育てをしながら就職を希望する女性の再就職を支援するための情報提供を行いながら、講座等の開設を行います。	人権政策課
81	男女共同参画による子育ての促進	両親学級や幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の情報提供機能を活用し、父親の子育て参加に対する啓発の促進を図ります。	人権政策課 健康増進課 子育て支援課 こども未来課 学校教育課

4. 母子保健に関する施策・事業の評価指標と目標

乳幼児期の教育・保育を提供し、地域子ども・子育て支援事業を展開するにあたって、連携が必要となる母子保健については、基本目標2「すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進」に関連する施策・事業を中心に、妊娠・出産の安全性の確保から、子どもが健やかに育つための環境づくり及び楽しく子育てができる環境づくりを進めていきます。

以下に、施策・事業の方向性ととも、実施状況や効果などを点検・評価するための評価指標及び令和6年度（計画の最終年度）の目標を整理します。

（1）妊娠・出産の安全性の確保の方向性と評価指標・目標

安心して子どもを生み育てていくことができるよう、母子健康手帳交付時に保健師または助産師による面談を行うことで必要なサポートにつなげ、安心して出産できるよう取り組みを進めます。

また、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあることから、早期に母子健康手帳の交付を受け、同時に配布する補助券を使用して、定期的に妊婦健康診査や指導を受けることを啓発し、児や母の異常の早期発見・支援につなげます。

■妊娠・出産の安全性の確保に関する評価指標と目標

評価指標	現状の実績値 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
妊婦健康診査の未受診者数	0人	0人
妊娠中に喫煙する人の割合	5.1%	2.2%
早期（満11週以下）の妊娠届出率	95.6%	100.0%
母子手帳交付時の専門職面接率	100.0%	100.0%

（2）子どもが健やかに育つための環境づくりの方向性と評価指標・目標

各種健康診査の受診率の向上を図るとともに、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）が事情により実施できない場合や、1歳6か月児健康診査の未受診者に対して、訪問や面接、関係機関との連携等により状況を確認し、情報提供やサービスの紹介に努めます。

また、子どもの事故防止や歯の健康に対する意識の啓発ならびに、かかりつけ医づくりの推進とあわせ、救急医療や予防接種の体制整備に取り組み、子どもの健やかな成長を支援します。

■子どもが健やかに育つための環境づくりに関する評価指標と目標

評価指標	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
乳児家庭全戸訪問事業の未訪問者のうち、状況確認ができた人の割合（状況確認率）	100.0%	100.0%
3か月児健康診査の受診率	98.6%	99.0%

評価指標		現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
幼児健康診査（1歳6か月児健康診査）の未受診者のうち、状況確認ができた人の割合（状況確認率）		100.0%	100.0%
3歳6か月児健康診査で虫歯のない人の割合		83.0%	86.7%
かかりつけ医を持つ割合	小児科医	就学前児童保護者 91.9%	95.0%
	歯科医	3歳6か月児健診受診児 52.8%	55.0%
休日夜間応急診療所を知っている人の割合		就学前児童保護者 95.4%	100.0%
事故防止対策を実施している家庭の割合		就学前児童保護者 54.9%	100.0%
BCG接種率		98.5%	99.0%
MR（麻しん風しん混合）ワクチン接種率		97.3%	98.0%

（3）楽しく子育てができる環境づくりの方向性と評価指標・目標

子どもをとりまく環境は核家族化や地域の間人関係の希薄化により、家庭や地域社会の子育て機能が低下しており、一方では、子どもとふれあった経験のない人が増え、育児不安を抱える親が増えてきています。

育児の社会的孤立化を防ぎ、困った時に気軽に相談できる体制を整備するとともに、親と子が楽しくふれあうことの大切さを啓発し、親と子の愛着形成を促します。

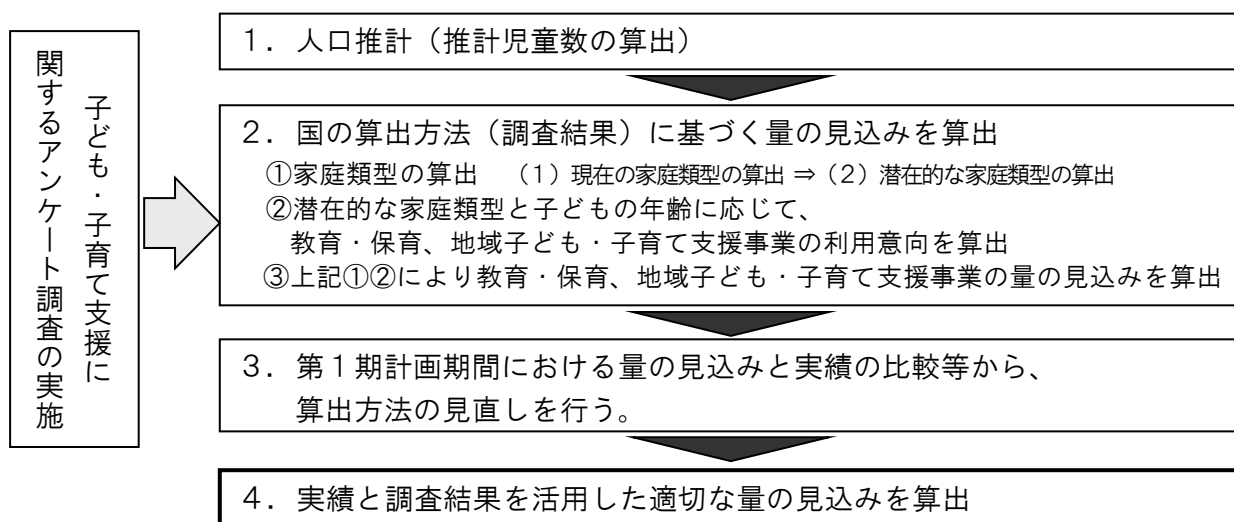
■楽しく子育てができる環境づくりに関する評価指標と目標

評価指標	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
子育てが楽しい人の割合	就学前児童保護者：74.4%	増加
子育てに困難を感じる人の割合	就学前児童保護者 ・ 困難を感じるがよくある：14.3% ・ 困難を感じるが時々ある：58.2% ・ 合計：72.5%	減少
子育てに自信が持てない人の割合	就学前児童保護者 ・ 自信を持ってないがよくある：17.8% ・ 自信を持ってないが時々ある：62.7% ・ 合計：80.5%	減少
育児に参加する父親の割合	就学前児童保護者 ・ よくやっている：39.9% ・ 時々やっている：45.3% ・ 合計：85.2%	増加
母子の健康づくりに関わるボランティアの人数 (母子保健推進員)	126人 (45人)	130人 (50人)

1. 量の見込みの算出等について

(1) 量の見込みの算出方法

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、国が提示する算出方法（以下、「国の算出方法」とする。）に沿いつつ、第1期計画期間における量の見込みと実績との比較等から算定方法について見直しを行い、以下のようなプロセスを踏まえて算出しています。



■国の算出方法が示されている項目

		対象事業	認定区分	対象児童	
教育・保育	1	教育標準時間認定（幼稚園等※ ¹ ） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	1号	3～5歳児	
	2	保育認定①（幼稚園等※ ¹ ） ＜共働き（保育認定の対象）で幼稚園等を利用する家庭＞	2号（教育）	3～5歳児	
		保育認定②（保育所等※ ² ）	2号（保育）	3～5歳児	
	3	保育認定③（保育所等※ ² ）	3号	0歳児、1・2歳児	
地域子ども・子育て支援事業	4	利用者支援事業		0～5歳児、1～6年生	
	5	時間外保育事業（延長保育事業）		0～5歳児	
	6	放課後児童健全育成事業		1～6年生	
	7	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）		0～5歳児	
	8	地域子育て支援拠点事業			0～2歳児
		9	一時預かり事業	幼稚園等の在園児を対象とした預かり保育	3～5歳児
	その他の一時預かり事業			0～5歳児	
	10	病児保育事業		0～5歳児	
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		1～6年生		

※1：幼稚園等とは、幼稚園及び認定こども園のうち1号認定のこと。

※2：保育所等とは、保育所（園）及び認定こども園のうち2・3号認定のこと。

■認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなること
が決まっており、その際の認定の区分は下記の通りとなります。

認定区分	内 容
1号	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号（教育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども）
2号（保育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

（2）推計児童数について

① 推計方法

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」に基づいて推計しています。

社人研データは5年ごとの数値であることから、数値の出ていない年度の人口はその前後の数値間を等倍の変化率で推移するものとししました。また、年齢階級は5歳刻みであることから、平成31年4月1日時点の住基データの年齢別内訳の比率に基づいて年齢別人口を按分し、以下のように算出しました。

		実 績				推 計					
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
就 学 前 児 童 （ 人 ）	0歳	944	980	894	893	927	908	889	870	851	832
	1歳	1,002	930	970	873	906	888	869	851	832	814
	2歳	1,032	982	921	951	987	967	947	927	907	886
	3歳	998	1,015	977	903	937	918	899	880	861	842
	4歳	1,094	981	996	963	1,000	979	959	938	918	898
	5歳	1,056	1,100	979	997	974	962	949	937	924	912
	合計	6,126	5,988	5,737	5,580	5,731	5,622	5,512	5,403	5,293	5,184
就 学 児 童 （ 人 ）	6歳(小1)	1,026	1,040	1,099	958	936	924	912	900	888	876
	7歳(小2)	1,087	1,026	1,031	1,088	1,063	1,049	1,036	1,022	1,009	995
	8歳(小3)	1,105	1,080	1,028	1,031	1,007	995	982	969	956	943
	9歳(小4)	1,109	1,105	1,075	1,034	1,010	997	984	972	959	946
	10歳(小5)	1,088	1,108	1,100	1,074	1,048	1,035	1,023	1,010	997	985
	11歳(小6)	1,079	1,088	1,113	1,108	1,081	1,068	1,055	1,042	1,029	1,016
	合計	6,494	6,447	6,446	6,293	6,146	6,069	5,992	5,915	5,838	5,761

※各年度4月1日

(3) 家庭類型について

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果（父母の有無、父母の就労状況、子どもの年齢など）から、以下の家庭類型を算出します。そして、現在の家庭類型から、母の就労意向を踏まえて、近い将来の潜在的な家庭類型を算出します。

家庭類型	父母の有無や就労状況
タイプA	ひとり親
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯）
タイプF	無業×無業

■就学前児童の現在の家庭類型と潜在的な家庭類型の比率

家庭類型		現在の家庭類型の比率	潜在的な家庭類型の比率
タイプA	ひとり親	5.3%	5.7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	29.6%	30.1%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満の一部)	14.2%	15.9%
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満の一部)	9.5%	12.6%
タイプD	専業主婦（夫）	40.6%	35.5%
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上+64 時間以上 120 時間未満の一部)	0.1%	0.1%
タイプE'	パート×パート (いずれかが 64 時間未満+64 時間以上 120 時間未満の一部)	0.2%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.3%	0.1%

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■就学児童の現在の家庭類型と潜在的な家庭類型の比率

家庭類型		現在の家庭類型の比率	潜在的な家庭類型の比率
タイプA	ひとり親	9.8%	10.7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	21.0%	21.3%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+64時間以上120時間未満の一部)	21.0%	20.8%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(月64時間未満+64時間以上120時間未満の一部)	17.2%	20.6%
タイプD	専業主婦(夫)	30.9%	26.4%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+64時間以上120時間未満の一部)	0.0%	0.0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが64時間未満+64時間以上120時間未満の一部)	0.0%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.0%	0.2%

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。



2. 教育・保育の提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条では、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。また、設定した区域ごとに教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、それに対する「提供体制の確保内容」と「実施時期」を示さなければならないとされています。

本市においては、以下のように教育・保育の提供区域を設定します。

事業		提供区域		
教育・保育	幼稚園	市立：小学校区 私立：全市		
	保育所（園）	全市		
	認定こども園※	市立（1号・2号(教育)）：小学校区 市立（2号(保育)・3号）：全市 私立：全市		
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	全市		
	時間外保育事業（延長保育事業）	全市		
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区等		
	子育て短期支援事業	全市		
	地域子育て支援拠点事業	全市		
	一時預かり事業	①幼稚園における 在園児を対象とした 一時預かり （預かり保育）	幼稚園	市立：小学校区 私立：全市
			認定こども園※	市立（1号・2号(教育)）：小学校区 市立（2号(保育)・3号）：全市 私立：全市
		②その他の一時預かり 事業（幼稚園等の 預かり保育以外）	保育所（園）・ 認定こども園等	全市
	こども広場		全市	
	病児保育事業	全市		
子育て援助活動支援事業	全市			

※令和2年3月現在、檀原市に市立の認定こども園はありません。実施する場合は上記となります。

3. 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 幼稚園等^{※1}

■基本情報

提供区域	市立：小学校区 私立：全市
対象	3～5歳児【1号認定、2号（教育）認定 ^{※2} 】

■量の見込みと確保方策

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号 (教育)	1号	2号 (教育)	1号	2号 (教育)	1号	2号 (教育)	1号	2号 (教育)
①量の見込み（人）	879	161	864	158	848	155	832	153	816	150
②確保方策	市立幼稚園・ 私立認定こども園 ^{※3} (人)		608		598		587		576	
	私立幼稚園（人）		432		424		416		409	
	合計（人）		1,040		1,022		1,003		985	
②-①	0		0		0		0		0	

■提供体制の確保方策

市立幼稚園と私立幼稚園・認定こども園において、令和2年度以降の量の見込みに対応していきます。

※1：幼稚園の利用者及び認定こども園のうち1号認定利用者。

※2：2号（教育）とは、1号認定を受けて幼稚園等を利用している方のうち、保育の必要性があり2号認定を受ける資格を満たす方を指します。

※3：私立認定こども園は、1号認定について記載。

(2) 保育所等^{※1}

■基本情報

提供区域	全市
対象	3～5歳児【2号（保育）認定】、0～2歳児【3号認定】

■量の見込みと確保方策

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号		
		1・2歳	0歳		1・2歳	0歳		1・2歳	0歳	
①量の見込み（人）	1,507	787	184	1,516	785	183	1,528	781	181	
②提供量	保育所（園）・ 認定こども園 ^{※2} （人）	1,551	794	171	1,564	798	171	1,566	797	171
	企業主導型保育 施設 ^{※3} （人）	1	16	7	1	16	7	1	16	7
	合計（人）	1,552	810	178	1,565	814	178	1,567	813	178
②－①	45	23	▲6	49	29	▲5	39	32	▲3	

	令和5年度			令和6年度			
	2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号		
		1・2歳	0歳		1・2歳	0歳	
①量の見込み（人）	1,534	777	180	1,542	772	179	
②提供量	保育所（園）・ 認定こども園 ^{※2} （人）	1,561	800	174	1,559	800	174
	企業主導型保育 施設 ^{※3} （人）	1	16	7	1	16	7
	合計（人）	1,562	816	181	1,560	816	181
②－①	28	39	1	18	44	2	

■提供体制の確保方策

量の見込みに対応するために、市立保育所において受け入れ児童数の調整を図るとともに、私立保育園・認定こども園との連携により、提供体制の確保に努めます。また、認可外保育施設のうち企業主導型保育施設についても、地域枠の設定により低年齢児の受け皿を確保し、令和2年度以降の量の見込みに対応していくとともに、令和5年度での待機児童の解消をめざします。

なお、当該事業における「②－①」については、国基準の待機児童^{※4}数を表しています。ただし、潜在的な待機児童については、年々増加傾向にあります。

※1：保育所（園）の利用者及び認定こども園のうち2・3号認定利用者。

※2：認定こども園は、2・3号認定について記載。

※3：企業主導型保育施設とは、認可外保育施設のうち事業所内保育施設について、（公財）児童育成協会より一定の要件を満たしていることを条件に助成を受けている施設のこと。このうち、定員から従業員枠を除いた地域枠について記載。

※4：国基準の待機児童とは、「保育の必要性の認定（2号または3号）がされ、保育所等の利用の申込がされているが利用していないもの」のうち、「特定の保育所等を希望し待機している場合など（潜在的待機児童）」を除いたものをいいます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

■基本情報

事業概要 (国の規定)	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整を実施する事業。 「基本型」と「特定型」と「母子保健型」がある。
該当事業	利用者支援事業（施策・事業 No.56）
提供区域	全市

■量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（か所）	3	3	3	3	3
②確保方策： 利用者支援事業（か所）	3	3	3	3	3
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

子育て世代包括支援センターの枠組みの中で、基本型として「子育て総合窓口」が市役所分庁舎に1か所、母子保健型として「妊産婦・乳幼児相談窓口」が市役所分庁舎に1か所、保健福祉センターに1か所の、計3か所を設置しており、引き続き実施していきます。



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

■ 基本情報

事業概要 (国の規定)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。
該当事業	時間外保育事業（延長保育事業）（施策・事業 No.10）
提供区域	全市

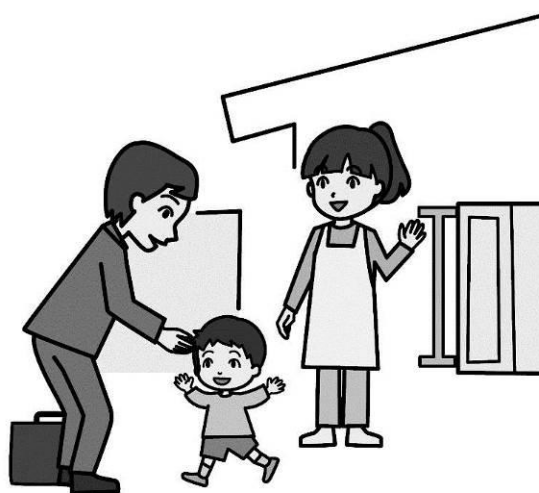
■ 量の見込みと確保方策（0～5歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	565	567	568	568	569
②確保方策： 保育所(園)・ 認定こども園 [※] （人）	565	567	568	568	569
②-①	0	0	0	0	0

■ 提供体制の確保方策

時間外保育事業は、保育所（園）・認定こども園（2・3号認定）の入所者を対象とした追加サービスになるため、令和2年度以降の量の見込みに対しては柔軟に対応することが可能です。

※：認定こども園の利用者のうち、2・3号認定利用者について記載。



(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■基本情報

事業概要 （国の規定）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る事業。
該当事業	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（施策・事業 No.13）
提供区域	小学校区等

■量の見込みと確保方策（小学校1～6年生）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計 （市全域）	①量の見込み（人）	1,299	1,309	1,286	1,267	1,242
	小学1年生	336	331	316	327	304
	小学2年生	340	330	324	307	322
	小学3年生	282	291	278	275	263
	小学4年生	210	191	198	182	187
	小学5年生	87	119	110	121	102
	小学6年生	44	47	60	55	64
	②提供量（人）	1,648	1,653	1,668	1,668	1,668
	②－①	349	344	382	401	426
畝傍南 小学校区	①量の見込み（人）	68	71	71	70	67
	②提供量（人）	108	108	108	108	108
	②－①	40	37	37	38	41
畝傍北 小学校区	①量の見込み（人）	90	94	90	88	87
	②提供量（人）	106	106	106	106	106
	②－①	16	12	16	18	19
畝傍東 小学校区	①量の見込み（人）	168	176	175	173	164
	②提供量（人）	234	234	234	234	234
	②－①	66	58	59	61	70
鴨公 小学校区	①量の見込み（人）	71	67	64	65	66
	②提供量（人）	98	98	98	98	98
	②－①	27	31	34	33	32
晩成 小学校区	①量の見込み（人）	58	61	70	71	78
	②提供量（人）	65	65	80	80	80
	②－①	7	4	10	9	2
耳成 小学校区	①量の見込み（人）	121	120	116	112	106
	②提供量（人）	131	131	131	131	131
	②－①	10	11	15	19	25

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
香久山 小学校区	①量の見込み（人）	17	15	13	10	10
	②提供量（人）	55	55	55	55	55
	②－①	38	40	42	45	45
耳成南 小学校区	①量の見込み（人）	138	144	145	147	146
	②提供量（人）	167	167	167	167	167
	②－①	29	23	22	20	21
今井 小学校区	①量の見込み（人）	66	64	68	70	69
	②提供量（人）	79	79	79	79	79
	②－①	13	15	11	9	10
真菅 小学校区	①量の見込み（人）	112	117	115	114	109
	②提供量（人）	119	119	119	119	119
	②－①	7	2	4	5	10
金橋 小学校区	①量の見込み（人）	73	78	83	89	88
	②提供量（人）	90	95	95	95	95
	②－①	17	17	12	6	7
新沢 小学校区	①量の見込み（人）	40	38	35	30	27
	②提供量（人）	57	57	57	57	57
	②－①	17	19	22	27	30
白檀北 小学校区	①量の見込み（人）	37	35	31	29	26
	②提供量（人）	42	42	42	42	42
	②－①	5	7	11	13	16
白檀南 小学校区	①量の見込み（人）	23	24	22	18	19
	②提供量（人）	26	26	26	26	26
	②－①	3	2	4	8	7
真菅北 小学校区	①量の見込み（人）	143	140	130	122	119
	②提供量（人）	144	144	144	144	144
	②－①	1	4	14	22	25
耳成西 小学校区	①量の見込み（人）	74	65	58	59	61
	②提供量（人）	127	127	127	127	127
	②－①	53	62	69	68	66

■提供体制の確保方策

今後、提供体制については、余裕施設の活用や施設整備等も含め、検討していく必要があります。学校施設等の活用などを検討し、量の見込みに対応していきます。

(4) 子育て短期支援事業

■基本情報

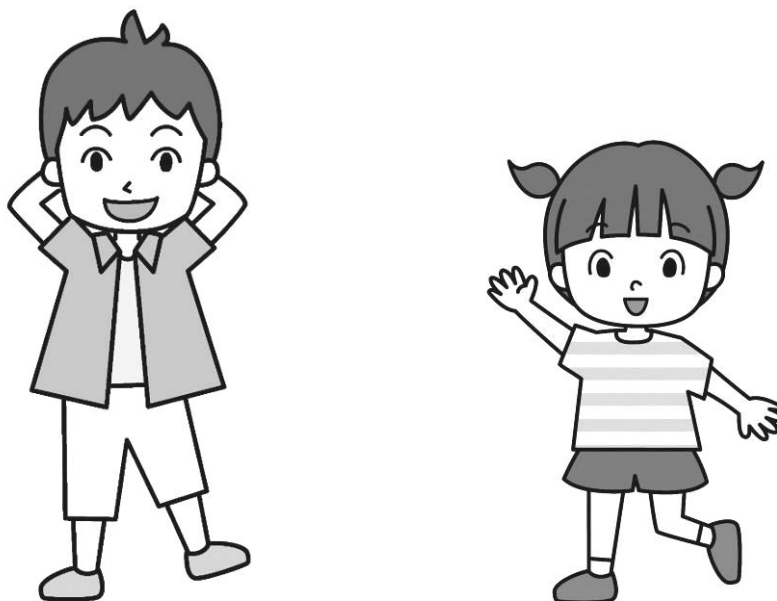
事業概要 (国の規定)	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
該当事業	子育て短期支援事業（施策・事業 No.12）
提供区域	全市

■量の見込みと確保方策（0～5歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	228	224	220	215	211
②確保方策： 子育て短期支援事業 （人）	228	224	220	215	211
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

本市が契約している児童福祉施設と調整を図ることで、令和2年度以降の量の見込みについて対応していきます。



(5) 乳児家庭全戸訪問事業

■基本情報

事業概要 (国の規定)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
該当事業	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（施策・事業 No.50）
提供区域	全市

■量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	927	908	889	870	851
②確保方策： こんにちは赤ちゃん訪問 （人）	927	908	889	870	851
実施体制	保健師・助産師及び訪問指導員、母子保健推進員で対応				
実施機関	橿原市				
委託先	奈良県助産師会及び橿原市母子保健推進員協議会に一部委託				
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

上記の実施体制等を確保し、令和2年度以降の量の見込みについて対応していきます。

(6) 養育支援訪問事業

■基本情報

事業概要 (国の規定)	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
該当事業	養育支援訪問事業（施策・事業 No.75）
提供区域	全市

■量の見込みと確保方策（0～5歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	107	105	103	101	99
②確保方策：養育支援 訪問事業（人）	107	105	103	101	99
実施体制	養育支援訪問員で対応				
実施機関	橿原市				
委託先	無し				
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

上記の実施体制等で専門職を確保し、令和2年度以降の量の見込みについて対応していきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

■ 基本情報

事業概要 (国の規定)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
該当事業	子育て支援センター（施策・事業 No.52）、こども広場（施策・事業 No.53）
提供区域	全市

■ 量の見込みと確保方策（0～2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人(延人数)）	17,305	16,952	16,599	16,246	15,893
②確保方策：地域子育て支援拠点事業（人(延人数)）	17,305	16,952	16,599	16,246	15,893
施設数（か所）	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

■ 提供体制の確保方策

地域子育て支援拠点事業の提供体制については、子育て支援センターとこども広場の2か所で、令和2年度以降の量の見込みに対応していきます。なお、子育て支援センターとこども広場は3～5歳児も利用できます。



(8) 一時預かり事業

■基本情報

事業概要 (国の規定)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
----------------	---

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

■基本情報

該当事業	一時預かり事業（施策・事業 No.9）
提供区域	市立：小学校区 私立：全市

■量の見込みと確保方策（3～5歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人(延人数)）	23,752	23,320	22,887	22,455	22,022
②確保方策：市立・私立幼稚園・私立認定こども園における預かり保育（人(延人数)）	23,752	23,320	22,887	22,455	22,022
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

既存の市立・私立幼稚園・私立認定こども園（1号認定）の預かり保育を実施することで、令和2年度以降の量の見込みについて対応していきます。

② その他の一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育以外）

■基本情報

該当事業	一時預かり事業（施策・事業 No.9）、こども広場（施策・事業 No.53）
提供区域	全市

■量の見込みと確保方策（0～5歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人(延人数)）	6,995	6,861	6,728	6,594	6,461
②確保方策：保育所（園）・認定こども園、こども広場※、企業主導型保育施設（人(延人数)）	6,995	6,861	6,728	6,594	6,461
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

上記の実施体制等を確保し、令和2年度以降の量の見込みに対応していきます。

※：こども広場での一時預かりは、地域子育て支援拠点事業と併用して行っており、平成30年度現在、利用の17%は市外利用者です。

(9) 病児保育事業

■ 基本情報

事業概要 (国の規定)	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。
該当事業	病児保育事業（施策・事業 No.11）
提供区域	全市

■ 量の見込みと確保方策（0～5歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人(延人数)）	448	441	434	427	420
②確保方策：病児保育事業（人(延人数)）	448	441	434	427	420
②-①	0	0	0	0	0

■ 提供体制の確保方策

上記の実施体制等を確保し、令和2年度以降の量の見込みに対応していきます。

※吉川医院キッズケアルームで実施している病児対応型については、明日香村及び高取町と利用協定を結んでおり、平成30年は8人の市外在住児の利用がありました。



(10) 子育て援助活動支援事業

■ 基本情報

事業概要 (国の規定)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
該当事業	ファミリー・サポート・センター事業（施策・事業 No.54）
提供区域	全市

■ 量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人(延人数)）	893	879	864	851	836
就学前児童（0～5歳児） （人(延人数)）	453	444	435	427	418
就学児童（小学1年生～ 6年生）（人(延人数)）	440	435	429	424	418
②確保方策：ファミリー・サポ ート・センター事業(人(延人数))	893	879	864	851	836
②-①	0	0	0	0	0

■ 提供体制の確保方策

ファミリー・サポート・センター事業の周知啓発とともに、会員養成のための定期的な講習会を開催し、援助会員の確保を図ることにより、令和2年度以降の量の見込みについて対応していきます。



(11) 妊婦健康診査

■基本情報

事業概要 (国の規定)	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業。
該当事業	妊婦健康診査（施策・事業 No.22）
提供区域	全市

■量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み：人数（人）	1,516	1,485	1,453	1,421	1,389
延健診回数 （人数×利用回数）（回）	21,224	20,790	20,342	19,894	19,446
②確保方策： 妊婦健康診査（人）	1,516	1,485	1,453	1,421	1,389
実施体制	医師会等との契約				
検査項目	国の基準に準じる				
実施場所	医療機関等				
実施期間	通年				
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の確保方策

上記の実施体制等を確保することにより、令和2年度以降の量の見込みについて対応していきます。

(12) その他

事業名	事業概要（国の規定）	方針
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得状況等を勘案し、市町村が定める基準に当てはまる世帯について、特定教育・保育等を受けた場合にかかる給食費、日用品、文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の一部または全部を助成する事業。	施策・事業 No.20 に記載のとおり実施します。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関職員や関係機関等の専門性強化や、地域ネットワークと関係機関及び訪問事業等との連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に資することを目的とする事業。	施策・事業 No.74 に記載のとおり実施します。
多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業。	国の動向に応じて検討を進めます。

第6章 計画の推進に向けて

1. 子ども・子育て支援の推進に向けた考え方

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的な認識のもと、「社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもをどのように育てていくのか」「そのためには、行政をはじめ、地域社会を構成するさまざまな主体がどのようなことに取り組めるのか」を、しっかりと考えた上で進めていく必要があります。

そこで、主体の一つである市（行政）として、子ども・子育て支援を推進するにあたっての考え方を以下に整理します。

(1) 乳幼児期の教育・保育の推進について

① 幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の提供体制

第5章において教育・保育の量の見込みと提供体制・確保方策を示しましたが、本市では保護者のニーズや就労状況等を把握するとともに、私立幼稚園や私立保育園・認定こども園との連携を強化し、既存施設の活用を含め、量の見込みに対する提供体制の確保とともに、公立幼稚園・保育所については適正配置に努めます。あわせて、保護者のニーズ等に柔軟に対応できるよう、地域型保育事業（小規模保育）や認可外保育施設についても、受け皿として確保していくよう努めます。

また、全保育所（園）・認定こども園で、支援を必要とする子どもの受け入れをめざし、一人ひとりの子どもを大切にす保育の視点に立って、細やかな保育を進めます。

② 教育と保育の一体的な推進

国では、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供に向けて、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」との整合性を確保し、認定こども園における教育・保育の内容の基準となる「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を策定し、それに沿った取り組みを進めています。また、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して教育・保育を行うことを基本とし、生きる力の基礎を育むための「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が示され、それに基づき保育・教育を推進することとされています。

本市では、質の高い乳幼児期の教育・保育を総合的に提供できるよう、幼稚園児と保育所（園）児が区別なく、教育・保育を受けることのできる体制の構築を図っていくことが必要だと考えます。その環境のもとで「檀原市就学前の保育・教育指針」に基づき、一人ひとりの子どもがその個性や能力を伸ばし、健やかに成長できるよう就学前の子どもの育ちを一貫して支える教育・保育を推進します。

また、教育と保育を一体的に推進するためにも、本市では、既存の幼稚園や保育所（園）が認定こども園への移行についての判断ができるよう、認定こども園に関する情報提供・支援を行うとともに、地域の状況を踏まえた上で、認定こども園への移行に向けた諸課題についての協議を各施設と進め、地域の実情に応じた認定こども園の普及を図ります。

③ 地域型保育事業の推進

保育ニーズ等に対応するため、条例で規定した設備・運営基準に基づいて地域型保育事業（小規模保育）を推進します。また、市として、教育・保育施設の実施者と地域型保育事業の実施社会の相互連携を支援していきます。

④ 幼稚園・保育所（園）・認定こども園職員等の研修の実施

子ども一人ひとりの成長・発達に応じた教育・保育内容の充実を図り、多様なニーズに対応できるよう、研修事業の充実やさまざまな自己啓発・交流機会への参加促進などを通じて、職員の質の向上を図ります。

⑤ 就学前教育・保育における幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校との連携の推進

乳幼児期の教育・保育は子どもの「生きる力」の基礎を培う大変重要なものです。

子どもの発達や学びの連続性を踏まえながら、「小学校学習指導要領」における主体的・対話的で深い学びにつなげることを意識し、幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通う子どもと児童・生徒との交流活動を充実させ、幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校教育への円滑な接続に向けたカリキュラムの共通理解、指導者の相互理解、家庭・地域との連携を推進します。

（２）地域子ども子育て支援事業の推進について

第５章において地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制・確保方策を示しましたが、本市では保護者のニーズや就労状況等の把握を進め、多様なメニューから保護者のニーズに合ったサービス（事業）を選択して利用できるよう、地域の実情に応じて、各事業の量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。

なお、地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、地域住民や関係団体・機関との連携を通じて、各事業の基盤となる地域の子育て支援体制の充実・強化を図ります。

（３）母子保健の推進について

乳幼児期の教育・保育を提供し、地域子ども・子育て支援事業を展開するにあたっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健との連携を確保する必要があります。

本市では、妊娠・出産の安全性の確保をはじめ、一人ひとりの子どもが健やかに育つための環境づくりや楽しく子育てができる環境づくりなどの母子保健を積極的に展開することで、子ども・子育て支援や健康支援を推進し、すべての子どもが健やかに育つ社会をめざします。

2. 推進体制の充実

(1) 市民や地域、関係団体・機関、企業等との推進体制の充実

本計画を通じて子ども・子育て支援を着実に推進していくためには、市と市民、地域、関係団体・機関、企業等が本計画の基本理念を共有するとともに、適切な役割分担や協働により、それぞれが主体的に子ども・子育て支援に取り組むことが必須条件となります。

そのためにも、本計画の周知・普及を図りながら、子ども・子育て支援に関するさまざまな情報提供・情報発信を積極的に進めます。また、地域における子ども・子育て支援に関する課題などの把握・共有にも努めるとともに、市民や地域、関係団体・機関、企業等の主体的な取り組みとの連携・支援を図ります。

(2) 庁内における推進体制の充実

本計画を全庁的な取り組みとして、総合的かつ効果的に推進するため、「檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会」において、庁内の横断的な連携を強化します。

また、「檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会」では、庁内関係課における計画の進捗状況を各年度において点検・共有化するとともに、見直しや改善について検討を進めます。

(3) 国・県との連携

総合的かつ効果的に子ども・子育て支援を進めていくため、国や県との連携を図るとともに、国の子ども・子育て支援に関する動向を十分に注視し、国や県に対して必要な要望を行います。

3. 計画の点検・評価

計画の点検・評価については、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、労働者を代表する方、事業主を代表する方、子ども・子育て支援に関する有識者などから構成する「檀原市子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策・事業の実施状況及び達成状況等についての点検・評価を毎年度実施します。

また、急激な時代の変化を的確に捉えながら、計画の柔軟な運用を図るとともに、計画期間の中間年となる令和4年度を目安とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、施策・事業の実施状況等の評価結果については、毎年度ホームページ等を通じて市民に公表します。

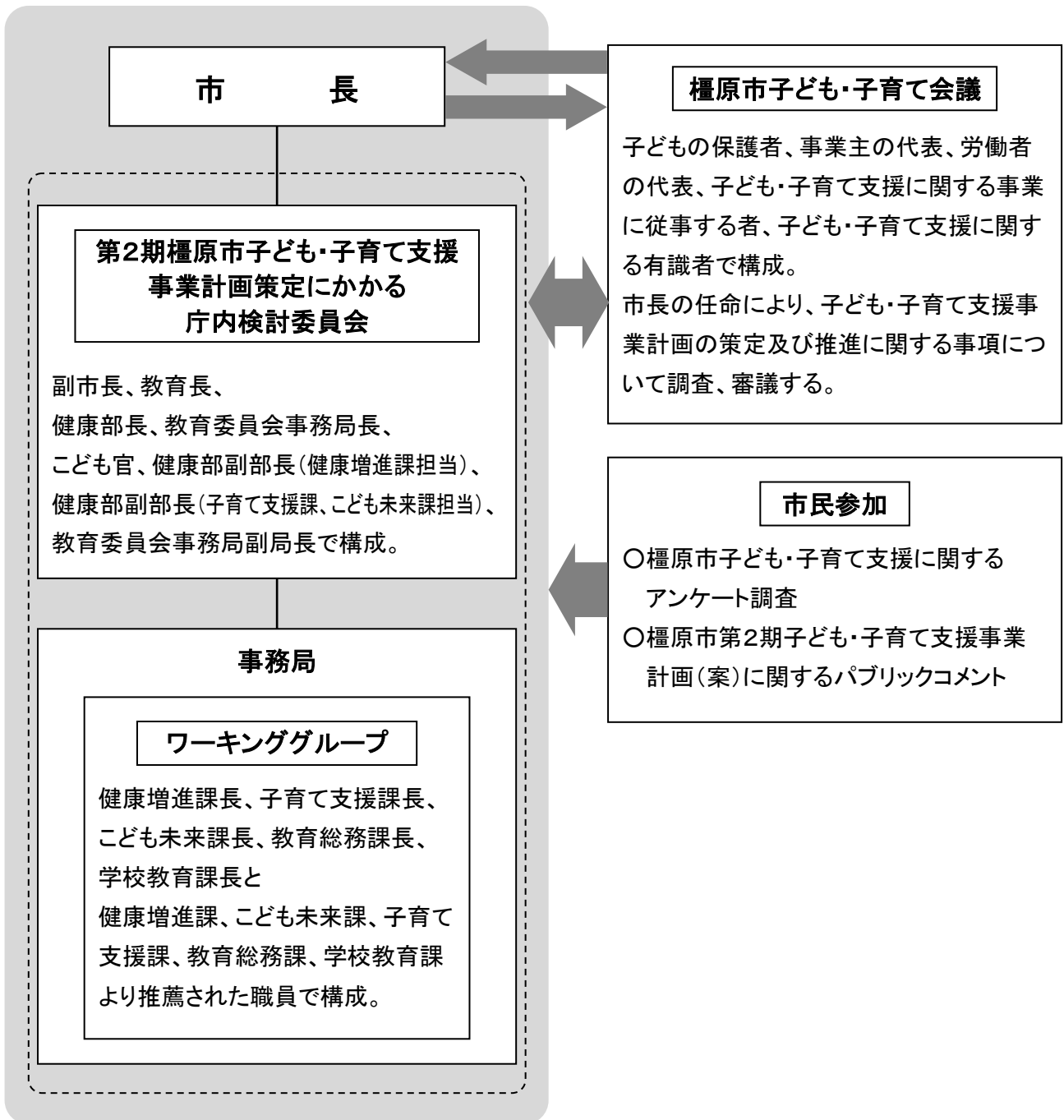
資料編

1. 策定経過

日程	内容
平成30年 12月20日	第1回庁内ワーキンググループ会議
平成31年 1月8日	第1回橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会
2月7日	平成30年度第2回橿原市子ども・子育て会議 ○基本目標別事業計画の進捗状況について ○教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について ○橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画にかかるスケジュール ○アンケート調査について
2月28日 ～3月15日	橿原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 ○橿原市内在住の就学前の子どもを持つ保護者 1,600人 ○橿原市内在住の小学生の子どもを持つ保護者 800人
令和元年 5月20日	第2回庁内ワーキンググループ会議
5月30日	第2回橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会
5～7月	市内私立幼稚園、保育園、認定こども園関係者ヒアリング調査
7月4日	令和元年度第1回橿原市子ども・子育て会議 ○基本目標別事業計画の進捗状況について ○教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について ○アンケート結果報告について ○橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ○量の見込みの算定案について
8月14日	第3回庁内ワーキンググループ会議
8月26日	第3回橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会
9月30日	令和元年度第2回橿原市子ども・子育て会議 ○橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方等の案について ○具体的な各施策の展開の案について ○量の見込みに対応する「確保方策」の案について
11月5日	第4回橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会
11月21日	令和元年度第3回橿原市子ども・子育て会議 ○子ども・子育て会議での今後の審議内容について ○橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
12月3日 ～12月27日	橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメント
令和2年 1月16日	第5回橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会

日 程	内 容
2月6日	令和元年度第4回檀原市子ども・子育て会議 ○令和元年度第3回檀原市子ども・子育て会議以降の会長一任による 計画の変更箇所について ○パブリックコメントでのご意見に対する対応について ○計画の概要版について
2月	檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画の完成
3月	檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画報告（県）

2. 策定体系図



3. 檀原市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日
条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、檀原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関して知識及び経験を有する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門委員)

第7条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して知識又は経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

4. 橿原市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略 50音順)

		役 職	氏 名	備 考
1	子ども・子育て支援に関する有識者	奈良芸術短期大学 副学長	天根 俊治	会長職務代理者
2	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立保育園 代表 (橿原保育園 園長)	伊瀬 哲也	
3	労働者を代表する者	連合奈良南和地域協議会 代表	上田 邦芳	
4	事業主を代表する者	公益社団法人 橿原経済倶楽部 会長	喜多 一嘉	
5	子ども・子育て支援に関する有識者	元橿原市教育委員	桐山 吉子	
6	子ども・子育て支援に関する有識者	橿原市民生児童委員協議会 会長	小西 満洲男	会長
7	子ども・子育て支援に関する有識者	橿原市自治委員連合会長	米田 勝彦	
8	子どもの保護者	橿原市 PTA 連合会 代表	米田 幸	変更
9	子どもの保護者	橿原市放課後児童クラブ 保護者連絡協議会 代表	竹本 亜希子	変更
10	子ども・子育て支援に関する有識者	橿原市歯科医師会 会長	辻之内 基文	
11	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立保育園 代表 (ひかり保育園 園長)	藤田 平三郎	
12	子ども・子育て支援に関する有識者	橿原地区医師会代表	三浦 修治	
13	子どもの保護者	橿原市育児サークル代表	森田 千景	
14	子どもの保護者	橿原市 PTA 連合会幼稚園・こども園 委員会 代表	森本 彩子	
15	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立幼稚園 代表 (常盤幼稚園 園長)	吉川 隆博	

5. 橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会設置について

平成30年11月8日

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法の規定に基づく子ども・子育て支援新制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るための「橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定及び推進に関し、必要な事項を検討するため、橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画策定のための具体的事項の協議及び検討に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援施策推進のための方策について調査研究を行う。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画策定後の点検・評価等を行う。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は教育長をもって充て、委員は別表に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、健康部長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(ワーキンググループ)

第5条 委員長が必要と認めるときは、第2条に定める事務を専門的に研究するために、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、健康増進課、子育て支援課、こども未来課、教育総務課、学校教育課の課長及び、各課長より推薦された職員をもって組織する。ただし、委員が人事異動等により欠員となった場合は、当該職員が所属する課から推薦を受けた職員を委員に充てるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康部こども未来課において処理する。

別表（第3条関係）

庁内検討委員

職名	備考
副市長	委員長
教育長	副委員長
健康部長	委員
教育委員会事務局長	〃
健康部こども官	〃
健康部副部長（健康増進課担当）	〃
健康部副部長（子育て支援課、こども未来課担当）	〃
教育委員会事務局副局長（教育総務課・学校教育課担当）	〃

6. 橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内検討委員会等委員名簿

(1) 橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる庁内委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名
	副市長	岡崎 益光
	教育長	吉本 重男
教育委員会事務局	局長	藤井 綾子
健康部	部長	吉田 雄一
健康部	こども官	竹本 恵子
健康部	副部長	井原 ひろみ
健康部	副部長	加護 剛
教育委員会事務局	副局長	北野 哲也

※副市長及び教育長については、令和元年11月12日以降空席。

(2) ワーキンググループ委員名簿

担当課	職 名	氏 名
こども未来課	課長	上島 誠治
健康増進課	課長	川田 靖代
子育て支援課	課長	池田 由美子
教育総務課	課長	辻本 幸司
学校教育課	課長	戸田 高志
健康増進課	課長補佐	谷口 清真
子育て支援課	統括調整員 統括調整員	山本 晃 岡松 ひとみ
こども未来課	指導主事 課長補佐 主事	中渡 三保子 中谷 浩隆 菊池 侑子
教育総務課	主事	東浦 成希
学校教育課	指導主事	竹田 由起子

7. 用語の説明

あ行

■ 1号（認定）

満3歳以上で、学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子どものことをいいます。

か行

■ 教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された幼稚園・保育所・認定こども園のことです。

■ 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産むとされる子どもの数に相当します。

■ 子ども・子育て支援

保護者・家庭に子育てについての責任があることを前提としつつ、保護者自身が、自分の存在や価値を肯定する感覚・感情を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

■ 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化し、教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、家庭における養育支援の充実を図るための制度です。平成24年に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

さ行

■ 3号（認定）

満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）のことをいいます。

た行

■地域型保育（事業）

施設（定員 20 人以上）よりも少人数の単位で、主に 3 歳児未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4 つがあります。

- ・家庭的保育…主に 3 歳児未満を対象とし、家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員 5 人以下）できめ細かな保育を行います。
- ・小規模保育…主に 3 歳児未満を対象とし、少人数（定員 6～19 人）で、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細かな保育を行います。
- ・事業所内保育…主に 3 歳児未満を対象とし、事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
- ・居宅訪問型保育…主に 3 歳児未満を対象とし、障がいや疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において 1 対 1 で保育を行います。

■特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給にかかる施設として確認する「教育・保育施設」のことです。

な行

■2号（教育）（認定）

満 3 歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども）のことをいいます。

■2号（保育）（認定）

満 3 歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）のことをいいます。

■認可外保育施設

児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設のことをいいます。

■認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。本計画では、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 つのタイプを包含して「認定こども園」と記載しています。

は行

■保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みのことです。

わ行

■ワーク・ライフ・バランス

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをいいます。

橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：橿原市

編集：橿原市健康部 こども未来課

〒634-8509 奈良県橿原市内膳町1丁目1番60号

橿原市役所 分庁舎2階

TEL：0744-25-2790

FAX：0744-25-2221



檜原市